

資料編

(令和7年修正)

《目次》

(関係条例等)

資料第1	小平市防災会議条例	資料-1
資料第2	小平市防災会議運営規程	資料-3
資料第3	小平市災害対策本部条例	資料-5
資料第4	小平市災害対策本部条例施行規則	資料-6
資料第5	小平市災害対策本部運営要綱	資料-10
資料第6	小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領	資料-23

(具体的計画)

資料第7	災害対策活動拠点となる庁舎等	資料-28
資料第8	小平市消防団火災出動区域表	資料-29
資料第9	緊急通行(輸送)車両確認申出書	資料-30
資料第10	規制除外車両事前届出書	資料-32
資料第11	大震災時における交通規制図	資料-33
資料第12	緊急道路障害物除去路線図	資料-34
資料第13	ガスメーター マイコンメーター復帰方法	資料-35
資料第14	ヘリコプター発着場基準及び表示要領	資料-36
資料第15	無線局配置一覧表	資料-38
資料第16	小平市防災無線システム構成図	資料-43
資料第17	J-ALERT自動放送条件等一覧	資料-44
資料第18	東京都・小平市地方非常通信ルート	資料-45
資料第19	被害程度の認定基準	資料-46
資料第20	遺体収容所における標準的な配置区分図	資料-49
資料第21	火葬場一覧	資料-50
資料第22	遺体の捜索等	資料-51
資料第23	災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法	資料-52
資料第24	災害用伝言板の利用方法(各通信事業者)	資料-53
資料第25	いっとき避難場所、広域避難場所及び一時滞在施設一覧表	資料-55
資料第26	指定避難所一覧表	資料-57
資料第27	防災機能確保のために活用可能な公園一覧	資料-60
資料第28	従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方(東京都帰宅困難者対策条例)	資料-61
資料第29	「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」における一時滞在施設の確保	資料-62
資料第30	「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」における一時滞在施設の運営	資料-64
資料第31	避難者カード	資料-66
資料第32	物資管理簿	資料-67
資料第33	避難所状況報告用紙	資料-68
資料第34	備蓄物資一覧	資料-70
資料第35	市所有車両一覧	資料-71

資料第3 6	多摩地区の給水拠点	資料-74
資料第3 7	物資の流れ	資料-75
資料第3 8	RI 法の対象事業所	資料-76
資料第3 9	罹災（罹災届出）証明願	資料-86
資料第4 0	罹災証明書	資料-88
資料第4 1	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	資料-89
資料第4 2	災害援護資金の貸付	資料-90
資料第4 3	生活福祉資金の貸付	資料-91
資料第4 4	被災者生活再建支援金の支給	資料-92
資料第4 5	中小企業への融資	資料-93
資料第4 6	農林漁業関係者への融資	資料-96
資料第4 7	災害報告の様式	資料-98
資料第4 8	日毎の記録を整理するために必要な書類	資料-102
資料第4 9	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資料-105
資料第5 0	公用負担権限委任証明書・公用負担命令票	資料-110
資料第5 1	被災者相談窓口の相談分野・相談内容	資料-111
資料第5 2	気象庁震度階級関連解説表	資料-112
資料第5 3	気象庁の火山観測・監視体制	資料-116
資料第5 4	浸水予想区域・土砂災害警戒区域	資料-117
資料第5 5	各場面における震災シナリオ	資料-118
資料第5 6	用語集	資料-130

資料第 1

小平市防災会議条例

昭和 38 年
条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、小平市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小平市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織（災害対策基本法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、防災上必要な機関、団体のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は 33 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を総括する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則(昭和38年6月24日・昭和38年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年12月9日・昭和46年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日・平成12年条例第2号)

この条例中第1条及び第7条の規定は公布の日から、その他の規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日・平成22年条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日・平成25年条例第5号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料第 2

小平市防災会議運営規程

昭和 4 7 年
訓令第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小平市防災会議条例(昭和 3 8 年条例第 1 8 号)第 6 条の規定に基づき、小平市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第 3 条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第 4 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の職名及び氏名

(3) 議題及び概要並びに議決事項

(4) その他必要と認める事項

(委任)

第 5 条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第 6 条 専門委員は、調査の結果を報告することができる。

(部会)

第 7 条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

附 則(昭和 4 7 年 8 月 1 7 日・昭和 4 7 年訓令第 1 0 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 2 年 2 月 3 日・平成 1 2 年訓令第 1 号)

この訓令は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成16年3月15日・平成16年訓令第1号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日・平成17年訓令第14号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日・平成27年訓令第4号)
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

資料第3

小平市災害対策本部条例

昭和38年
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、小平市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、小平市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を統括する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、小平市規則で定める。

附 則(昭和38年6月24日・昭和38年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年12月9日・昭和46年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日・平成12年条例第2号)

この条例中第1条及び第7条の規定は公布の日から、その他の規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日・昭和25年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料第4

小平市災害対策本部条例施行規則

昭和46年
規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、小平市災害対策本部条例（昭和38年条例第20号）第2条第3項及び第4条の規定に基づき、小平市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及びその所掌事務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 東京都及び公共機関に対する応援の要請に関すること。
- (5) 隣接市との相互応援に関すること。
- (6) 災害救助法の適用の要請に関すること。
- (7) 公用令書による公用負担に関すること。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもつて構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもつて充てる。

- 2 小平市災害対策本部条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にある者をもつて充てる。

企画政策部長 企画政策部財務担当部長 総務部長 総務部危機管理担当部長 市民部長 地域振興部長 こども家庭部長 健康福祉部長 健康福祉部健康・保険担当部長 環境部長 都市開発部長 都市開発部都市建設担当部長 会計管理者 教育部長 教育部教育指導担当部長 教育部地域学習担当部長 議会事務局長 監査事務局長 消防団長 東京消防庁小平消防署長又はその指名する消防吏員

- 2 前項の表に掲げる者のほか、本部長が必要があると認めるときは、小平市の職員のうちから本部員を指名することができる。
- 3 本部員に事故があるときは、本部員があらかじめ指名する者（次条において「本部員代理」という。）がその職務を代理する。

(部の編成等)

第6条 部（小平市災害対策本部条例第2条第1項に規定する部をいう。以下この条にお

いて同じ。)の編成及び分掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 部に属すべき本部の職員は、別表に定める者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、部長が必要があると認めたときは、班に副班長を置き、あらかじめ部長が指名する職員をこれに充てることができる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部長及び副部長に共に事故があるときは、本部員代理(部長である本部員の職務を代理する本部員代理に限る。)が部長の職務を代理する。
- 6 班長は、部長の命を受け、班の事務を統括する。
- 7 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 班員は、班長の命を受け、班の事務に従事する。

(職務権限)

第7条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(部班長会議)

第8条 本部長は、災害対策の推進を図るため必要があると認めたときは、部班長会議を招集することができる。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則(昭和46年12月15日・昭和46年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年4月5日・昭和50年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月27日・昭和60年規則第23号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年8月1日・昭和62年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日・昭和63年規則第6号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年3月31日・平成元年規則第35号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日・平成3年規則第19号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年7月1日・平成3年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日・平成4年規則第16号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月27日・平成7年規則第12号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年8月7日・平成9年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月27日・平成10年規則第14号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月25日・平成11年規則第25号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月30日・平成11年規則第44号）

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日・平成11年規則第53号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日・平成14年規則第39号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日・平成16年規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日・平成17年規則第43号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日・平成18年規則第23号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日・平成18年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日・平成19年規則第29号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日・平成19年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月25日・平成20年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月27日・平成21年規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月1日・平成22年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日・平成23年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日・平成23年規則第15号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日・平成24年規則第14号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月9日・平成24年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月28日・平成25年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日・平成26年規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日・平成27年規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日・平成28年規則第35号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月12日・平成29年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日・平成30年規則第14号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日・令和元年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日・令和2年規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日・令和3年規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月11日・令和3年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月16日・令和3年規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日・令和4年規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日・令和4年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月16日・令和5年規則第9号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日・令和6年規則第38号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月19日・令和7年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

[省略]

資料第5

小平市災害対策本部運営要綱

平成22年6月1日
事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、小平市地域防災計画（小平市防災会議条例（昭和38年条例第18号）第2条第1号の規定により作成された小平市地域防災計画をいう。）に定めるもののほか、小平市災害対策本部条例施行規則（昭和46年規則第15号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、本部の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に規定する程度のもの又はこれに準ずるものをいう。

(本部の設置)

第3条 市長は、小平市の区域内（以下「市内」という。）において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、第7条の規定による非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、本部を設置する。

2 小平市の職員（小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領（平成22年6月1日制定）第3条第3項に規定する緊急初動要員を除く。）は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかにそれぞれの勤務場所に参集しなければならない。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度5強の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、市長が出動を命ずるとき。
- (3) その他災害発生により第7条の規定による非常配備態勢が必要とされる場合において、市長が出動を命ずるとき。

(本部の設置の通知等)

第4条 災対調整部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に対し、本部の設置を通知するとともに市民への周知を図らなければならない。

- (1) 副本部長及び本部員
- (2) 東京消防庁小平消防署長
- (3) 警視庁小平警察署長
- (4) 東京都知事
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- (6) 隣接市の市長
- (7) その他関係機関の長

2 部長は、前項の通知を受けたときは、本部の設置について所属職員（班長及び班員をいう。以下同じ。）に対しその旨の周知徹底をしなければならない。

(本部の廃止)

第5条 市長は、市内において災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害が発生するおそれが解消したと認めるときは、本部を廃止する。

2 前条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(情報連絡態勢)

第6条 市長は、本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報の収集及び伝達のために必要があると認めるときは、情報連絡態勢を執るものとする。

2 地震による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

震度5弱の地震が発生したときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

震度5弱の地震が発生した場合であって局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課並びに本部の各班の班長及び副班長となるべき者において局地的災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

3 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意（ゆっくりすべりのみに係るものに限る。））が発表されたときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意（前号アに規定する情報を除く。））が発表されたときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課並びに本部の各班の班長及び副班長となるべき者において局地的災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

4 台風、豪雨等による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

大雨注意報、洪水注意報、強風注意報又は大雪注意報のいずれかの注意報が発表されたとき、台風の接近が予想されるときその他状況により市長が必要があると認

めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課、環境部水と緑と公園課、環境部下水道課及び都市開発部道路課において台風、豪雨等に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

大雨警報、洪水警報、暴風警報又は大雪警報のいずれかの警報が発表されたとき、局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

企画政策部秘書広報課、総務部総務課、総務部防災危機管理課、地域振興部文化スポーツ課、こども家庭部子育て支援課、こども家庭部保育課、環境部環境政策課、環境部資源循環課、環境部水と緑と公園課、環境部下水道課、都市開発部公共交通課、都市開発部道路課、教育部教育総務課において局地的災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

5 原子力緊急事態による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

放射性物質又は放射線が市内に影響を及ぼすと予想されるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課及び環境部環境政策課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による通報があったときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部総務課、総務部防災危機管理課、地域振興部市民協働・男女参画推進課、地域振興部産業振興課、地域振興部文化スポーツ課、こども家庭部子育て支援課、こども家庭部保育課、健康福祉部健康推進課、環境部環境政策課、環境部資源循環課、環境部水と緑と公園課、環境部下水道課、都市開発部道路課、都市開発部施設整備課、教育部教育総務課、教育部学務課、教育部指導課、公民館及び図書館において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

6 噴火による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

富士山及び市内に降灰が予想される火山の噴火警報が発表されたときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

東京都の区域内に降灰予報が発表されたとき、市内に降灰の強さ1の降灰が確認されたときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課、地域振興部産業振興課、環境部下水道課及び都市開発部道路課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

7 大規模事故による災害に関する小平市の情報連絡態勢は、次に掲げるとおりとし、市長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1情報連絡態勢

ア 発令の時期

大規模事故が発生し、情報の収集が必要なときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

(2) 第2情報連絡態勢

ア 発令の時期

大規模事故が発生し、被害が拡大するおそれがあるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

総務部防災危機管理課並びに本部の各班の班長及び副班長となるべき者において災害に関する情報の収集及び伝達を直ちに行える態勢とする。

8 市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は本部を設置したときは、情報連絡態勢を解除する。

(本部の非常配備態勢)

第7条 地震による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1非常配備態勢

ア 発令の時期

震度5強の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 第2非常配備態勢

ア 発令の時期

震度6弱以上の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

本部の総力をもって対処する態勢とする。

- 2 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に関する本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。
 - (1) 第1非常配備態勢
 - ア 発令の時期
気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
 - イ 態勢の内容
局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。
- 3 台風、豪雨等による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。
 - (1) 第1非常配備態勢
 - ア 発令の時期
災害が発生するおそれがあるとき、局地的災害が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
 - イ 態勢の内容
局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。
 - (2) 第2非常配備態勢
 - ア 発令の時期
災害が拡大し、第1非常配備態勢では対処できないときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
 - イ 態勢の内容
本部の総力をもって対処する態勢とする。
- 4 原子力緊急事態による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。
 - (1) 第1非常配備態勢
 - ア 発令の時期
原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言があったときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
 - イ 態勢の内容
局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。
 - (2) 第2非常配備態勢
 - ア 発令の時期
災害が拡大し、その影響が市内に及ぶことにより第1非常配備態勢では対処できないときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
 - イ 態勢の内容
本部の総力をもって対処する態勢とする。
- 5 噴火による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。
 - (1) 第1非常配備態勢
 - ア 発令の時期
東京都の区域内に降灰予報が発表され、かつ、降灰が予想される地域に小平市の区域が含まれるとき、市内に降灰の強さ2の降灰が確認されたときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 第2非常配備態勢

ア 発令の時期

災害が拡大し、第1非常配備態勢では対処できないとき、市内に降灰の強さ3の降灰が確認されたときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

本部の総力をもって対処する態勢とする。

6 大規模事故による災害に対処するための本部の非常配備態勢は、次に掲げるとおりとし、本部長は、災害の状況に応じ必要と認める態勢を執るものとする。

(1) 第1非常配備態勢

ア 発令の時期

重大な大規模事故による災害が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

局地的災害に直ちに対処できる態勢とする。

(2) 第2非常配備態勢

ア 発令の時期

重大な大規模事故による災害による被害が拡大し、第1非常配備態勢では対処できないときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

イ 態勢の内容

本部の総力をもって対処する態勢とする。

(非常配備態勢の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、本部長は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対してのみ前条に掲げる非常配備態勢と種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(非常配備態勢に基づく措置)

第9条 部長は、あらかじめ部に所属する班が非常配備態勢の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に対しその旨の周知徹底をしなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前項に規定する活動要領により所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(非常配備態勢時の動員人員)

第10条 非常配備態勢別の動員人員は、原則として別表のとおりとする。ただし、部長は、災害の状況、応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人員を適宜増減することができるものとする。

(所属職員の配置)

第11条 部長は、あらかじめ非常配備態勢別動員表(別記様式第1号)を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員の参集方法を定め、所属職員に対しその旨の周知徹底をしなければならない。

2 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じ次に掲げる処置を執らなければならない。

(1) 非常配備態勢別動員表により所属職員を配置すること。

(2) 所属職員に参集方法及び交代方法を周知徹底させること。

(3) その他高次の非常配備態勢に応ずる所属職員の配置に移行できる措置を講ずること。
(職員の服務)

第12条 本部の職員は、本部が設置されたときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部に係る指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議又は出張を中止すること。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れるときには、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- (5) 非常配備態勢が発令されたときは、非常配備態勢別動員表により速やかに参集すること。
- (6) 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。

(本部連絡員)

第13条 本部長室、部及び班相互間の連絡又は調整を推進するため、部ごとに本部連絡員を置く。

- 2 部長は、本部の設置後速やかに所属職員のうちから複数の本部連絡員を指名し、災対調整部長に報告しなければならない。
- 3 本部連絡員は、本部が設置されている間交代で勤務し、災対調整部長の指示があるまで退庁することができない。
- 4 本部連絡員は、勤務を交代したときは、直ちに災対調整部長に報告しなければならない。

(本部連絡員の招集)

第14条 災対調整部長は、必要があると認めるときは、指定した場所に本部連絡員を招集することができる。

(本部長室の開設)

第15条 災対調整部長は、本部が設置された場合は、直ちに本部長室を開設するために必要な措置を執るものとする。

- 2 本部長室は、小平市庁舎3階の災害対策本部室に開設する。

(本部長室の運営)

第16条 本部長は、規則第2条に規定する所掌事務について審議する必要がある場合は、副本部長及び本部員を招集する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に前項に規定する以外の者の出席を求めることができる。
- 3 部長は、その分掌事務について協議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

(本部長室における発信事項の処理)

第17条 災対調整部長は、本部長の指示事項及び本部長室の付議事項のうち、必要と認める事項について、本部連絡員の参集を求め、又は庁内放送、電話その他適切な方法により本部の職員その他関係者に伝達するものとする。

(本部長室における受信事項の処理)

第18条 災対調整部長は、東京都災害対策本部からの指示、通報又は連絡事項を受信したときは、直ちに本部長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

2 警察署、消防署等関係防災機関又は協力団体等からの受信事項については、前項に準じて処理するものとする。

(通信伝票)

第19条 本部長室における発信事項及び受信事項の処理は、通信伝票（別記様式第2号）を使用しなければならない。

(処置状況等の報告)

第20条 部長は、次に掲げる事項について速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 把握した被害状況その他の災害に関する情報
- (2) 実施した応急措置の内容
- (3) 今後実施しようとする応急措置の内容
- (4) 本部長から特に指示された事項
- (5) その他必要と認める事項

(予算手続)

第21条 災対企画政策部長は、本部長室が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部長室に付議して、関係部長に必要な指示をしなければならない。

2 部長は、部の分掌事務の遂行に要する費用について、予算額に不足が生じようとするとき、又は予算措置が講じられていないときは、直ちに災対企画政策部長の指示を受けなければならない。

(調達手続)

第22条 物資等の調達は、部の分掌事務に従って部長が、小平市契約事務規則（昭和39年規則第15号）第71条の規定により災対総務部調達班に請求するものとする。

2 災対総務部調達班は、部及び班の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう調達事務を処理しなければならない。

(支払手続)

第23条 部が調達をした物資等に関する支払は、当該調達をした部が原則として一般の支払手続により支払事務を処理し、即時の支払を必要とするものについては、小平市会計事務規則（平成13年規則第17号）第72条の規定により、資金前渡を受けて支払事務を処理する。

2 災対企画政策部長は、本部長室が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部長室に付議して、部長及び班長に必要な指示をしなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

別表(第10条関係)

本部の組織		通常の組織 (行政組織)	所属職員数		非常配備態勢		備考
			常勤	再任用	第1	第2	
災対調整部	本部班	総務部 防災危機管理課	1 1		1 1	1 1	
		総務部 地域安全課	3		3	3	
災対企画政策部	政策班	企画政策部 政策課	6	1	2	7	
	本部 協力班	企画政策部 行政経営課	7		2	7	企画政策部デジタルトランスフォーメーション推進担当課長1人を含む。
	秘書 広報班	企画政策部 秘書広報課	7	2	3	9	
	情報シス テム班	企画政策部 情報政策課	1 0		3	1 0	
	財政班	企画政策部 財政課	9		3	9	
	不動産調 達班	企画政策部 公共施設マネジ メント課	1 2		4	1 2	
災対総務部	総務班	総務部総務課	1 1		3	1 1	
	調達班	総務部契約検査 課(検査担当を 除く。)	6	1	2	7	
	受援班	総務部職員課	1 5		5	1 5	総務部労務・人事制度担当課長1人を含む。
災対市民部	調査 協力班	市民部市民課 (市民サービス 担当及び市民相 談担当を除く。)	4 0	1	1 3	4 1	
	広聴班	市民部市民課 (市民サービス 担当及び市民相 談担当に限る。)	5	2	2	7	市民部市民サービス担当課長1人を含む。
	調査班	市民部税務課	4 1	2	1 3	4 3	
市民部収納課		2 5		8	2 5		
災対地域振 興部	広聴 協力班	地域振興部 市民協働・男女 参画推進課	1 3	1	4	1 4	地域振興部地域コミュニティ担当課長1人を含む。
	産業班	地域振興部 産業振興課	9		3	9	
	物資 拠点班	地域振興部 文化スポーツ課	1 5		5	1 5	
災対こども 家庭部	保育班	こども家庭部 子育て支援課	1 9		6	1 9	こども家庭部学童クラブ担当課長1人を含む。
		こども家庭部 保育課	1 8 3	4	2 6	1 8 7	こども家庭部保育指導担当課長1人を含む。
		こども家庭部 こども家庭セン ター(保健師を 除く。)	4		1	4	

災対健康福祉部	援護班	健康福祉部 生活支援課（計画調整・居住支援担当及び保護担当を除く。）	1 4		4	1 4	
		健康福祉部 生活支援課（計画調整・居住支援担当及び保護担当に限る。）	3 3		1 0	3 3	
	避難班	健康福祉部 高齢者支援課	3 3	1	1 0	3 4	健康福祉部地域包括ケア推進担当課長 1 人を含む。
		健康福祉部 障がい者支援課	2 6	1	8	2 7	
		健康福祉部 保険年金課	2 4	1	8	2 5	
	救護班	健康福祉部 健康推進課	1 9		6	1 9	
		こども家庭部 こども家庭センター（保健師に限る。）	1 1		3	1 1	
災対環境部	環境衛生班	環境部 環境政策課	8		2	8	
		環境部 資源循環課	1 2		4	1 2	
		環境部 水と緑と公園課	1 4		4	1 4	
	下水復旧班	環境部 下水道課	1 6		8	1 6	
災対都市開発部	都市整備班	都市開発部 都市計画課	1 2	1	4	1 3	
		都市開発部 建築指導課	1 6		5	1 6	
		都市開発部 公共交通課	3		1	3	
		都市開発部 地域整備支援課	7		2	7	
災対都市建設部	道路復旧班	都市開発部 道路課	4 1		1 2	4 1	都市開発部公共工事担当課長 1 人及び都市開発部都市計画道路担当課長 1 人を含む。
		都市開発部 交通対策課	5		2	5	
	建築班	都市開発部 施設整備課	1 4		4	1 4	
		総務部 契約検査課（検査担当に限る。）	2		1	2	総務部検査担当課長 1 人を含む。
災対出納部	出納班	会計課	8	1	3	9	
災対教育部	学校	教育部	1 6		5	1 6	教育部施設更新担当課

	施設班	教育総務課					長 1 人を含む。
	学校班	教育部学務課	1 3		4	1 3	
		教育部 指導課	1 8	1	6	1 9	教育部学校支援担当課長 1 人及び教育部教育施策 推進担当課長 1 人を含む。
		市立小学校	3 0	6		3 6	
		市立中学校					
	社 会 教育班	教育部 地域学習支援課	7		2	7	
		公民館	2 3		1 4	2 3	
		図書館	4 6	1	1 2	4 7	
協力部	協力班	議会事務局	1 0		3	1 0	
		選挙管理委員会 事務局	4		1	4	
		監査事務局	3		1	3	
消防部	各分団	消防団各分団	1 5 1		7 6	1 5 1	

備考

- 1 本部長、副本部長及び本部員は、第 1 非常配備態勢で出動する。
- 2 建築班には被災建築物応急危険度判定員養成講習会を受講した職員(建築班の班員を除く。)を含み、その動員人員は、本部長が別に定める。

非常配備態勢別動員表

年 月 日

災害対策本部の組織			
通常の行政組織			
氏 名	態勢種別		住 所 (町名まで)
	第1	第2	
合 計 (人)			

備考 態勢種別欄は、それぞれ該当欄に○印を記入すること。

通 信 伝 票

起票者	班	氏名	起票日時				整理番号
			月	日	時	分	
情報種別	人的被害 火災 建物被害 ライフライン（電気 水道 ガス） 交通機関 道路状況 医療機関 避難所 物資 受援 その他（ ）					緊急度	
						高 中 低	
情報源（受信時） ※新規発信の場合は発信内容	受信 発信	受信方法	電話 FAX 市無線 都無線 その他（ ）				
	（通報者）所属：		氏名：		（電話番号等）		
	（所在地）						
	（受信日時： 月 日 時 分、記入者： ）						
（処理・対応）							

種別	依頼 報告 情報提供 その他（ ）	報告	要 不要
	発信方法	電話 FAX 市無線 都無線 本部連絡員 その他（ ）	

発信先	本部 政策 秘書広報 情報システム 財政 不動産調達 総務 調達 受援 広聴 調査 産 業 物資拠点 保育 援護 避難 救護 環境衛生 下水復旧 都市整備 道路復旧 建築 出 納 学校施設 学校 社会教育 協力（ ） 全班 地区隊（ ） その他（ ）					
	（処理・対応）	[未対応 対応中 対応済 対応不要]	受信日時	月	日	時 分
（記入者： 班 ）						

資料第6

小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領

平成22年6月1日

事務執行規程

改正 平成25年10月28日事務執行規程

平成27年4月1日事務執行規程

平成28年4月1日事務執行規程

令和7年2月19日事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要領は、小平市の区域内（以下「市内」という。）において地震等による災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、小平市災害対策本部条例（昭和38年条例第20号）に基づく小平市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され災害応急対策の円滑な遂行が確保されるまでの間、災害緊急対策を行う緊急初動態勢に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災対策地区 各初動地区隊が情報収集、連絡その他の災害緊急対策に関することを行う区域をいう。
- (2) 防災連絡所 小学校、中学校及び小平元気村おがわ東に設置される防災対策地区内の応急活動の拠点をいう。
- (3) 初動本部 災害発生時に小平市庁舎に設置される応急活動を行う組織をいう。
- (4) 初動地区隊 災害発生時に防災連絡所に設置される応急活動を行う組織をいう。
- (5) 初動本部員 初動本部に所属する職員をいう。
- (6) 初動地区隊員 初動地区隊に所属する職員をいう。

(組織及び業務)

第3条 緊急初動態勢に係る組織、出勤場所、防災対策地区及び業務内容は、別表に定めるところによる。

- 2 初動本部に初動本部長を置き、総務部危機管理担当部長をもって充てる。
- 3 初動本部長は、緊急初動態勢の業務を総括し、初動本部員及び初動地区隊員（以下「緊急初動要員」という。）を指揮する。
- 4 総務部防災危機管理課長は、総務部危機管理担当部長に事故があるときは、初動本部長の職務を代理する。
- 5 総務部危機管理担当部長及び総務部防災危機管理課長ともに事故があるときは、総務部危機管理担当部長があらかじめ指名する職員が、初動本部長の職務を代理する。

(緊急初動要員の指名)

第4条 市長は、市内及び小平市の近隣に居住する職員のうちから緊急初動要員を指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する職員以外の職員のうちから緊急初動要員を指名することができる。
- 3 市長は、緊急初動要員の指名の際に出勤場所を指定する。

- 4 市長は、緊急初動要員から市役所隊並びに各初動地区隊の隊長及び副隊長を指名する。
- 5 緊急初動要員として指名された者は、病気、転居等により緊急初動要員として活動することが困難になったときは、遅滞なく市長にその旨の届出をしなければならない。
- 6 市長は、前項の届出をした者が緊急初動要員として適さないと認めるときは、緊急初動要員の任を解くものとする。

(緊急初動要員の出動)

第5条 緊急初動要員は、市内において次の各号のいずれかの事態が発生したときは、速やかに指定された出動場所に出動しなければならない。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。
 - (2) 震度5強の地震が発生し、大きな被害が予想される場合において、市長が出動を命ずるとき。
 - (3) その他災害発生により緊急初動態勢が必要とされる場合において、市長が出動を命ずるとき。
- 2 緊急初動要員は、特別の事情により出動できないときは、速やかに初動本部及び初動地区隊の隊長（以下「隊長」という。）に連絡しなければならない。

(初動地区隊員の責務)

第6条 隊長は、初動本部長の命を受け、初動地区隊の分担業務をつかさどり、所属の初動地区隊員を指揮する。

- 2 初動地区隊の副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 初動地区隊員は、隊長の命を受け、迅速かつ適正に初動地区隊の業務を遂行しなければならない。

(災害対策本部の設置後の事務)

第7条 緊急初動要員は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の災対調整部本部班の事務に従事することができる。

(緊急初動要員の訓練等)

第8条 緊急初動要員は、災害の発生に備え、市が行う訓練等に参加し、平常時から自己の分担業務の修得に努めなければならない。

(緊急初動要員の任期)

第9条 緊急初動要員の任期は5年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の緊急初動要員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(庶務)

第10条 災害発生時の緊急初動態勢に関する庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、災害発生時の緊急初動態勢に関し必要な事項は、総務部危機管理担当部長が別に定める。

(施行期日)

この要領は、令和7年2月19日から施行する。

別表（第3条関係）

組織名	出動場所	防災対策地区	業務内容
初動本部 市役所隊	小平市庁舎		1 緊急初動態勢の庶務に関すること。 2 東京都及び防災関係機関との連絡に関すること。 3 初動地区隊との連絡に関すること。 4 初動地区隊への指揮に関すること。 5 災害対策本部設置の準備に関すること。 6 その他災害緊急対策に関すること。
第一小学校初動地区隊	小平第一小学校	小川町1丁目の一部（元中宿通り以東かつ青梅街道以南）、たかの台の一部（元中宿通り以東）、津田町1丁目、上水新町3丁目	1 防災連絡所の設置に関すること。 2 担当防災対策地区内の情報収集及び連絡に関すること。
第二小学校初動地区隊	小平第二小学校	学園東町の一部（あかしあ通り以東）、学園東町3丁目、仲町の一部（あかしあ通り以東）、天神町1丁目、同4丁目の一部（新小金井街道以西）	3 その他担当防災対策地区内の災害緊急対策に関すること。
第三小学校初動地区隊	小平第三小学校	喜平町1丁目の一部（あかしあ通り以東）、回田町の一部（回田本通り以南の区域及び回田本通り以北かつ新小金井街道以東の区域）、御幸町の一部（小金井カントリークラブを除く。）	
第四小学校初動地区隊	小平第四小学校	上水本町1丁目、同2丁目、津田町2丁目、同3丁目、学園西町1丁目の一部（小平第四小学校）	
第五小学校初動地区隊	小平第五小学校	花小金井1丁目の一部（31～50番を除く。）、同5丁目、同6丁目の一部（野中通り以東）、同8丁目の一部（武蔵公園通り以東）	
第六小学校初動地区隊	小平第六小学校	小川町2丁目の一部（青梅街道以北かつ西武多摩湖線以西）、小川東町3丁目の一部（株式会社ブリヂストン東京工場・技術センターを除く。）、同5丁目	
第七小学校初動地区隊	小平第七小学校	美園町1丁目、同2丁目、同3丁目、大沼町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目の一部（新小金井街道以西）、同7丁目	
第八小学校初動地区隊	小平第八小学校	鈴木町1丁目の一部（新小金井街道以東かつ鈴木街道以南の区	

		域で鈴木小学校を除く。)、同2丁目の一部(鈴木街道以南)、御幸町の一部(小金井カントリークラブ)
第九小学校初動地区隊	小平第九小学校	喜平町3丁目の一部(3番を除く。)、鈴木町1丁目の一部(鈴木街道以北かつ新小金井街道以西)
第十小学校初動地区隊	小平第十小学校	上水本町3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目
第十一小学校初動地区隊	小平第十一小学校	花小金井2丁目、同3丁目、同4丁目
第十二小学校初動地区隊	小平第十二小学校	小川町1丁目の一部(立川通り以南かつ大けやき道以西)、上水新町1丁目
第十三小学校初動地区隊	小平第十三小学校	栄町2丁目、同3丁目、小川西町1丁目、同2丁目、同3丁目の一部(富士見通り以西)、同5丁目
第十四小学校初動地区隊	小平第十四小学校	小川町2丁目の一部(西武多摩湖線以東かつ青梅街道以北)、小川東町、仲町の一部(青梅街道以北かつあかしあ通り以西)
第十五小学校初動地区隊	小平第十五小学校	小川町2丁目の一部(青梅街道以南かつ西武多摩湖線以西)、学園西町1丁目の一部(四小東通り以西で小平第四小学校を除く。)、同2丁目の一部(学園中央通り以北の区域及び学園中央通り以南かつ四小東通り以西の区域)、同3丁目
元気村初動地区隊	小平元気村おがわ東	小川西町3丁目の一部(富士見通り以東)、小川東町1丁目の一部(中宿通り以北)、同2丁目、同3丁目の一部(株式会社ブリヂストン東京工場・技術センター)、同4丁目
花小金井小学校初動地区隊	花小金井小学校	花小金井1丁目の一部(31～50番)、花小金井南町3丁目
鈴木小学校初動地区隊	鈴木小学校	喜平町3丁目の一部(3番)、回田町の一部(回田本通り以北かつ新小金井街道以西)、鈴木町1丁目の一部(鈴木街道以南かつ新小金井街道以西の区域及び鈴木小学校)
学園東小学校初動地区隊	学園東小学校	学園東町1丁目の一部(19番～24番を除く。)、同2丁目
上宿小学校初動地区隊	上宿小学校	中島町、栄町1丁目、小川町1丁目の一部(立川通り及び青梅街道以北で十三小通り以西)
第一中学校初動地区隊	小平第一中学校	小川町2丁目の一部(西武多摩湖線以東かつ青梅街道以南)、

		仲町の一部（青梅街道以南かつあかしあ通り以西）、学園東町の一部（あかしあ通り以西）、学園東町1丁目の一部（19番～24番）
第二中学校初動地区隊	小平第二中学校	小川町1丁目の一部（十三小通り以東かつ青梅街道以北）、小川西町4丁目、小川東町1丁目の一部（中宿通り以南）
第三中学校初動地区隊	小平第三中学校	鈴木町1丁目の一部（新小金井街道以東かつ鈴木街道以北）、同2丁目の一部（鈴木街道以北）、天神町4丁目の一部（新小金井街道以東）、花小金井6丁目の一部（野中通り以西）、同7丁目
第四中学校初動地区隊	小平第四中学校	学園西町1丁目の一部（四小通り以東）、同2丁目の一部（学園中央通り以南）、喜平町1丁目の一部（あかしあ通り以西）、同2丁目
第五中学校初動地区隊	小平第五中学校	小川町1丁目の一部（青梅街道以南、大けやき道以東かつ元中宿通り以西）、たかの台の一部（元中宿通り以西）、上水新町2丁目
第六中学校初動地区隊	小平第六中学校	天神町2丁目、同3丁目、大沼町4丁目の一部（新小金井街道以東）、同5丁目、同6丁目、花小金井8丁目の一部（武蔵公園通り以西）
上水中学校初動地区隊	上水中学校	上水南町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目
花小金井南中学校初動地区隊	花小金井南中学校	花小金井南町1丁目、同2丁目

資料第7

災害対策活動拠点となる庁舎等

【市庁舎等の概要】

項目	市庁舎	2階建車庫 (2層3段)	健康福祉 事務センター	その他
構造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	—	鉄筋コンクリート造	—
	地上8階/地下2階	—	地上2階	—
面積	敷地	14,623.98 m ²	—	—
	延床	17,452.54 m ²	2,474.69 m ²	1623.88 m ² 528.63 m ²

【市庁舎の設備】

設備別	概要
電気設備	高圧受変電設備 6.6kV、契約電力 590kW
発電設備	非常用発電設備 300kVA 発電のための軽油備蓄量 6,490L (全負荷運転で72時間)
給水衛生設備	上水受水槽 60m ³
雨水槽	満水時 80m ³ (大型車庫下)

【健康福祉事務センターの設備】

設備別	概要
電気設備	高圧受変電設備 6.6kV、契約電力 34kW
発電設備	非常用発電設備 80kVA 発電のための軽油備蓄量 60L (全負荷運転で2.9時間)
給水衛生設備	上水受水槽 7.5m ³

【その他の市施設の概要】

項目	地区内輸送拠点			応急救護施設
	東部市民センター	西部市民センター	小平市民総合 体育館	健康センター
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート造
	地上3階	地上2階	地上4階	地上4階/地下1階
面積	敷地	2,203.73 m ²	2,500 m ²	3,591.11 m ² 1,631.06 m ²
	延床	1,661.90 m ²	1971.218 m ²	8,176.46 m ² 3,259.48 m ²

【健康センターの設備】

設備別	概要
電気設備	高圧受変電設備 6.6kV、契約電力 123kW
発電設備	非常用発電設備 77kVA 発電のための軽油備蓄量 20L (全負荷運転で2時間)
給水衛生設備	上水受水槽 7m ³ 、高架水槽 2.1m ³
雨水槽	満水時 130m ³

資料第8

小平市消防団 火災出動区域表

令和6年4月1日現在

出動別 分団名	特 命 出 場 (自己の分団の受持区域)	普 通 出 場
第一分団	小川町1丁目、中島町、栄町、 上水新町、たかの台	小川町2丁目、小川西町、小川東町、 津田町
第二分団	小川町2丁目、学園西町、 津田町、小川町1丁目の一部	小川町1丁目、中島町、上水新町、 たかの台、栄町、小川西町、小川東町、 仲町、学園東町、上水本町
第三分団	仲町、学園東町	小川町1丁目の一部、小川町2丁目、 学園西町、上水本町、上水南町、喜平町、 回田町、天神町、美園町、大沼町
第四分団	大沼町、美園町 花小金井8丁目の一部	仲町、天神町2・3丁目、 花小金井2・3・4・5・8丁目
第五分団	花小金井3・4丁目、 花小金井2・5丁目の北地域、 花小金井8丁目の一部	美園町、大沼町、花小金井南町、 花小金井1・2・5・6・7・8丁目
第六分団	天神町、大沼町5丁目の一部、 花小金井1・6・7・8丁目、 花小金井2・5丁目の南地域	鈴木町、御幸町、花小金井南町、 花小金井2・3・4・5丁目
第七分団	鈴木町、御幸町の北地域、 花小金井南町	花小金井1・6・7丁目、 天神町1・4丁目、回田町、喜平町、 上水南町、御幸町の南地域
第八分団	上水南町、喜平町、回田町、 上水本町、御幸町の南地域	鈴木町、学園東町、学園西町、津田町、 御幸町の北地域
第九分団	小川西町、小川東町	栄町、中島町、小川町1丁目、たかの台、 上水新町

令和 年 月 日		
東京都公安委員会 殿 緊急輸送車両確認申出書 申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
	人 品名 []	
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急 連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

規制除外車両事前届出書

別記様式第3

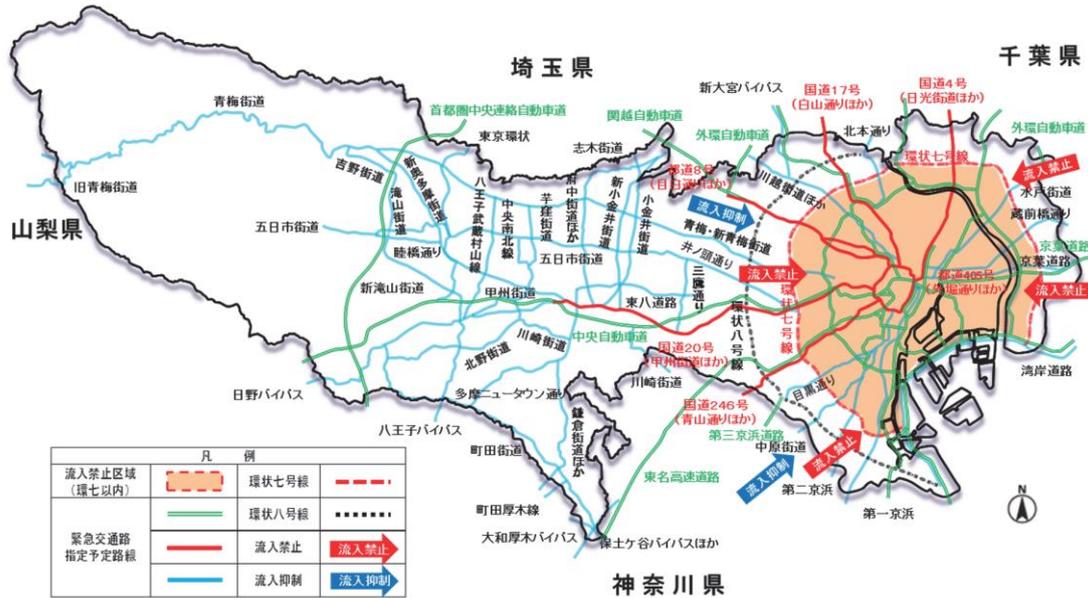
整理番号 (署 課 号)

<input type="checkbox"/> 災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 保護 措置 用 <input type="checkbox"/> 国民 保護 措置 用 規制除外車両等事前届出書 令和 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請 機 関 名 地 号 所 在 番 号 電 話 番 号 取 扱 責 任 者 役 職 名 氏 名	<input type="checkbox"/> 災害 応急対策用 <input type="checkbox"/> 原子力災害 保護 措置 用 <input type="checkbox"/> 国民 保護 措置 用 規制除外車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 令和 年 月 日 東京都公安委員会
番号 標 に 表 示 され ている 番号	備 考
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	(注) 1 災害対策基本法、国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われた場合には、この届出済証を最寄りの警察署、交通機動隊、高速道路交通警察、交通検問所又は警視庁本部(交通規制課)に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなつたとき。
使用者機関名 所在地番号 電話番号 使用責任者役職名 氏名 活 動 地 域	※ この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類等を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

資料第 1 1

大震災時における交通規制図



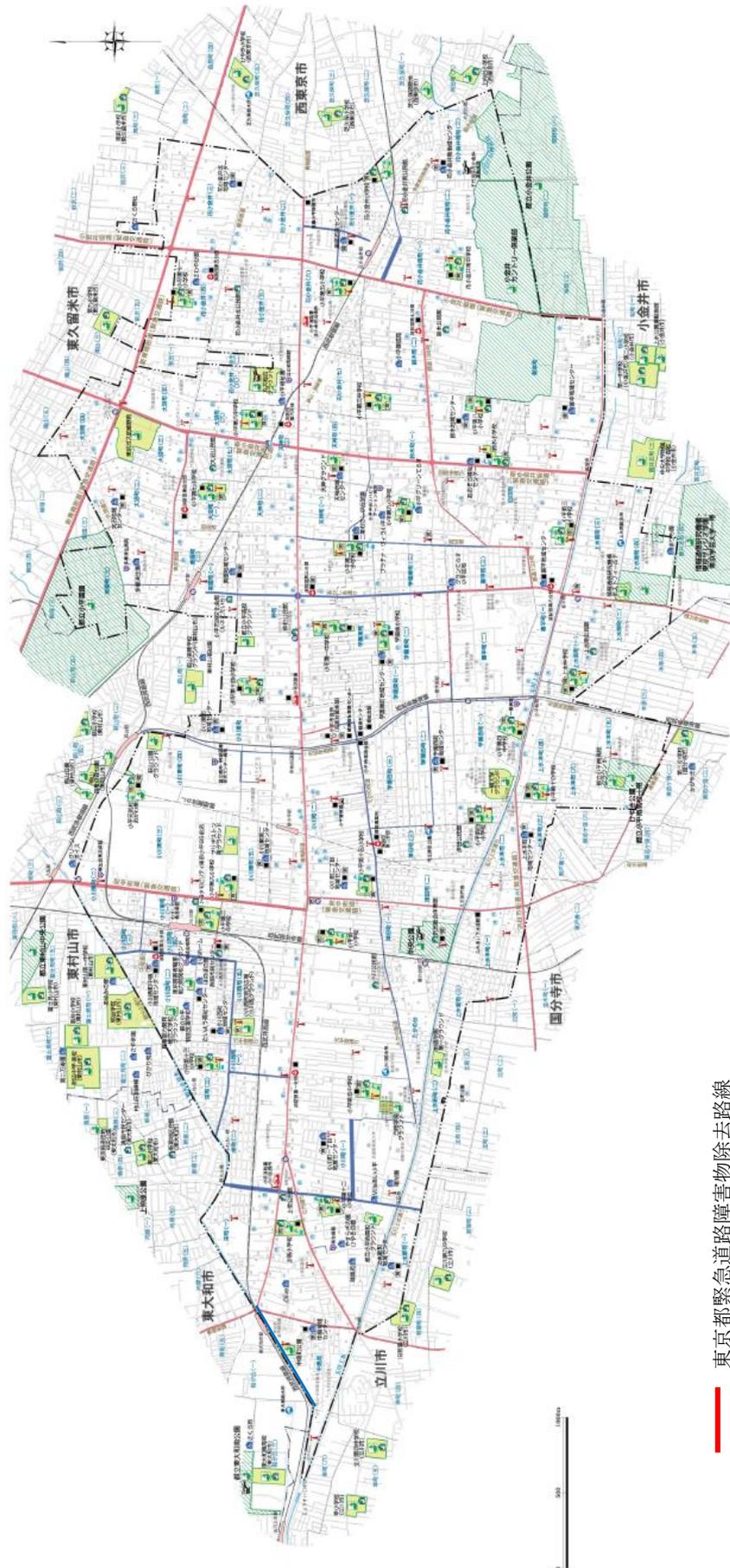
- 1 環状7号線内側への一般車両の流入禁止
都心部の交通量を削減するため、環状7号線において流入規制を行う。
- 2 環状8号線内側への一般車両の流入抑制
信号制御により、都心方向への流入を抑制する。
- 3 「緊急自動車専用路」の指定
次の7路線を緊急自動車専用路に指定し、通行禁止規制を実施する。

国道4号ほか (日光街道ほか)	国道17号ほか (白山通りほか)
国道20号 (甲州街道ほか)	国道246号 (青山通りほか)
都道8号ほか (目白通り)	都道405号ほか (外堀通りほか)
都道8号 (新目白通り)	
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

- 4 都内に極めて甚大な被害が生じている場合
被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

- 1 「緊急交通路」の優先指定
緊急自動車専用道路を優先的に緊急交通路に指定する。
- 2 その他の「緊急交通路の指定」
被害状況を踏まえ、必要に応じ、次のような路線を緊急交通路として指定する。
第一京浜、第二京浜、新大宮バイパス、湾岸道路、中原街道、目黒通り、青梅・新青梅街道、川越街道、北本通り、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路、井の頭通り・五日市街道・陸橋通り、東京環状、日野バイパス、旧青梅街道、大和厚木バイパス、稲城大橋通り他、三鷹通り、東八道り、小金井街道、府中・志木街道、芋窪街道、中央南北線、八王子武蔵村山線、新奥多摩街道、北野街道、川崎街道、多摩ニュータウン通り、鎌倉街道、町田街道、町田厚木線、大和バイパス、新滝山・滝山・吉野街道、新小金井街道、甲州街道

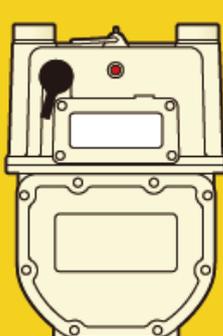
緊急道路障害物除去路線図



TOKYO GAS NETWORK

**ガスメーター
マイコンメーター** (NB型、JB型、KB型、LB型、AB型)
1~6号用

ご使用の手引き



- ガスくさい [次ページへ](#)
- ガスが使えない [次ページへ](#)
- 赤く点滅している [中 面 へ](#)
- どんな機能があるの? [中 面 へ](#)

この手引きをお読みになったあとは、いつでも見られるところに**必ず保管**してください。
「安全上のご注意」(6ページ)を必ずお読みください。

ガスが使えなくなったときは

ガスくさいですか?

↓ くさい ↓

絶対に火をつけない
火気厳禁
ガスもれの可能性があります

- 窓を大きく開ける。
- すべてのガス器具を止める。器具栓、ガス栓、メーターガス栓(3ページ)を閉める。
- ガス漏れ通報専用電話(裏表紙)に連絡する。

すべて使えない **復帰とは** 再びガスを使えるようにすることです。

復帰の操作(2ページ)を行ってください。

ガスくさいですか?

↓ くさい ↓

お使いのガス器具をまず確認!

- 乾電池が消耗していませんか?
ガスコンロ、湯沸し器など
- 電源コードが抜けていませんか?
- 他のガス器具は使えますか?
○使える
×使えない

↓ 使えるものもある ↓

使えないガス器具が故障している可能性があります。ガスのご契約先やガス器具の販売店にご相談ください。

復帰の操作 (ガスが使えないとき)

- すべてのガス器具を止める**
※屋外のガス器具も忘れずに
つまみを戻す
- 復帰ボタンのキャップを外す**
※マイコンメーターの設置場所
⇒3ページ
左に回して取り外す
メーターガス栓は開けたまま
- 復帰ボタンをしっかりと奥まで押し込み、ゆっくり手を離す**
2秒待つ
※ランプが点かないこともあります。
赤いランプが点灯した後、また点滅が始まります。
- ガスを使わないで3分待つ**
点滅が消えていたら、ガスが使えます
※ランプが点かないこともあります。
3分待つ
キャップを元に戻す
消えないときは、もう一度①から。

それでも使えないときは **東京ガスネットワーク(裏表紙)までご連絡ください。**

お問い合わせ

東京ガスネットワーク

受付時間 月~土 9:00~19:00
日・祝 9:00~17:00
電話: 0570-023388(ナビダイヤル)
※フリーダイヤルではありません。
※IP電話のお客さまは下記の電話番号へおかけください。
電話: 03-6627-6257

ガス漏れ通報専用電話(24時間 365日受付)

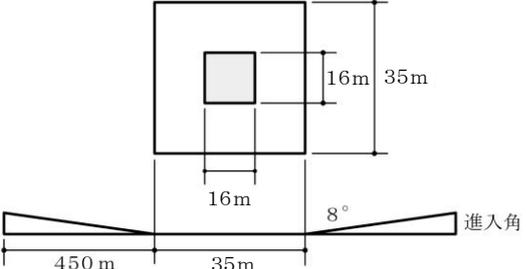
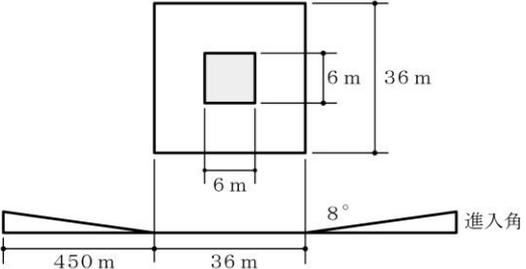
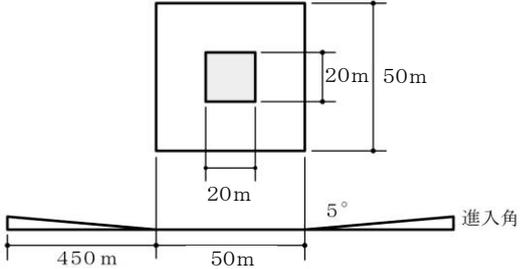
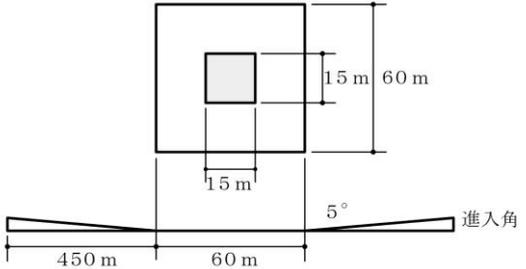
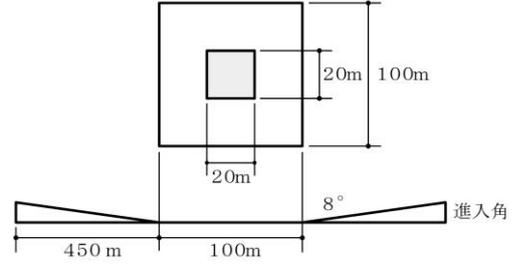
電話: 0570-002299(ナビダイヤル)
電話: 03-6735-8899(IP電話)

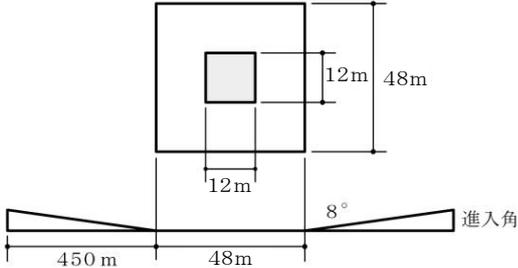
FAX 受付サービス

口話でないコミュニケーションをご希望のお客さま向け
FAX: 03-6627-6385

資料第 1 4

ヘリコプター発着場基準及び表示要領

区分	条件	標 準
発着基準	OH-1	
	UH-1H (J) UH-2 (中型機)	
	UH-60JA (中型機)	
	SH-60J (中型機)	
	CH-47J CH-47JA (大型機)	

	<p>EC-225</p>	
<p>表示要領</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径 4 m 以上の円を描き、中央にHと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる <ol style="list-style-type: none"> (1) 布製 (2) 風速 25m/秒に耐えられる強度

※東京都地域防災計画震災編（令和 5 年修正）
別冊資料から抜粋

資料第15

無線局配置一覧表

防災行政無線固定系子局（87局）

No.	名 称	所 在 地	No.	名 称	所 在 地
1	上宿図書館	小川町 1-345	46	あかしあ通り歩道内	学園東町 2-7-22
2	消防団第一分団	小川町 1-837	47	草花街道公園	回田町 102-4
3	小平駅前団地屋上	美園町 1-33-1	48	恵泉倉庫敷地内	鈴木町 1-34-4
4	小平団地	喜平町 3-2-33	49	回田けやき公園	回田町 13-1
5	滝山交差点東	大沼町 5-4	50	のんびり公園	回田町 340-7
6	株式会社日立国際電気	御幸町 32	51	東京ドリーム新小平駐輪場	小川町 2-2002-2
7	たけのこ公園	花小金井 7-9-10	52	津田公園	津田町 3-29-3
8	小平第十一小学校	花小金井 4-16-1	53	喜平町みどり公園	喜平町 2-8-1
9	花小金井北公民館	花小金井 5-41-3	54	寺子屋公園	小川町 1-936-5
10	小川西町防災広場	小川西町 5-8-1	55	市民文化会館(ルネこだいら)	美園町 1-8-5
11	小平市役所屋上	小川町 2-1333	56	小川町区画整理記念公園	小川町 1-3046
12	小平・村山・大和衛生組合	中島町 2-1	57	晴生会東京病院	小川東町 2-11-1
13	上水公園	たかの台 1-1	58	桜上水公園	上水南町 2-28-6
14	さんかく公園	上水新町 3-23-1	59	小平第十二小学校	小川町 1-464
15	たかの台東公園	津田町 1-17-10	60	萩山公園管理棟	小川東町 4-4-1
16	上水本町第6公園	上水本町 1-6-6	61	東部市民センター	花小金井 1-8-1
17	上鈴木公園	上水本町 2-7-20	62	消防団第九分団	小川西町 2-31-20
18	小平第十小学校	上水本町 4-4-1	63	小平第十四小学校	仲町 33
19	学園西町地域センター	学園西町 2-12-22	64	学園東小学校	学園東町 2-15-1
20	上水中学校	上水南町 1-7-1	65	学園東第2公園	学園東町 1-2-34
21	天神地域センター	天神町 4-3-1	66	小平第二小学校	仲町 310
22	大沼グラウンド	大沼町 5-1-1	67	小平第七小学校	大沼町 1-149
23	南堀野中北公園	上水南町 3-26-7	68	小平第九小学校	鈴木町 1-82
24	小平第八小学校	鈴木町 1-355	69	小平第三小学校	回田町 118
25	野中東公園	花小金井 2-17-12	70	小平第六中学校	大沼町 6-4-1
26	花小金井南公民館	花小金井南町 2-12-6	71	小平第五小学校	花小金井 6-24-1
27	ブリヂストンG-MECビル	小川東町 3-1-1	72	ワールドゴルフ場	花小金井 3-18-3
28	上水南町防災倉庫用地	上水南町 3-3	73	花南3丁目水道道路	花小金井南町 3-38-1
29	東部公園プール	花小金井 6-13-1	74	上水新町第1公園	上水新町 1-12-37
30	小川公民館	小川町 1-1012	75	小平消防署小川出張所	小川町 1-208-1
31	小平第一中学校	仲町 506	76	小平第十三小学校	小川西町 1-22-1
32	小平第三中学校	鈴木町 1-311	77	小平第五中学校	小川町 1-798
33	花南第1公園	花小金井南町 1-17-6	78	小平第六小学校	小川東町 3-1-2
34	中島町公園	中島町 20-20	79	小平第一小学校	小川町 1-1082
35	ぐみくぼ公園	栄町 1-14-1	80	小平中央公園	津田町 1-1-1
36	きつねっばら公園	小川町 1-3006-4	81	リサイクルセンター	小川東町 5-19-10
37	栗の木公園	栄町 2-24-1	82	消防団第二分団	津田町 3-33-14
38	西部市民センター	小川西町 4-10-13	83	小平第四小学校	学園西町 1-34-1
39	小平警察署	小川町 2-1264-1	84	小平第四中学校	学園西町 1-3-1
40	大沼町第2公園	大沼町 2-13-11	85	美園第2公園	美園町 3-18-15
41	大沼さざんか公園	大沼町 4-15-7	86	鈴木小学校	鈴木町 1-450
42	創価学園 栄光グラウンド	小川町 1-891 (北側一部)	87	鈴木街道公園	鈴木町 2-766
43	上水本町わんぱく公園	上水本町 5-19-1			
44	鈴木町そよかぜ公園	鈴木町 2-772-195			
45	花小金井南中学校	花小金井南町 1-9-1			

防災行政無線地域系一般局

(統制局 1、遠隔制御 12、車載型 18、半固定型 74、携帯型 11、その他 4、FAX33)

呼出番号	局名 (設置場所)	無線局種別	所在地	備考
001	市役所基地局	基地局	小川町 2-1333	3階無線室
100	統制台	統制台	〃	〃
102	FAX (無線室)	統制局 FAX	〃	〃
103	FAX (教育総務課)	統制局 FAX	〃	5階教育総務課
104	メッセージ伝送装置	統制局データ	〃	3階無線室
998	小平第十小学校	直接通信中継局 1	上水本町 4-4-1	2階放送室
999	小平第十小学校	直接通信中継局 2	〃	2階放送室
101	防災危機管理課	統制機能付半固定型	小川町 2-1333	3階防災危機管理課
701	防災危機管理課	統制局遠隔	〃	3階防災危機管理課
702	秘書広報課	統制局遠隔	〃	3階秘書広報課 (秘書担当)
703	総務課	統制局遠隔	〃	3階総務課
704	警務員室	統制局遠隔	〃	1階警務員室
705	市民協働・男女参画推進課	統制局遠隔	〃	1階市民協働・男女参画推進課
706	建築指導課	統制局遠隔	〃	4階建築指導課
707	生活支援課	統制局遠隔	〃	2階生活支援課
708	道路課	統制局遠隔	〃	4階道路課
709	下水道課	統制局遠隔	〃	4階下水道課
710	水と緑と公園課	統制局遠隔	〃	4階水と緑と公園課
711	秘書広報課	統制局遠隔	〃	3階秘書広報課 (秘書担当)
712	教育総務課	統制局遠隔	〃	5階教育総務課
201	防災危機管理課	車載型	〃	多摩 400 に 9001
202	防災危機管理課	車載型	〃	多摩 800 そ 3477
205	建設事業所	車載型	津田町 3-34-8	多摩 400 つ 5895
206	下水道課	車載型	小川町 2-1333	多摩 480 こ 2484
207	道路課	車載型	〃	多摩 480 け 9888
208	水と緑と公園課	車載型	〃	多摩 400 ね 1654
209	水と緑と公園課	車載型	〃	多摩 480 あ 8568
210	健康推進課	車載型	学園東町 1-19-12	多摩 400 ち 9150
211	生活支援課	車載型	小川町 2-1333	多摩 480 こ 228
291	消防団第一分団	車載型	小川町 1-837	多摩 805 ろ 1
292	消防団第二分団	車載型	津田町 3-33-14	多摩 800 ね 2
293	消防団第三分団	車載型	仲町 425-13	多摩 801 ほ 3
294	消防団第四分団	車載型	大沼町 1-7-4	多摩 830 ね 4
295	消防団第五分団	車載型	花小金井 4-21-6	多摩 801 も 5
296	消防団第六分団	車載型	天神町 3-9-2	多摩 830 な 6
297	消防団第七分団	車載型	鈴木町 2-187-6	多摩 801 ゆ 7
298	消防団第八分団	車載型	喜平町 1-10-8	多摩 803 ち 8

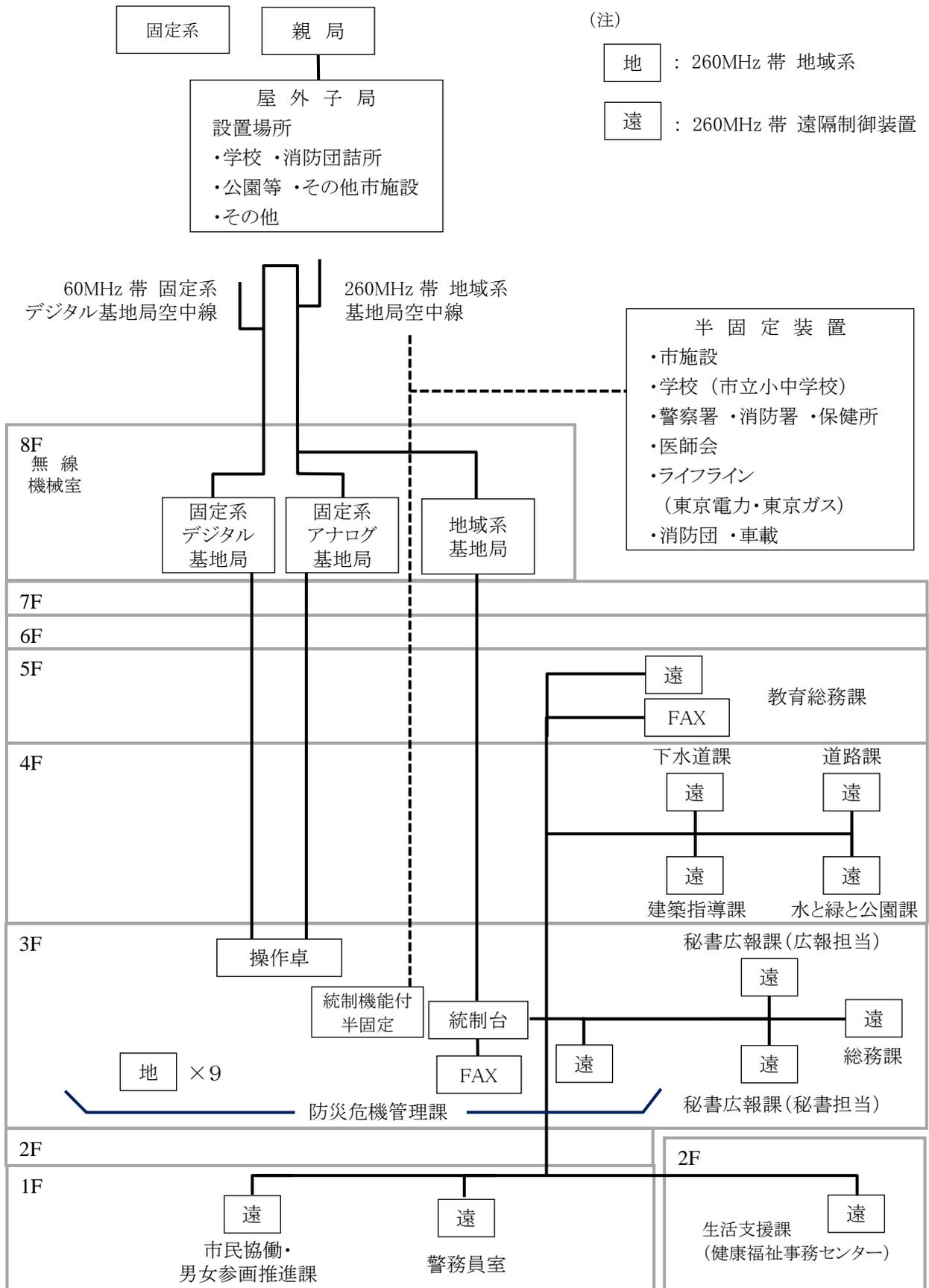
呼出番号	局名（設置場所）	無線局種別	所在地	備考
299	消防団第九分団	車載型	小川西町2-31-20	多摩 830 る 9
301	小平警察署	半固定型	小川町2-1264-1	
302	小平消防署	半固定型	仲町21	
303	東京ガス株式会社 東京西支店	半固定型	立川市曙3-6-13	
304	小平市医師会	半固定型	学園西町3-24-13	
305	東京都多摩小平保健所	半固定型	花小金井1-31-24	
306	健康センター	半固定型	学園東町1-19-12	1階事務室
307	東京電力パワーグリッド 株式会社 武蔵野支社	半固定型	武蔵野市西久保1-6-24	
308	小平・村山・大和衛生組合	半固定型	中島町2-1	
309	公共下水道管理センター	半固定型	上水本町1-25-31	
310	建設事業所	半固定型	津田町3-34-8	1階事務室
310#1		FAX		
311	市民総合体育館	半固定型	津田町1-1-1	〃
312	東部出張所	半固定型	花小金井1-8-1	〃
312#1		FAX		
313	西部出張所	半固定型	小川西町4-10-13	〃
313#1		FAX		
314	小平市福祉会館	半固定型	学園東町1-19-13	〃
315	たいよう福祉センター	半固定型	小川西町5-25-15	〃
316	あおぞら福祉センター	半固定型	鈴木町1-472	〃
401	小平第一小学校	半固定型	小川町1-1082	1階職員室
401#1		FAX		
402	小平第二小学校	半固定型	仲町310	2階職員室
402#1		FAX		
403	小平第三小学校	半固定型	回田町118	〃
403#1		FAX		
404	小平第四小学校	半固定型	学園西町1-34-1	〃
404#1		FAX		
405	小平第五小学校	半固定型	花小金井6-24-1	〃
405#1		FAX		
406	小平第六小学校	半固定型	小川東町3-1-2	〃
406#1		FAX		
407	小平第七小学校	半固定型	大沼町1-22-1	〃
407#1		FAX		
408	小平第八小学校	半固定型	鈴木町1-355	〃
408#1		FAX		
409	小平第九小学校	半固定型	鈴木町1-82	〃
409#1		FAX		
410	小平第十小学校	半固定型	上水本町4-4-1	〃
410#1		FAX		
411	小平第十一小学校	半固定型	花小金井4-16-1	〃
411#1		FAX		
412	小平第十二小学校	半固定型	小川町1-464	1階職員室
412#1		FAX		
413	小平第十三小学校	半固定型	小川西町1-22-1	2階職員室
413#1		FAX		

呼出番号	局名（設置場所）	無線局種別	所在地	備考
414	小平第十四小学校	半固定型	仲町 33	2 階職員室
414#1		FAX		
415	小平第十五小学校	半固定型	小川町 2-1136	3 階職員室
415#1		FAX		
416	小平元気村おがわ東	半固定型	小川東町 4-2-1	1 階事務室
416#1		FAX		
417	花小金井小学校	半固定型	花小金井 1-35-1	2 階職員室
417#1		FAX		
418	鈴木小学校	半固定型	鈴木町 1-450	〃
418#1		FAX		
419	学園東小学校	半固定型	学園東町 2-15-1	〃
419#1		FAX		
420	上宿小学校	半固定型	小川町 1-327	〃
420#1		FAX		
421	小平第一中学校	半固定型	仲町 506	〃
421#1		FAX		
422	小平第二中学校	半固定型	小川東町 1-17-1	〃
422#1		FAX		
423	小平第三中学校	半固定型	鈴木町 1-311	〃
423#1		FAX		
424	小平第四中学校	半固定型	学園西町 1-3-1	〃
424#1		FAX		
425	小平第五中学校	半固定型	小川町 1-798	〃
425#1		FAX		
426	小平第六中学校	半固定型	大沼町 6-4-1	〃
426#1		FAX		
427	上水中学校	半固定型	上水南町 1-7-1	〃
427#1		FAX		
428	花小金井南中学校	半固定型	花小金井南町 1-9-1	〃
428#1		FAX		
601	防災危機管理課	携帯型	小川町 2-1333	3 階無線室
602	防災危機管理課	携帯型	〃	〃
603	防災危機管理課	携帯型	〃	〃
604	防災危機管理課	携帯型	〃	〃
605	防災危機管理課	携帯型	〃	〃
606	防災危機管理課	携帯型	〃	〃
607	防災危機管理課	携帯型	〃	〃
608	防災危機管理課	携帯型	〃	〃
609	防災危機管理課	携帯型	〃	〃

呼出番号	局名（設置場所）	無線局種別	所在地	備考
610	リサイクルセンター	携帯型	小川東町 5-19-10	1階事務室
611	小金井公園管理事務所	携帯型	小金井市関野町 1-13-1	〃
800	消防団長	半固定型	—	団長宅
801	消防団第一分団	半固定型	小川町 1-837	1階
802	消防団第二分団	半固定型	津田町 3-33-14	〃
803	消防団第三分団	半固定型	仲町 425-13	〃
804	消防団第四分団	半固定型	大沼町 1-7-4	〃
805	消防団第五分団	半固定型	花小金井 4-21-6	〃
806	消防団第六分団	半固定型	天神町 3-9-2	〃
807	消防団第七分団	半固定型	鈴木町 2-187-6	〃
808	消防団第八分団	半固定型	喜平町 1-10-8	〃
809	消防団第九分団	半固定型	小川西町 2-31-20	〃
901	鈴木地域センター	半固定型	鈴木町 1-400	1階事務室
902	大沼地域センター	半固定型	大沼町 2-17-33	〃
903	上水新町地域センター	半固定型	上水新町 1-14-18	〃
904	小川西町地域センター	半固定型	小川西町 5-4-17	〃
905	学園東町地域センター	半固定型	学園東町 2-16-11	〃
906	花小金井北地域センター	半固定型	花小金井 3-10-1	〃
907	中島地域センター	半固定型	中島町 26-9	〃
908	天神地域センター	半固定型	天神町 4-3-1	〃
909	上水本町地域センター	半固定型	上水本町 3-11-11	〃
910	小川東町地域センター	半固定型	小川東町 1805	〃
911	御幸地域センター	半固定型	御幸町 58	〃
912	喜平地域センター	半固定型	喜平町 1-10-9	〃
913	小川東第二地域センター	半固定型	小川東町 5-9-1	〃
914	学園西町地域センター	半固定型	学園西町 2-12-22	〃
915	小川西町中宿地域センター	半固定型	小川西町 2-30-1	〃
916	美園地域センター	半固定型	美園町 2-30-1	〃
917	花小金井南地域センター	半固定型	花小金井南町 3-3-17	〃
918	小川町二丁目地域センター	半固定型	小川町 2-1154	〃
919	小川町一丁目地域センター	半固定型	小川町 1-3045	〃

資料第16

小平市防災無線システム構成図



資料第 17

J - A L E R T 自動放送条件等一覧

J - A L E R T 受信情報内容			回転灯 作動	同報無線 起動モード
大分類	中分類	小分類		
緊急 地震速報		震度 3 以下	—	—
		推定震度 4	—	—
		震度 5 弱～7・長周期 3～4	赤点灯	自動
地震情報	震度速報	震度 3 以下	—	—
		震度 4	緑点灯	自動
		震度 5 弱	緑点灯	自動
		震度 5 強	緑点灯	自動
		震度 6 弱	緑点灯	自動
		震度 6 強	緑点灯	自動
		震度 7	緑点灯	自動
		東海地震観測情報	緑点灯	自動
		東海地震注意情報	黄点灯	自動
		東海地震予知情報	赤点灯	自動
津波情報		大津波警報（東日本大震災クラス以外）	—	—
		大津波警報（東日本大震災クラス）	—	—
火山情報	噴火速報	噴火	赤点灯	自動
		噴火したもよう	赤点灯	自動
	防災対応	噴火警戒レベル 4 かつ避難準備対象	赤点灯	自動
		噴火警戒レベル 5 かつ避難対象	赤点灯	自動
		避難（レベル 5）	—	—
		高齢者等避難（レベル 4）	—	—
		入山規制（レベル 3）	—	—
		火口周辺規制（レベル 2）	—	—
		平常（レベル 1）	—	—
	噴火警戒 レベル未 導入火山	嚴重警戒	—	—
		入山危険	—	—
		火口周辺危険	—	—
	気象情報		警報	緑点灯
注意報			緑点灯	—
指定河川洪水予報			緑点灯	—
土砂災害警戒情報			緑点灯	自動
記録的短時間大雨情報			緑点灯	—
竜巻注意情報			緑点灯	自動
特別警報（大雨単独）			赤点灯	自動
特別警報（大雨単独以外）			赤点灯	自動

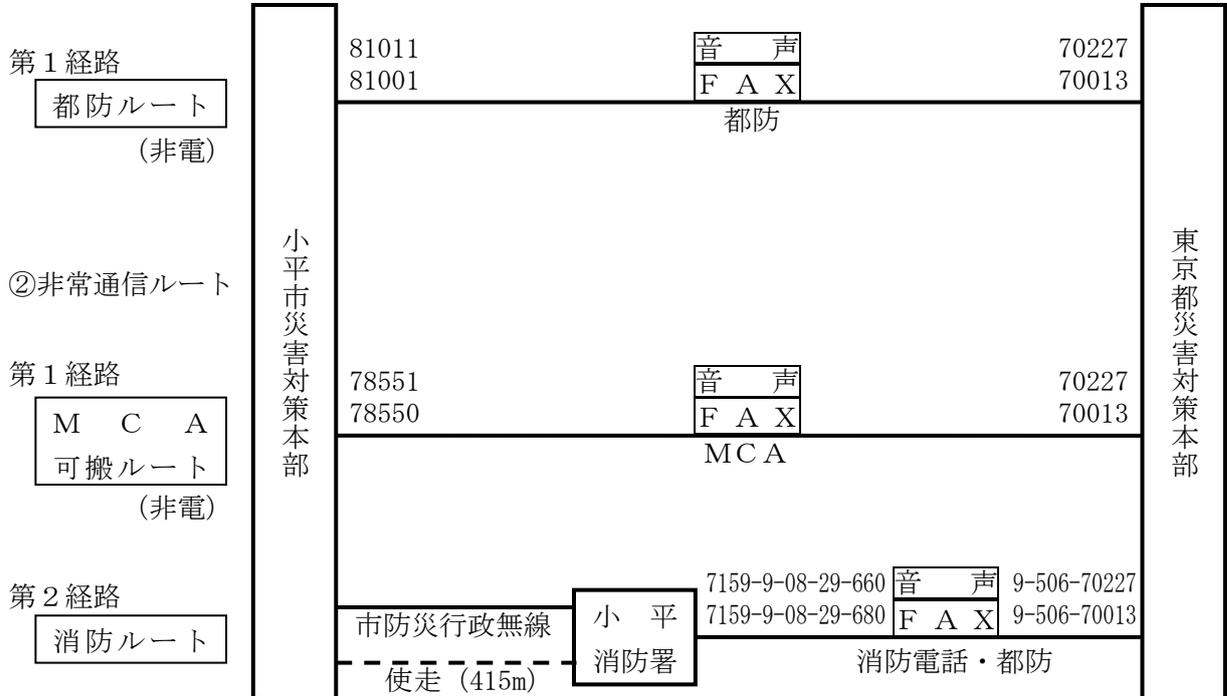
※回転灯は、防災危機管理課事務室に設置しているもの。

※「—」は、設定を無効としているもの。

資料第 1 8

東京都・小平市地方非常通信ルート

①通常ルート



◎東京都の電話・FAX番号は、原則として平日昼間のものとする。

夜間については、上記番号を下記のとおり読み替える。

電話：70227→70967 FAX：70013→70023

凡例：東京都地方通信ルート（区市町村と東京都を結ぶ通信ルート）

1 伝達方法：伝達方法の種別を次の線により示す。

—— 無線回線 - - - 使走

2 回線種別：使用する回線の種類を次の略語により示す。

都 防：東京都防災行政無線網（地上系）

M C A：東京都防災行政無線網（バックアップ系）

消防電話：加入回線及び専用線

3 伝達方法：音声、FAXの種別を示す。

※ 伝達手段の横等に記載されている番号は、連絡番号を記載したもの。

4 「（非電）」は、非常用電源による通信設備の運用の可、不可を示す。

資料第 19

被害程度の認定基準

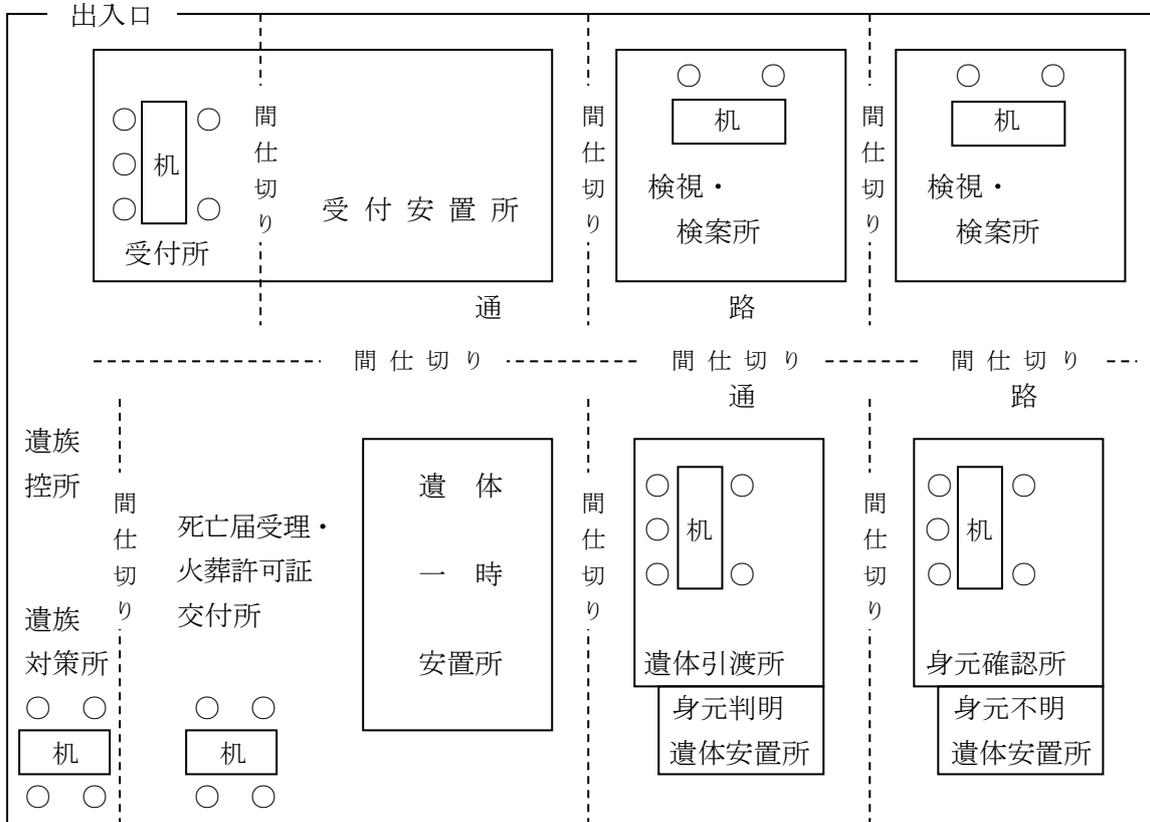
被害の種類		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、または死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

被害の種類		内 容
	一部破損	全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものととする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	海岸	海岸法（昭和31年法律101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の浸入または海水による侵食を防止するための施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	列車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。	

被害の種類		内 容
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数は、地震または火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

資料第 20

遺体収容所における標準的な配置区分図



※「検視・検案所」は、上図にかかわらず検視班の数に応じて配置する。

※東京都地域防災計画震災編（令和 5 年修正）
別冊資料から抜粋

資料第 2 1

火葬場一覧（島しょを除く）

	名 称	所 在 地	電 話 番 号	設 置 者
多 摩 地 区 9 施 設	青 梅 市 火 葬 場	青梅市長淵 5-743	0428(22)3918	青 梅 市
	瑞 穂 斎 場	瑞穂町大字富士山栗原新 田 244	042(557)0064	瑞穂斎場組合
	思い出を語るロマンの杜 ひ の で 斎 場	日の出町大字平井 3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
	八 王 子 市 斎 場	八王子市山田町 1681-2	0426(64)5707	八 王 子 市
	日 野 市 営 火 葬 場	日野市多摩平 3-28-8	042(583)8888	日 野 市
	南 多 摩 斎 場	町田市上小山田町 2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
	立 川 聖 苑	立川市羽衣町 3-20-18	042(522)2730	立川・昭島・国立 聖 苑 組 合
	日 華 多 磨 葬 祭 場	府中市多磨町 2-1-1	042(361)2174	(株) 日 華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町 1-3	042(367)7788	府 中 市
23 区 9 施 設	瑞 江 葬 儀 所	江戸川区春江町 3-26-1	03(3670)0132	東 京 都
	町 屋 斎 場	荒川区町屋 1-23-4	03(3892)0311	東 京 博 善 (株)
	落 合 斎 場	新宿区上落合 3-34-12	03(3361)4042	
	代 々 幡 斎 場	渋谷区西原 2-42-1	03(3466)1006	
	四 ツ 木 斎 場	葛飾区白鳥 2-9-1	03(3601)0424	
	桐 ケ 谷 斎 場	品川区西五反田 5-32-20	03(3491)0213	
	堀 ノ 内 斎 場	杉並区梅里 1-2-27	03(3311)2324	
	戸 田 葬 祭 場	板橋区舟渡 4-15-1	03(3966)4241	(株) 戸 田 葬 祭 場
	臨 海 斎 場	大田区東海 1-3-1	03(5755)2833	臨海部広域 斎 場 組 合

資料第 2 2

遺体の搜索等

【遺体の搜索期間と国庫負担】

区 分	内 容	
搜索の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。	
期間の延長 (特別基準)	<p>災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延長の期間 2 期間の延長を要する地域 3 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること） 4 その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等） 	
国庫負担	対象となる経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 2 いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、おのおの一括計上する。

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体の処理期間	◆ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	◆ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に都知事に申請する。
国庫負担の対象となる経費及び限度額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 遺体の一時保存のための経費 ◆ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

資料第 2 3

災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

（資料提供：一般社団法人電気通信事業者協会）

操作手順		伝言の録音		伝言の再生	
①	171をダイヤル	1 7 1			
②	録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルして下さい。			
		(暗証番号なし)		(暗証番号あり)	
		1	3 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。	2	4 [ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。
		××××	××××	××××	××××
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方のご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地域の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。 0 × × × × × × × × × ×			
伝言ダイヤルセンタに接続します。					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号 0XXXXXXXX (暗証番号 XXXX) の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。		[ガイダンス] 電話番号 0XXXXXXXX の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。	
		ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の「9」を押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言か らお伝えしま す。	[ガイダンス] 新しい伝言から お伝えします。伝言を 繰返すときは数字 の「8」を、次の伝 言に移る時は数字 の「9」を押して下 さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の「8」を押して下さい。再生が不要な方は「9」を押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加録音されるときは数字の「3」を押して下さい。
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			(ガイダンスが流れるまでお待ちください) [ガイダンス] 電話をお切り下さい。
⑤	終了	自動で終話します。			

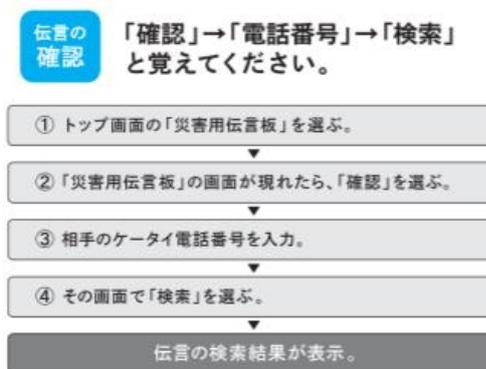
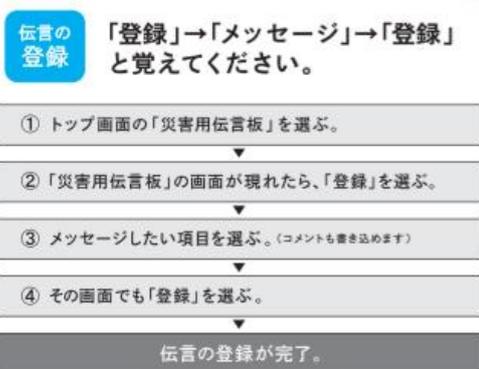
災害用伝言板の利用方法（各通信事業者）

（資料提供：一般社団法人電気通信事業者協会）



「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合にケータイのネット上に緊急開設されます。つぎの各ケータイ上のWebサイトトップ画面からアクセスしてください。



「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。 被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。



「災害用伝言板」への伝言の登録や、その確認は、つぎのように。

「災害用伝言板」は、震度6以上の地震など、大きな災害が発生した場合にスマートフォン上に緊急開設されます。つぎの各スマートフォン上のWebサイトトップ、またはアプリ画面からアクセスしてください。

<p>docomo dmenu 災害用伝言板 ココを クリック</p>	<p>au auポータル (auスマートパス) 災害用伝言板 ココを クリック</p>	<p>SoftBank 「災害用伝言板」アプリ ダウンロード方法 iPhone App Store ⇒ 「災害用伝言板」で検索 ⇒「災害用伝言板」 アプリをダウンロード SoftBank スマートフォン Playストア ⇒ 「災害用伝言板」で検索 ⇒「災害用伝言板」アプリをダウンロード または、MySoftBank (http://my.softbank.jp/)から</p>	<p>Y!mobile 「災害用伝言板」 アクセス方法 WEBサイト http://dengon.ymobile.jp/info/ からご利用のスマートフォン・ ケータイごとに記載の案内を ご確認ください。</p>
---	---	---	---

伝言の登録 「登録」→「メッセージ」→「登録」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
- ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「登録」を選ぶ。
- ③ メッセージしたい項目を選ぶ。(コメントも書き込めます)
- ④ その画面でも「登録」を選ぶ。

伝言の登録が完了。

伝言の確認 「確認」→「電話番号」→「検索」と覚えてください。

- ① トップ画面の「災害用伝言板」を選ぶ。
- ② 「災害用伝言板」の画面が現れたら、「確認」を選ぶ。
- ③ 相手のケータイ電話番号を入力。
- ④ その画面で「検索」を選ぶ。

伝言の検索結果が表示。

©iPhone・iPad App Store™ and ©2014 Asahi Inc. All rights reserved. iPad・iPhoneは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイトン株式会社の子会社にもつくり使用されています。App Storeは、Asahi Inc.のサービスです。

「全社一括検索」全ケータイ会社共通対応。 被災者の方のメッセージを、すべてのケータイ会社から素早く、スムーズに検索します。

資料第 2 5

いっとき避難場所、広域避難場所及び一時滞在施設一覧表

区分	No.	名称	所在地
いっとき避難場所	1	中島町公園	中島町 20
	2	創価学園第一グラウンド	上水新町 2-20
	3	上宿小学校	小川町 1-327
	4	小平第十二小学校	小川町 1-464
	5	都立小平西高校グラウンド	小川町 1-502
	6	小平第五中学校	小川町 1-798
	7	白梅学園グラウンド	小川町 1-830
	8	小平第一小学校	小川町 1-1082
	9	小平第十五小学校	小川町 2-1136
	10	小平第十三小学校	小川西町 1-22-1
	11	職業能力開発総合大学校グラウンド	小川西町 2-32
	12	東京障害者職業能力開発校グラウンド	小川西町 2-34
	13	小川西町防災広場（小川西グラウンド）	小川西町 5-8-1
	14	小平第二中学校	小川東町 1-17-1
	15	小平第六小学校	小川東町 3-1-2
	16	ブリヂストン南グラウンド	小川東町 3-3
	17	小平元気村おがわ東	小川東町 4-2-1
	18	萩山公園グラウンド	小川東町 4-4-1
	19	小平第四中学校	学園西町 1-3-1
	20	一橋大学グラウンド	学園西町 1-29-1
	21	小平第四小学校	学園西町 1-34-1
	22	小平第十小学校	上水本町 4-4-1
	23	都立小平南高校グラウンド	上水本町 6-21-1
	24	小平第十四小学校	仲町 33
	25	都立小平高校グラウンド	仲町 112
	26	小平第二小学校	仲町 310
	27	小平第一中学校	仲町 506
	28	学園東小学校	学園東町 2-15-1
	29	上水中学校	上水南町 1-7-1
	30	情報通信研究機構グラウンド	上水南町 4-2

区分	No.	名称	所在地
いつとき避難場所	31	小平第三小学校	回田町 118
	32	小平第九小学校	鈴木町 1-82
	33	小平第三中学校	鈴木町 1-311
	34	小平第八小学校	鈴木町 1-355
	35	鈴木小学校	鈴木町 1-450
	36	小平第七小学校	大沼町 1-22-1
	37	東京ガス武蔵野苑	大沼町 3-14-1
	38	小平第六中学校	大沼町 6-4-1
	39	花小金井小学校	花小金井 1-35-1
	40	小平第十一小学校	花小金井 4-16-1
	41	小平第五小学校	花小金井 6-24-1
	42	丸井総合グラウンド	花小金井 8-25
	43	花小金井南中学校	花小金井南町 1-9-1
	44	天神グラウンド	天神町 4-12-1

区分	No.	名称	所在地
広域避難場所	1	都立小平霊園	東村山市萩山町 1-16-1
	2	小金井カントリー倶楽部	御幸町 331
	3	都立小金井公園	小金井市関野町 1-13-1
	4	市立中央公園	津田町 1-1-1
	5	けやき公園・都立小平南高校一帯	上水本町六丁目付近
	6	独立行政法人情報通信研究機構・東京サレジオ学園・東京学芸大学一帯	上水南町四丁目付近

区分	No.	名称	所在地
一時滞在施設	1	都立小平高等学校	仲町 112
	2	都立小平南高等学校	上水本町 6-21-1
	3	都立小平西高等学校	小川町 1-502-95
	4	立川都税事務所小平都税支所	花小金井 1-6-20
	5	小平市民文化会館（ルネこだいら）	美園町 1-8-5
	6	アトラスタワー小平小川(令和8年度開設予定)	小川西町 4-16-1
	7	トヨタモビリティ東京株式会社小平BS 前店(予定)	小川東町 1-18-15

資料第 2 6

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

指定避難所一覧表（一次避難所）

施設名	所在地	想定収容面積（㎡）		想定収容人数（人）	
		校舎等	体育館		体育館
小平第一小学校	小川町 1-1082	1,945	500	740	151
小平第二小学校	仲町 310	1,999	500	756	151
小平第三小学校	回田町 118	1,753	500	682	151
小平第四小学校	学園西町 1-34-1	1,760	500	684	151
小平第五小学校	花小金井 6-24-1	2,319	488	849	147
小平第六小学校	小川東町 3-1-2	1,999	877	870	265
小平第七小学校	大沼町 1-22-1	2,174	500	809	151
小平第八小学校	鈴木町 1-355	1,906	500	728	151
小平第九小学校	鈴木町 1-82	1,664	495	654	150
小平第十小学校	上水本町 4-4-1	1,923	488	729	147
小平第十一小学校	花小金井 4-16-1	1,791	487	689	147
小平第十二小学校	小川町 1-464	1,864	491	712	148
小平第十三小学校	小川西町 1-22-1	1,423	488	578	147
小平第十四小学校	仲町 33	1,306	488	542	147
小平第十五小学校	小川町 2-1136	1,418	484	575	146
花小金井小学校	花小金井 1-35-1	1,874	489	715	148
鈴木小学校	鈴木町 1-450	1,295	487	539	147
学園東小学校	学園東町 2-15-1	1,233	466	514	141
上宿小学校	小川町 1-327	1,231	458	511	138
小平第一中学校	仲町 506	1,784	1,329	942	402
小平第二中学校	小川東町 1-17-1	1,918	616	767	186
小平第三中学校	鈴木町 1-311	2,003	609	791	184
小平第四中学校	学園西町 1-3-1	1,952	632	782	191
小平第五中学校	小川町 1-798	1,985	569	773	172
小平第六中学校	大沼町 6-4-1	2,190	569	835	172
上水中学校	上水南町 1-7-1	1,381	582	594	176
花小金井南中学校	花小金井南町 1-9-1	2,131	1,179	1,002	357
小平元気村おがわ東	小川東町 4-2-1	338	500	253	151
市民総合体育館	津田町 1-1-1	—	600	181	181

施設名	所在地	想定収容面積 (㎡)	想定収容人数 (人)
上宿公民館	小川町 1-308	227	68
小川公民館	小川町 1-1012	239	72
小川西町公民館	小川西町 4-10-13	314	95
津田公民館	津田町 3-11-1	322	97
仲町公民館	仲町 145	219	66
上水南公民館	上水南町 1-27-1	213	64
鈴木公民館	鈴木町 2-772	403	122
大沼公民館	大沼町 7-1-17	386	116
花小金井北公民館	花小金井 5-41-3	210	63
花小金井南公民館	花小金井南町 2-12-6	286	86

指定避難所一覧表 (福祉避難所)

施設名	所在地	想定収容面積 (㎡)	想定収容人数 (人)
東部市民センター	花小金井 1-8-1	134	22
中島地域センター	中島町 26-9	277	46
上水新町地域センター	上水新町 1-14-18	310	51
小川町一丁目地域センター ・小川町一丁目児童館	小川町 1-3045	436	72
小川町二丁目地域センター ・小川町二丁目児童館	小川町 2-1154	353	58
小川西町中宿地域センター	小川西町 2-30-1	350	58
小川西町地域センター	小川西町 5-4-17	307	51
小川東町地域センター	小川東町 1805	347	57
小川東第二地域センター	小川東町 5-9-1	242	40
上水本町地域センター	上水本町 3-11-11	303	50
学園西町地域センター	学園西町 2-12-22	305	50
学園東町地域センター	学園東町 2-16-11	298	49
喜平地域センター	喜平町 1-10-9	201	33
御幸地域センター	御幸町 58	353	58
美園地域センター	美園町 1-19-2	296	49
天神地域センター	天神町 4-3-1	282	47
鈴木地域センター	鈴木町 1-400	273	45
大沼地域センター	大沼町 2-17-33	311	51
花小金井南地域センター ・花小金井南児童館	花小金井南町 3-3-17	389	64
花小金井北地域センター	花小金井 3-10-1	344	57

施設名	所在地	想定収容面積 (㎡)		想定収容人数 (人)	
		校舎等	体育館		体育館
東京都立小平特別支援学校	小川西町 2-33-1	403	754	192	125
たいよう福祉センター	小川西町 5-25-15	193	—	34	—
あおぞら福祉センター	鈴木町 1-472	248	—	28	—
ほのぼの館	小川西町 5-39-3	139	—	23	—
さわやか館	花小金井 4-21-2	309	—	51	—
二葉むさしが丘学園	鈴木町 1-62-1	—	348	58	58
やすらぎの園・けやきの郷	小川町 1-485	910	—	151	—
小川ホーム	小川西町 2-35-2	458	—	76	—
まりも園	上水南町 4-7-45	134	—	22	—
多摩済生園	美園町 3-12-1	317	—	52	—
小平健成苑	鈴木町 2-230-3	203	—	33	—
さくら野杜	花小金井 3-25-21	191	—	31	—
小平福祉園	花小金井 8-1-10	—	145	24	24
Villa あい 小平	小川町 1-3014-7	173	—	28	—
曙光園	小川町 1-590	211	—	35	—
晴風苑	小川町 1-497-9	55	—	9	—
小平グリーンてらす	鈴木町 1-99-6	190	—	30	—
グランてらす小平団地	喜平町 3-1-41	165	—	40	—
プラチナ・ヴィラ小平	鈴木町 1-85-1	25	—	4	—
Olive	小川町 1-365-18	200	—	50	—

- 想定収容面積は、避難所として使用可能と想定される面積であり、実際の建物面積とは異なります。
原則として、個人情報や薬品等の危険物を保管するスペース、調理場、廊下、階段等のスペースを除きます。
- 想定収容人数は、以下により算出しています。
一次避難所：想定収容面積×0.5（通路等の係数※1）×2人÷3.3㎡
福祉避難所：想定収容面積×0.5（通路等の係数※1）×1人÷3㎡※2
※1 通路のほか、避難所運営に必要なスペースや、食料物資保管・配布場所、情報提供掲示板設置場所、救護所、授乳室、更衣室などの避難生活に必要なスペースを確保したうえで、実際に使用できる居住スペースを算出するため係数をかけています。
※2 要配慮者1人当たりの面積は、概ね2～4㎡程度を目安とし、同伴家族、支援者用スペースも確保できるように配慮します。
- 障害者福祉施設は、日常的な利用者に対するBCP業務があり、施設の特性等に応じて、福祉避難所運営マニュアルを作成していることから、マニュアル掲載の想定収容面積と想定収容人数（家族・介護者含む受入れ可能人数）を引用しています。
民間施設等は、協定に定める利用可能施設の面積とし、収容可能人数を引用している施設があります。

資料第27

防災機能確保のために活用可能な公園一覧

鷹の台公園及び鎌倉公園

導入予定施設	災害時の役割	運営方法	平常時の取組
広場	公園利用者及び避難者、帰宅困難者等の避難地・避難路	公園管理者、防災関係機関、地域住民と日頃から情報共有を行い、体制を構築する。災害時には連携を図り運営を行う。	災害時の円滑な利用に向けて、平常時に防災訓練、防災施設の点検、啓発活動を実施する。
園路			
植栽	熱気流の防止・軽減、避難時の緑陰等		
屋根付き休憩所	非常用テントを設ける等により諸活動の活動支援スペースや避難の場		
駐車場	諸活動の活動支援スペース、駐車、駐輪スペース等		
駐輪場			
トイレ	災害時対応トイレ		
水飲み、手洗い場	水飲みの他、洗面などの一時的な避難生活に活用		
ベンチ、野外卓	一時的な避難生活における炊き出し等に活用		
管理事務所	屋内スペースとして、救援・活動拠点		
防災倉庫	災害時に備蓄品を利用する		
電源盤	災害時に電源を利用する		
非常用照明施設	停電時の夜間等の安全性を確保		

資料第 28

従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりである。

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備考)

- ①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
(例) 非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- ②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

※東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）
から抜粋

資料第 29

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」における一時滞在施設の確保
(令和6年7月 内閣府(防災担当))

基本的な考え方

(1) 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都道府県や市区町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする

(2) 開設期間、広さ

- ・受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする(開設期間はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要)
- ・帰宅困難者等の受入は、床面積約3.3㎡あたり2人の収容(必要な通路の面積は算入しない)を目安とする

(3) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行うとともに、必要に応じ、受入者へ施設運営の協力を要請する

- ①施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる
- ②水や食料、毛布等の支援物資を配布する
- ③トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う
- ④周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う

(4) 要配慮者への対応

市区町村や関係機関と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生、外国人等の要配慮者に特に配慮する

(5) 都道府県、市区町村、国及び事業者の役割分担

- ・都道府県、市区町村、国及び事業者は、共助の観点で、互いに協力して一時滞在施設の確保を進める
- ・都道府県は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として指定するとともに、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める
- ・市区町村は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として指定するとともに、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する
- ・国は、自ら所有・管理する施設について、受入可能な場合は、自主的に又は市区町村や都道府県からの要請を受け、一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる
- ・事業者や学校等は、市区町村や都道府県の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市区町村と協定を締結する
- ・事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設とし

て提供することについて協力依頼を行う

- ・国、都道府県、市区町村は、一時滞在施設の運営に当たり事業者等に何らかの問題が発生した場合、事業者等の要請に応じて、当該事業者等に協力して対応する

(6) 一時滞在施設の情報

- ・一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表するが、民間施設等の施設管理者が希望する場合には、非公表とすることができる
- ・民間施設等で施設管理者が非公表を希望した場合でも、発災時は施設への誘導のために公表を前提とし、その際、行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有を行う

※ 一時滞在施設であることを入り口に示したり、地図等にわかりやすく表示したりするため、ピクトグラムによる表示を行うことも有効である

資料第30

「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」における一時滞在施設の運営
(令和6年7月 内閣府(防災担当))

一時滞在施設の運営の準備(平常時)

(1) 運営計画及び運営体制の取決め

- ・施設管理者は、運営計画又は防災計画を作成し、運営体制に関する次の点を定めておく必要がある
 - ①施設内における受入場所 ②受入定員 ③運営要員の確保 ④関係機関との連絡の手順
 - ⑤帰宅困難者の受入の手順 ⑥施設滞在者への情報提供の手順 ⑦備蓄品の配布手順
 - ⑧要配慮者への対応 ⑨セキュリティ・警備体制の構築
- ・受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である(平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。)の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある)

(2) 受入のための環境整備

- ・災害発生時の建物内の点検箇所(受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。)をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する(チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針(平成27年2月内閣府(防災担当))」を参考とするとよい)
- ・特に民間施設の場合、受入者に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名が出来るよう、書面・帳票を準備しておく

【受入条件の内容】

- i. 共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設していることや停電の中で運営せざるを得ない場合があること等を理解していること
- ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には一時滞在施設からの退去を要求する場合があること
- iii. 一時滞在施設は、災害時に共助の観点から善意で開設されたものであるため、施設内における事故等(建物・施設の瑕疵による事故を含む)については、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと
- iv. 施設滞在者が自らの体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと
- v. 施設滞在者の所持する物品は基本的に預からないこと、また、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の責任を負わないこと
- vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること

vii. 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞在者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと

viii. 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があることなど、施設において対応できない事項があることを理解していること等

- ・地震発生時や待機中の火災発生のおそれについても想定すべきである
- ・事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、以下の書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい
 - ①受入者名簿 ②受入記録日計表 ③一時滞在施設運営及び収容状況記録票
 - ④一時滞在施設設置及び運営に要した物品受払証拠書類
- ・帰宅困難者の受入に必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める
- ・都道府県及び市区町村等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成する

(3) 年 1 回以上の実動訓練や図上訓練等による定期的な手順の確認と改善

資料第31

様式3		ひなんしゃ 避難者カード	
※該当するものにチェックを記入して下さい。			
<input type="checkbox"/>	避難所への入所を希望	<input type="checkbox"/>	避難所サービス（物資の提供）の利用を希望
※以下、記入して下さい。			
記入日	年 月 日	記入者氏名	
住所		自治会・町内会名	
電話	()	自宅の被害状況	全壊・半壊・一部損壊 全焼・半焼・断水・停電・ガス停止
親戚等連絡先	氏名：	(親戚) 電話番号	()
避難の状況	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 車中 <input type="checkbox"/> 屋外テント（場所： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
車 <small>※車中泊の場合記入</small>	車種： ナンバー： 色： 駐車場所：	ペットの 有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合は、ペット登録票も記載すること
避難所又は避難所サービスを利用する人			
	氏名	生年月日	年齢 性別 要配 慮者
			病気・障がい・アレル ギーなど特別な配慮が必 要な場合記入
			運営に協力できる こと (特技・資格等)
			安否確認 への対応 (注)
世帯主	ふりがな	T / S / H / R 年 月 日	男・女
家族	ふりがな	T / S / H / R 年 月 日	男・女
	ふりがな	T / S / H / R 年 月 日	男・女
	ふりがな	T / S / H / R 年 月 日	男・女
	ふりがな	T / S / H / R 年 月 日	男・女
	ふりがな	T / S / H / R 年 月 日	男・女
	ふりがな	T / S / H / R 年 月 日	男・女
【避難者の方へ】			
◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入して被災者管理班の名簿係にお渡しください。内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班に問い合わせ、修正してください。			
◎ この名簿を記入し行政担当者に提出することで、避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。			
◎ 上記の記入事項については、避難所運営等（食料等の提供や配慮事項への対応等）のため、避難所運営委員会において必要な範囲内で共有します。また、災害対策本部へ情報を提供し、被災者支援のために市が作成する災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳の作成に利用します。			
(注) 他からの問合せに対し、住所と氏名を公表していいか記入してください。名簿の内容を公表することで、ご親族の方々に安否を知らせるなどの効果があります。			
避難所管理者使用欄		避難所名：	
入所日	年 月 日	退所日	年 月 日
居住区分	体育館「 」	その他（ ）	

資料第33

様式9		避難所状況報告用紙【第1報～初動期】			
避難所状況報告書（初動期）		送信先：市災害対策本部			
		TEL	FAX 102		
避難所	避難所名				
	住所				
	TEL		FAX		
項目	第一報（参集後すぐ）	第二報（3時間後）	第三報（6時間後）		
報告者名					
報告日時	月 日（ ）：	月 日（ ）：	月 日（ ）：		
利用可能な連絡手段	FAX・電話・伝令・他（ ）	FAX・電話・伝令・他（ ）	FAX・電話・伝令・他（ ）		
避難者	人数	人	人	人	
	世帯数	世帯	世帯	世帯	
	今後の見込み	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし	増加・減少・変化なし	
建物の安全確認	未実施・安全・要注意・危険	点検中・安全・要注意・危険	点検中・安全・要注意・危険		
傷病者等	なし・あり（ ）人・不明	なし・あり（ ）人・不明	なし・あり（ ）人・不明		
人命救助	不要・必要（ ）人・不明	不要・必要（ ）人・不明	不要・必要（ ）人・不明		
周辺状況	火災	なし・延焼中（約 件）・大火の危険	なし・延焼中（約 件）・大火の危険	なし・延焼中（約 件）・大火の危険	
	土砂崩れ	なし・あり（約 件）・未発見	なし・あり（約 件）・未発見	なし・あり（約 件）・未発見	
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	道路	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明	ほとんどなし・あり（約 件）・不明	ほとんどなし・あり（約 件）・不明	
参集者	行政担当者（人数・氏名）	人	人	人	
	施設管理者（氏名）				
緊急を要する事項など（具体的に箇条書き）					
受信者名（災害対策本部）					

・ 第一報（参集後すぐ）、第二報（3時間後）、第三報（6時間後）は、同じ用紙に記入する。
 ・ 報告は、市災害対策本部あてにFAX送信する。FAXが使用できないときは、電話や無線などで連絡する。
 ・ 人命救助や周辺状況の詳細は「緊急を要する事項」に記入する。
 ・ 発災直後で避難者に関する項目が把握できていない場合は、「不明」と記載する。
 ・ 「世帯数」は、避難者カードの枚数による回答も可能。

避難所状況報告用紙【第 報】

避難所名 _____

報告者名			災害対策本部受信者名			
報告日時	月	日	時	分	避難所FAX・TEL	
世帯数	現在数(A)		前日数(B)		差引(A-B)	
避難所内の避難者	世帯		世帯		世帯	
	人		人		人	
	うち、要配慮者の避難状況（福祉スペース利用者） 高齢者（ ）人、身障者（ ）人、妊産婦（ ）人、乳幼児（ ）人、外国人（ ）人					
在宅等の避難所以外の避難者	世帯		世帯		世帯	
	人		人		人	
合計	世帯		世帯		世帯	
	人		人		人	
運営状況	(避難者)組	編成済み・未編成		地域状況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中
	避難所運営委員会	設置済み・未編成			ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
	運営班	編成済み・未編成			道路状況	通効可・渋滞・片側通行・通行不可
避難所運営委員会委員長名						
連絡先(TEL、FAX)						
連絡事項	運営班名	対応状況			今後の要求・展開	
	総務班					
	情報広報班					
	被災者管理班					
	施設管理班					
	食料物資班					
	救護支援班					
	衛生班					
	ボランティア班					
	市職員					
施設管理者						
対処すべき、予見される事項（水、食料の過不足／物資の過不足／風邪などの発生状況／避難所の生活環境／避難者の雰囲気など）						

※ 1日に最低1回は、本部に報告すること。

※ 避難所開設から第3報(6時間後)までは、様式9の避難所状況報告書(第1報～初動期)を使用すること。

▽ 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策などを記入し、他の避難所運営の参考となるようにする。

▽ 物資と食料については、別紙の様式があるので、それを利用する。

注) 「在宅等の避難所以外の避難者」とは、避難者カードの「避難の状況」欄の自宅・車中・屋外テント・その他にチェックした人のことをいう。

資料第34

備蓄物資一覧

令和7年1月31日現在

品名・規格	現 庫					況			計
	市役所	東部	西部	体育館	元氣村 小・中学校	防災倉庫		防災資機 材倉庫等	
						元氣村 小・中学校	地域セン ター (建物内含む)		
1 災害備蓄用クラッカー		4,080	8,160	6,300	35,130			13,650	67,320
2 粉ミルク 300g缶(7食/缶)	3,255								3,255
3 液体ミルク 240ml缶	552								552
4 アルファ米		12,800	12,300	42,200	37,950			29,250	134,500
5 おかゆ		1,500	1,500	200	1,600			1,400	6,200
6 飲料水(2L)					1,800		3,720		5,520
1 哺乳びん 240cc	600								600
2 紙コップ			20,000		21,000				41,000
3 紙井					21,400				21,400
4 紙おむつ	192				7,360			14,978	22,530
5 生理用品	720				1,778			28,694	31,192
6 尿取りパッド								34,104	34,104
7 バケツ						558	220		778
8 ビニールゴザ 88×175	120	120	100	200		308			848
9 ウェットティッシュ(10枚入り)								23,500	23,500
10 トイレ用汚物入れ					65				65
11 ビニール袋(有色)					4,200				4,200
12 ラップ 50m巻	132				396			792	1,320
13 哺乳びん消毒ケース(消毒剤含む)	26				5			20	51
14 エコロジー食器セット(100人分)	23				76			134	233
医薬品									
1 JMS	1								1
1 毛布	1,000	500	1,000	1,040	19,773		686	3,570	27,569
2 オールウェザーブランケット					1,800			2,150	3,950
3 防塵用アルミシート	3,000								3,000
4 タオル	3,286	1,975	1,900		4,528	2,800		15,994	30,483
1 炭 6kg袋	2	2	2			57	24		87
2 かま・かまど	10			15		7	13		45
3 ガス炊飯器								16	16
4 ガソリン缶	1					28	19		48
1 不布織マスク						2,800		67,200	70,000
2 フェイスシールド						700		50	750
3 防護服						2,800		200	3,000
4 非接触型体温計	10					140			150
5 ハイター(1.8L)	30								30
6 手指消毒液(1L)						84		6	90
7 手指消毒液(5L)								30	30
8 使い捨て手袋						8,400		600	9,000
1 飲料水袋詰機								1	1
2 給水タンク(ウォーターパルーン)								19	19
3 組立水槽 1t	20	16	3			105	55	7	206
4 水中ポンプ								3	3
5 ポリタンク	85	20	190			555			850
6 水バケツ 1ケース 100枚	1,000						3,000		4,000
7 発電機(ガソリン式)	11	4	3	4		35	15	39	111
8 発電機(ガスカートリッジ式)	6					56			62
9 コードリール 30m						28	15		43
10 投光器	8	4	10	4		39	11	13	89
11 投光器用三脚	2						9		11
12 担 架	11					30	41	3	85
13 チェーンソー	12					1			13
14 大工工具セット	10					30			40
15 救助工具セット						28			28
16 一輪車	2	2	2	1		28	15	11	61
17 スコップ	8	14	17	3		140	45	3	230
18 懐中電灯	15					140	38	3	196
19 キャップライト						140			140
20 トランジスタメガホン	18	1	1			28	37	3	88
21 メガホン						278			278
22 ヘルメット	50					282			332
23 土のう袋	1,185	50				5,800	2,800	1,430	11,265
24 雨合羽			9			277			286
25 S Bバイル	200	10		45		560	260		1,075
26 ブルーシート等	100					1,360	757	8,200	10,417
27 リヤカー							16	3	19
28 机								30	30
29 椅子								107	107
30 テント	2						56		92
31 組立てトイレ		10	10	10	10		10	15	65
32 簡易トイレ						40		28	80
33 使い捨てトイレ(100セット)						806	84	1,140	2,030
34 車椅子							42		42
35 段ボール簡易組立て式間仕切り								175	175
36 段ボール簡易組立て式更衣室								91	91
37 ワンタッチ間仕切り					769		280	2,301	3,350
38 簡易組立式更衣室(マルチスペース)					78			321	399
39 特設公衆電話						28		3	31
40 照明器具	1						28	4	33
41 防災エアーマット		3,051						6,100	9,151
42 アルミマット					1,000		180	2,820	4,000
43 遺体収納袋	160							30	190
44 多目的簡易ベッド						110	45	325	480

資料第35

市所有車両一覧

令和6年3月31日現在

	保管場所	車両番号	用途	車名	燃料	定員
1	市庁舎	多摩 302 す 471	普通乗用	サイ	ハイブリッド	5
2	市庁舎	多摩 302 す 3462	普通乗用	プリウス	ハイブリッド	5
3	市庁舎	多摩 300 に 3197	普通乗用	オデッセイ	ガソリン	7
4	市庁舎	多摩 503 ん 208	小型乗用	フィット	ハイブリッド	5
5	市庁舎	多摩 46 と 9557	小型貨物	ハイエース	ガソリン	6
6	市庁舎	多摩 500 も 3566	小型乗用	ローラファイナルター	ガソリン	5
7	市庁舎	多摩 400 て 2602	小型貨物	バネットバン	ガソリン	6
8	市庁舎	多摩 480 い 9898	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
9	市庁舎	多摩 480 い 9899	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
10	市庁舎	多摩 400 ち 9405	小型貨物	バネット・トラック	ガソリン	3
11	市庁舎	多摩 480 そ 4416	軽自貨物	エブリイ	ガソリン	4
12	市庁舎	多摩 480 ち 6570	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
13	市庁舎	多摩 480 ち 6571	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
14	市庁舎	多摩 480 つ 9581	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
15	市庁舎	多摩 302 さ 1533	普通乗用	サイ	ハイブリッド	5
16	市庁舎	多摩 500 も 1870	小型乗用	サニー	ガソリン	5
17	市庁舎	多摩 480 き 8864	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
18	市庁舎	多摩 800 そ 6267	普通特殊	ハイエース	ガソリン	10
19	市庁舎	多摩 400 に 9001	小型貨物	ハイエース	ガソリン	6
20	市庁舎	多摩 880 あ 1569	軽自特殊	ハイゼットカーゴデックバン	ガソリン	4
21	市庁舎	多摩 800 そ 3477	普通特殊	アルファード	ガソリン	8
22	市庁舎	多摩 480 つ 9477	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
23	市庁舎	多摩 500 も 2352	小型乗用	ファンカーゴ	ガソリン	5
24	市庁舎	多摩 480 か 7383	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
25	市庁舎	多摩 480 き 8755	軽自貨物	エブリイ	ガソリン	4
26	市庁舎	多摩 480 き 8802	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
27	市庁舎	多摩 480 つ 9476	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
28	市庁舎	多摩 480 な 4562	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
29	市庁舎	多摩 480 な 2748	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
30	市庁舎	多摩 480 え 3752	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
31	市庁舎	多摩 400 に 3344	小型貨物	キャラバン	ガソリン	6
32	市庁舎	多摩 400 て 6468	小型貨物	ADエクスパート	ガソリン	5
33	市庁舎	多摩 480 か 7259	軽自貨物	エブリイ	ガソリン	4
34	市庁舎	多摩 480 つ 9580	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
35	市庁舎	多摩 480 つ 765	軽自貨物	ミニキャブ・ミブ	電気	4
36	市庁舎	多摩 503 ち 9083	小型乗用	フィット	ハイブリッド	5
37	市庁舎	多摩 480 せ 3408	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
38	市庁舎	多摩 580 ね 2901	軽自乗用	ワゴンR	ガソリン	4
39	市庁舎	多摩 480 こ 2484	軽自貨物	エブリイ	ガソリン	4
40	市庁舎	多摩 400 と 8541	小型貨物	ADエクスパート	ガソリン	5
41	市庁舎	多摩 400 ね 1654	小型貨物	キャラバン	ガソリン	6
42	市庁舎	多摩 480 な 1261	軽自貨物	ハイゼット	ガソリン	2

	保管場所	車両番号	用途	車名	燃料	定員
43	市庁舎	多摩 480 つ 9475	軽自貨物	ミニキャブ・ミーブ	電気	4
44	市庁舎	多摩 480 こ 9644	軽自貨物	アルバン	ガソリン	4
45	市庁舎	多摩 480 え 5737	軽自貨物	ハイゼットカーゴ	ガソリン	4
46	市庁舎	多摩 501 ら 3547	小型乗用	ヴェイツ	ガソリン	5
47	市庁舎	多摩 480 け 9888	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
48	市庁舎	多摩 480 そ 4683	軽自貨物	クリッパー	ガソリン	4
49	市庁舎	多摩 480 き 1138	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
50	市庁舎	多摩 400 せ 4237	小型貨物	キャラバン	ガソリン	6
51	市庁舎	多摩 480 と 701	軽自貨物	サンバー	ガソリン	2
52	市庁舎	多摩 480 さ 8603	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
53	市庁舎	多摩 480 か 9305	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
54	市庁舎	多摩 400 ち 7268	小型貨物	エルフ	軽油	3
55	市庁舎	多摩 480 な 1958	軽自貨物	ミニキャブ・ミーブ	電気	4
56	市庁舎	多摩 480 つ 9583	軽自貨物	ミニキャブ・ミーブ	電気	4
57	市庁舎	多摩 400 た 4235	小型貨物	バンネット	ガソリン	6
58	市庁舎	多摩 480 あ 4834	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
59	市庁舎	多摩 480 あ 4835	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
60	市庁舎	多摩 480 つ 1339	軽自貨物	ミニキャブ・ミーブ	電気	4
61	市庁舎	多摩 300 る 3510	普通乗用	エステイマ	ハイブリッド	8
62	市庁舎	多摩 480 き 9024	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
63	市庁舎	多摩 480 つ 9478	軽自貨物	ミニキャブ・ミーブ	電気	4
64	市庁舎	多摩 480 す 9362	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
65	健康福祉事務センター	多摩 480 さ 1197	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
66	健康福祉事務センター	多摩 480 こ 228	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
67	健康福祉事務センター	多摩 480 ち 1514	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
68	健康福祉事務センター	多摩 400 せ 4399	小型貨物	ADバン	ガソリン	5
69	健康センター	多摩 400 ち 9150	小型貨物	ADバン	ガソリン	5
70	健康センター	多摩 480 き 8771	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
71	リサイクルセンター	多摩 480 う 1383	軽自貨物	ミニダンブ	ガソリン	2
72	リサイクルセンター	多摩 400 そ 2352	小型貨物	キャラバン	ガソリン	6
73	リサイクルセンター	多摩 400 ち 9406	小型貨物	バンネット・トラック	ガソリン	3
74	リサイクルセンター	多摩 480 つ 9582	軽自貨物	ミニキャブ・ミーブ	電気	4
75	建設事業所	多摩 100 さ 8088	普通貨物	エルフ	軽油	3
76	建設事業所	多摩 800 す 4450	普通特殊	エルフ	軽油	3
77	建設事業所	多摩 480 か 7800	軽自貨物	サンバー・ダンブ	ガソリン	2
78	中央公民館	多摩 400 た 4509	小型貨物	バンネットバン	ガソリン	6
79	花小金井北公民館	多摩 480 か 7325	軽自貨物	ハイゼットカーゴ	ガソリン	4
80	上宿公民館	多摩 480 か 7324	軽自貨物	ハイゼットカーゴ	ガソリン	4
81	中央図書館	多摩 46 つ 8521	小型貨物	ADバン	ガソリン	5
82	仲町図書館	多摩 480 せ 6370	軽自貨物	クリッパー	ガソリン	4
83	花小金井図書館	多摩 480 せ 6523	軽自貨物	クリッパー	ガソリン	4
84	小川西町図書館	多摩 480 あ 5671	軽自貨物	サンバー	ガソリン	4
85	喜平図書館	多摩 480 せ 163	軽自貨物	ハイゼットカーゴ	ガソリン	4
86	大沼図書館	多摩 480 な 1854	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
87	津田図書館	多摩 480 な 1855	軽自貨物	エブリー	ガソリン	4
88	上宿図書館	多摩 41 き 2231	軽自貨物	ハイゼットカーゴ	ガソリン	4
89	学校給食センター	多摩 50 の 3837	軽自乗用	ワゴンR	ガソリン	4

	保管場所	車両番号	用途	車名	燃料	定員
90	学校給食センター	多摩 480 な 3037	軽自貨物	ミニキャブ・ミーブ	電気	4
91	たいよう福祉センター	多摩 800 す 6522	普通特殊	キャババン	ガソリン	8
92	あおぞら福祉センター	多摩 800 そ 794	普通特殊	キャババン	ガソリン	10
93	あおぞら福祉センター	多摩 580 つ 9377	軽自乗用	ステラ	ガソリン	4
94	消防団詰所	多摩 805 ろ 1	普通特殊	デュトロ	軽油	6
95	消防団詰所	多摩 801 ふ 2	普通特殊	デュトロ	軽油	6
96	消防団詰所	多摩 801 ほ 3	普通特殊	デュトロ	軽油	6
97	消防団詰所	多摩 830 ね 4	普通特殊	デュトロ	軽油	6
98	消防団詰所	多摩 801 も 5	普通特殊	デュトロ	軽油	6
99	消防団詰所	多摩 831 な 6	普通特殊	エルフ	軽油	6
100	消防団詰所	多摩 801 ゆ 7	普通特殊	デュトロ	軽油	6
101	消防団詰所	多摩 803 ち 8	普通特殊	エルフ	軽油	6
102	消防団詰所	多摩 830 る 9	普通特殊	デュトロ	軽油	6

資料第36

多摩地区の給水拠点

令和6年5月1日現在

【都営水道市町】				(m ³)
番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
1	八王子市	鎌水給水所	鎌水401番地	1,660
2		西寺方給水所	西寺方町1006番地167	1,660
3		狭間給水所	狭間町1994番地478	5,000
4		犬目第二給水所	犬目町710番地	1,760
5		高月給水所	高月町2240番地	5,000
6		散田給水所	散田町二丁目6番地1	6,360
7		東浅川給水所	東浅川町674番地	4,330
8		寺田配水所	寺田町1359番地4	330
9		元八王子配水所	元八王子町三丁目2750番地487	150
10		北野給水所	北野町595番地3	5,280
11		南陽台配水所	南陽台三丁目5番1号	330
12		檜原給水所	檜原町1294番地3	13,330
13		曉町配水所	曉町三丁目3番1号	830
14		久保山配水所	久保山町二丁目15番地1	730
15		大船給水所	七国三丁目56番1号	7,330
16		鎌水小山給水所	鎌水二丁目92番地	23,330
17		南大沢給水所	南大沢四丁目25番地	4,950
18		都立陵南公園	★ 長房町1572番地	1,500
19		桐田ポンプ所	桐田町545番地	440
20	立川市	柴崎給水所	柴崎町一丁目1番41号	1,500
21		立川栄町浄水所	栄町五丁目38番地の5	330
22		立川砂川給水所	砂川町六丁目41番地の1	5,100
23		市立松中公園	☆ 西砂町一丁目19番地の12	100
24	三鷹市	上連雀給水所(西配水場)	上連雀九丁目41番4号	5,430
25		三鷹新川給水所(東配水場)	新川二丁目1番15号	3,330
26	青梅市	日向和田浄水所	日向和田二丁目370番地	880
27		千ヶ瀬浄水所	千ヶ瀬町三丁目464番地の1	460
28		御岳山第一配水所	御岳山170番地の3	70
29		成木配水所	成木八丁目690番地の3	30
30		新町給水所	新町五丁目24番地の1	2,330
31		二俣尾配水所	二俣尾五丁目107番地の2	70
32		城山配水所	東青梅六丁目95番地の1	1,440
33		梅郷配水所	和田町二丁目578番地の1	1,330
34	府中市	府中武蔵台浄水所及び府中武蔵台ポンプ所	武蔵台二丁目7番地及び武蔵台一丁目25番地	3,730
35		若松給水所	若松町四丁目10番地	1,760
36		幸町給水所	幸町二丁目24番地	5,000
37		府中南町給水所	南町一丁目50番地	1,660
38		都立武蔵野公園	★ 多磨町三丁目2番地	1,500
39	調布市	上石原配水所	上石原一丁目34番地7	1,120
40		仙川配水所	仙川町三丁目6番地27	320
41		深大寺給水所	深大寺南町五丁目56番地1	9,900
42		調布西町給水所	西町717番地	6,660
43	町田市	小野路給水所	小野路町2637番地1	6,330
44		原町浄水所	原町五丁目13番3号	520
45		滝の沢給水所	旭町二丁目7番7号	1,880
46		野津田浄水所	野津田町3398番地	1,000
47		市立つくし野セントラルパーク	★ つくし野三丁目19番地	1,500
48		市立鶴川中央公園	☆ 鶴川六丁目6番地	100
49		成瀬コミュニティセンター	☆ 西成瀬二丁目49番1号	100
50		市立忠生公園	☆ 忠生一丁目3番地	100
51		市立三輪中央公園	☆ 三輪緑山三丁目21番地	100
52	小金井市	梶野配水所	梶野町五丁目10番33号	1,300
53		上水南給水所	小平市上水南町三丁目12番30号	11,660
54	小平市	小川給水所	小川町一丁目847番地	6,580
55		市立津田公園	☆ 津田町三丁目39番	100
56	日野市	市立大坂西公園	☆ 大坂上一丁目14番地の4	100
57		多摩平給水所	多摩平二丁目7番地の2	3,660
58		程久保給水所	程久保五丁目10番地の1	6,700
59		三沢配水所	三沢905番地の2	1,490
60		日野旭が丘給水所	旭が丘二丁目42番地の2	1,660

(注1) 清瀬元町配水所は、令和5年8月25日から運用を停止している。

【都営水道市町以外】				(m ³)
番号	市町名	施設名	所在地	確保水量
61	東村山市	八坂給水所	富士見町五丁目4番地46	20,000
62		東村山浄水場	美住町二丁目20番地236	36,000
63		美住給水所	美住町二丁目13番地4	2,020
64		市立東村山運動公園	★ 恩多町一丁目9番地5	1,500
65		市立秋津小学校	☆ 秋津町三丁目48番地1	100
66	国分寺市	東恋ヶ窪配水所	東恋ヶ窪二丁目5番地8	1,220
67		国分寺北町給水所	北町四丁目1番地5	5,800
68	国立市	国立中給水所	中三丁目8番地1	2,000
69		谷保給水所	谷保1462番地1	2,000
70	西東京市	芝久保給水所	芝久保町五丁目9番1号	6,030
71		保谷町給水所	保谷町一丁目5番24号	2,910
72		西東京栄町配水所	栄町二丁目7番6号	1,000
73	福生市	福生武蔵野台給水所	武蔵野台二丁目32番地	2,540
74		市立明神下公園	★ 南田園一丁目12番地1	1,500
75	狛江市	和泉本町給水所	和泉本町四丁目6番1号	2,260
76	東大和市	上北台給水所	上北台一丁目801番地1	5,330
77		東大和給水所	桜が丘三丁目44番地	26,660
78	清瀬市	清瀬元町配水所(注1)	元町二丁目27番12号	0
79		市立第3保育園	☆ 旭が丘三丁目755番地1	100
80		清瀬梅園給水所	梅園一丁目3番	10,000
81	東久留米市	南沢給水所	南沢三丁目9番21号	3,330
82		滝山給水所	滝山六丁目1番1号	1,960
83	武蔵村山市	学園配水所	学園一丁目5番地の7	1,460
84		中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	950
85		市立中原公園	★ 中原二丁目21番地の4	1,500
86	多摩市	桜ヶ丘配水所	桜ヶ丘四丁目10番地	1,500
87		落合配水所	中沢一丁目12番地	100
88		愛宕配水所	愛宕二丁目51番地	1,140
89		南野給水所	南野二丁目16番地	3,360
90		聖ヶ丘給水所	聖ヶ丘四丁目1番地	14,000
91		市立並木公園	★ 和田1551番地1	1,500
92	稲城市	坂浜配水所	坂浜816番地	1,510
93		向陽台給水所	向陽台六丁目16番地	2,000
94		若葉台給水所	若葉台一丁目19番地	2,160
95	あきる野市	秋留台給水所	秋川三丁目2番地10	2,000
96		菅生給水所	菅生683番地	2,000
97		上代継浄水所	上代継407番地	200
98		戸倉給水所	戸倉348番地1	1,660
99		小峰台配水所	小峰台40番地	160
100		伊奈配水所	伊奈372番地3	130
101	瑞穂町	石畑給水所	石畑2301番地	10,000
102	日の出町	文化の森給水所	平井3075番地	2,000
多摩地区【都営水道市町】小計 (102か所)				367,120

【都営水道市町以外】

1	武蔵野市	第一浄水場(注2)	吉祥寺北町四丁目11番46号	0
2		第二浄水場(注2)	桜堤一丁目6番6号	0
3	昭島市	西部配水場	緑町二丁目17番16号	2,780
4		東部配水場	朝日町四丁目23番28号	2,160
5	羽村市	第一配水場	緑ヶ丘二丁目18番地5	2,060
6		小作浄水場	小作台四丁目2番地1	14,260
多摩地区【都営水道市町以外】小計 (6か所)				21,260

(注2) 運搬給水拠点(給水車等の車両への水の補給施設)
拠点給水は、市立小中学校及び広域避難場所で行う。

多摩地区合計確保水量 (108か所)	388,380
--------------------	---------

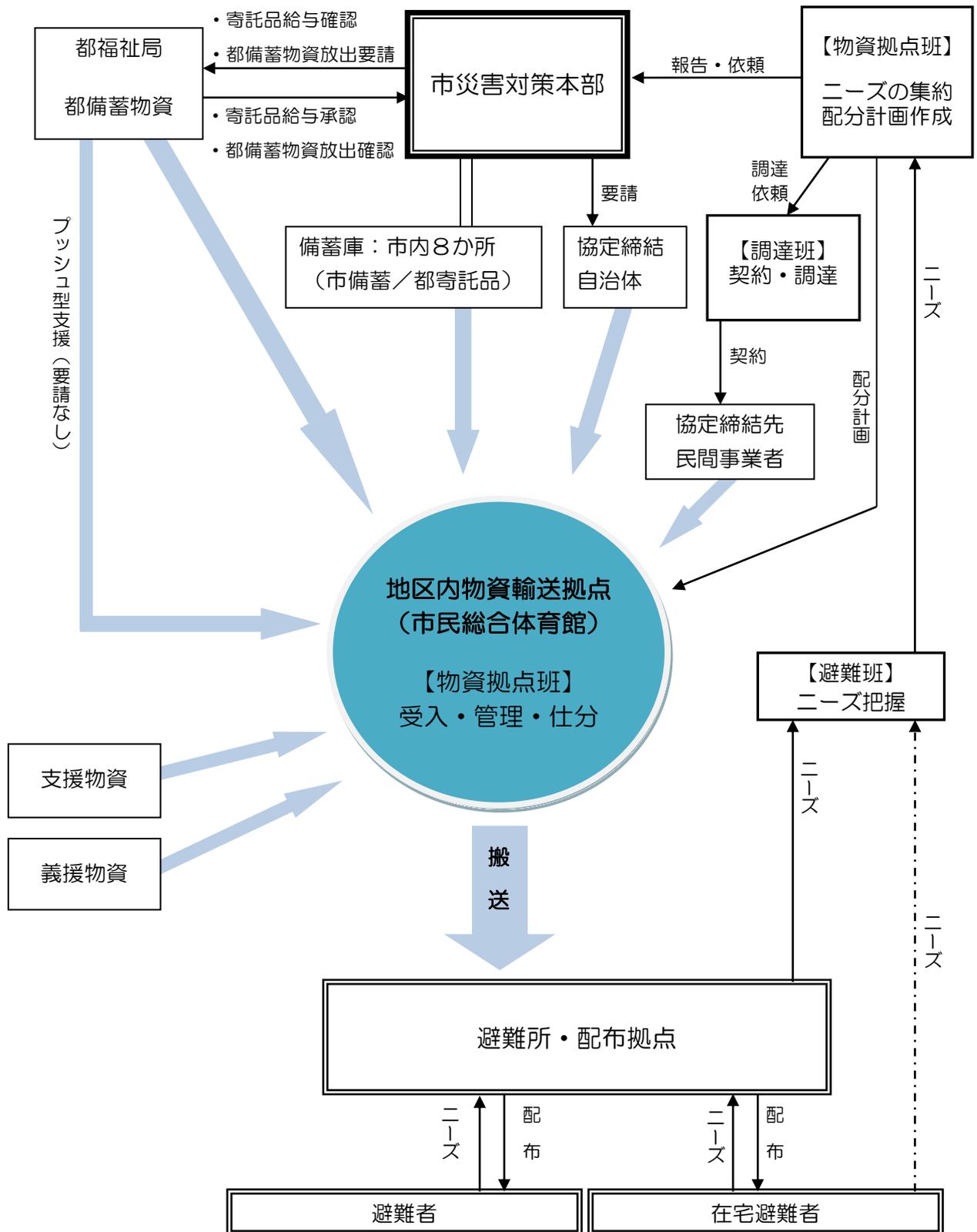
★: 応急給水槽(1,500m³槽)

☆: 小規模応急給水槽(100m³槽)

※東京都水道局ホームページから抜粋

資料第37

物資の流れ



資料第38

RI法の対象事業所（都内）

令和6年3月31日現在

事業所名	所在地域	許可・届出区分
東京農薬大学生命科学部アイソトープセンター	東京都	許可使用者
東京海洋大学放射性同位元素管理センター	東京都	許可使用者
東京大学 理学部	東京都	許可使用者
東京大学医学部	東京都	許可使用者
日本赤十字社 医療センター	東京都	許可使用者
自衛隊中央病院	東京都	許可使用者
学習院大学 理学部	東京都	許可使用者
慶應義塾大学 医学部	東京都	許可使用者
一般財団法人 電力中央研究所 柏江運営センター	東京都	許可使用者
公益財団法人 佐々木研究所附属吉雲堂病院	東京都	許可使用者
防衛装備庁陸上装備研究所	東京都	許可使用者
東京大学 大学院総合文化研究科	東京都	許可使用者
N T T東日本関東病院	東京都	許可使用者
東京大学 医科学研究所	東京都	許可使用者
東京農工大学 工学部	東京都	許可使用者
東京医科大学大学院統合研究機構研究基礎クラスターリサーチコアセンター	東京都	許可使用者
順天堂大学大学院医学研究科	東京都	許可使用者
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院	東京都	許可使用者
東京大学 工学系・情報理工学系等	東京都	許可使用者
日本大学医学部 総合医学研究所	東京都	許可使用者
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東京都	許可使用者
東京大学 定量生命科学研究所	東京都	許可使用者
東京女子医科大学病院	東京都	許可使用者
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所	東京都	許可使用者
東京大学大学院農学生命科学研究科	東京都	許可使用者
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	東京都	許可使用者
東京医科大学病院	東京都	許可使用者
東京医科大学病院	東京都	許可使用者
国立研究開発法人 国立がん研究センター 中央病院	東京都	許可使用者
J R 東京総合病院	東京都	許可使用者
横河電機株式会社	東京都	許可使用者
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	東京都	許可使用者
公益財団法人 微生物化学研究会 微生物化学研究所	東京都	許可使用者
日本大学医学部附属板橋病院	東京都	許可使用者
第一三共株式会社 品川研究開発センター	東京都	許可使用者
東京大学医学部附属病院	東京都	許可使用者
東京慈恵会医科大学附属病院	東京都	許可使用者
東京大学 医科学研究所附属病院	東京都	許可使用者
国家公務員共済組合連合会 立川病院	東京都	許可使用者
東京学芸大学	東京都	許可使用者
東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設	東京都	許可使用者
慶應義塾大学病院	東京都	許可使用者
日本医科大学付属病院	東京都	許可使用者
公益財団法人日本アイソトープ協会	東京都	許可使用者
東京工業大学 科学技術創成研究院 ゼロカーボンエネルギー研究所	東京都	許可使用者
東京共済病院	東京都	許可使用者
立教大学 理学部	東京都	許可使用者
独立行政法人国立病院機構 東京病院	東京都	許可使用者
北里大学 薬学部	東京都	許可使用者
慶應義塾大学 薬学部	東京都	許可使用者
市立青梅総合医療センター	東京都	許可使用者
東京農工大学 農学部	東京都	許可使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
興和株式会社 東京創薬研究所	東京都	許可使用者
東邦大学医療センター大森病院	東京都	許可使用者
東京慈恵会医科大学付属第三病院	東京都	許可使用者
駒澤大学 医療健康科学部	東京都	許可使用者
東京都済生会中央病院	東京都	許可使用者
社会福祉法人 三井記念病院	東京都	許可使用者
国立大学法人お茶の水女子大学	東京都	許可使用者
国立がん研究センター研究所	東京都	許可使用者
東京大学 アイソトープ総合センター	東京都	許可使用者
後藤合金株式会社 瑞穂工場	東京都	許可使用者
東京通信病院	東京都	許可使用者
武蔵野赤十字病院	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立墨東病院	東京都	許可使用者
学校法人帝京大学医学部附属病院	東京都	許可使用者
北里大学 北里研究所病院	東京都	許可使用者
学校法人帝京大学 中央R1教育・研究施設	東京都	許可使用者
杏林大学医学部	東京都	許可使用者
国立感染症研究所 村山庁舎	東京都	許可使用者
東芝インフラシステムズ株式会社 府中事業所	東京都	許可使用者
東京医科大学	東京都	許可使用者
公益財団法人結核予防会 榎十字病院	東京都	許可使用者
杏林大学医学部付属病院	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立駒込病院	東京都	許可使用者
東京薬科大学 R1共同実験室	東京都	許可使用者
公立昭和病院	東京都	許可使用者
法政大学 小金井キャンパス	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立広尾病院	東京都	許可使用者
東京労災病院	東京都	許可使用者
日本医科大学多摩永山病院	東京都	許可使用者
東京大学大学院理学系研究科附属渡辺子実験施設	東京都	許可使用者
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター	東京都	許可使用者
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 神経研究所	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院	東京都	許可使用者
株式会社L S Iメディアエンス 志村事業所	東京都	許可使用者
聖路加国際病院	東京都	許可使用者
医療法人社団 金地病院	東京都	許可使用者
学校法人 昭和薬科大学 R1研究施設	東京都	許可使用者
東京医科大学 八王子医療センター	東京都	許可使用者
創価大学	東京都	許可使用者
順天堂大学医学部附属 順天堂医院	東京都	許可使用者
博慈会記念総合病院	東京都	許可使用者
学校法人 中央医学学園	東京都	許可使用者
東京都立多摩総合医療センター	東京都	許可使用者
公立学校共済組合 関東中央病院	東京都	許可使用者
厚生中央病院	東京都	許可使用者
厚生労働省戸山研究庁舎	東京都	許可使用者
全日本運輸株式会社 機体事業室 東京新第1・第2格納庫	東京都	許可使用者
独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	東京都	許可使用者
株式会社 コスミックコーポレーション	東京都	許可使用者
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター研究所	東京都	許可使用者
王子マテリア株式会社 江戸川工場	東京都	許可使用者
学校法人 明治薬科大学	東京都	許可使用者
昭和大学病院	東京都	許可使用者
医療法人社団 義和会 野塚脳神経外科病院	東京都	許可使用者
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	東京都	許可使用者
東京臨海病院	東京都	許可使用者
東京慈恵会医科大学 医学部	東京都	許可使用者
日本ロレックス株式会社	東京都	許可使用者
東京税関コンテナ検査センター	東京都	許可使用者
日本メジフィジックス株式会社 東京ラゴ	東京都	許可使用者
帝人ファーマ株式会社 生物医学総合研究所	東京都	許可使用者
公益財団法人 柳原記念財団附属 柳原記念病院	東京都	許可使用者
富士電機株式会社 東京工場	東京都	許可使用者
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究所	東京都	許可使用者
公益財団法人 がん研究会	東京都	許可使用者
社会医療法人財団 大和会 武蔵村山病院	東京都	許可使用者
医療法人社団あんしん会 四谷メディカルキューブ	東京都	許可使用者
日本獣医生命科学大学	東京都	許可使用者
東京都立大学法人東京都立大学 荒川キャンパス	東京都	許可使用者
東京都立大学法人 南大沢キャンパス	東京都	許可使用者
順天堂大学医学部附属練馬病院	東京都	許可使用者
医療法人社団高恵会 築地神経科クリニック	東京都	許可使用者
医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院	東京都	許可使用者
日本医科大学 健診医療センター	東京都	許可使用者
東京税関城南島コンテナ検査センター	東京都	許可使用者
横河マニュファクチャリング株式会社	東京都	許可使用者
一般財団法人自警会 東京警察病院	東京都	許可使用者
早稲田大学先端生命科学センター	東京都	許可使用者
公立福生病院	東京都	許可使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
公益財団法人 東京都医学総合研究所	東京都	許可使用者
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 附属診療所	東京都	許可使用者
社会福祉法人仁生社 江戸川病院	東京都	許可使用者
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 本部	東京都	許可使用者
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院	東京都	許可使用者
医療法人社団 洪泳会 東京洪誠病院	東京都	許可使用者
東海大学医学部付属八王子病院	東京都	許可使用者
国際医療福祉大学 三田病院	東京都	許可使用者
稲城市立病院	東京都	許可使用者
東洋メディック株式会社 関口テストラボ	東京都	許可使用者
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	東京都	許可使用者
東京都健康長寿医療センター	東京都	許可使用者
東京理科大学 葛飾キャンパス放射線施設	東京都	許可使用者
公益財団法人結核予防会 新山手病院	東京都	許可使用者
医療法人社団苑田会 苑田会放射線クリニック	東京都	許可使用者
昭和大学江東豊洲病院	東京都	許可使用者
医療法人財団 健賢会 総合東京病院	東京都	許可使用者
日本大学病院	東京都	許可使用者
産業テック株式会社	東京都	許可使用者
ミッドタウンクリニック東京ベイ	東京都	許可使用者
一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター	東京都	許可使用者
東京慈恵会医科大学 葛飾医療センター	東京都	許可使用者
東京大学 タンデム加速器研究施設	東京都	許可使用者
杏林大学井の頭キャンパス	東京都	許可使用者
Clinic C4	東京都	許可使用者
早稲田大学西早稲田キャンパス	東京都	許可使用者
陸上自衛隊衛生学校	東京都	許可使用者
H O Y A 株式会社 八王子工場	東京都	許可使用者
陸上自衛隊第1師団	東京都	許可使用者
陸上自衛隊東部方面総監部	東京都	許可使用者
西台クリニック	東京都	許可使用者
日本製紙株式会社 研究開発本部 研究棟	東京都	許可使用者
社会福祉法人 仁生社 江戸川病院 メディカルプラザ江戸川II	東京都	許可使用者
東邦大学医療センター大橋病院	東京都	許可使用者
日本インテグリス合同会社	東京都	許可使用者
エスアールエル セントラルラボラトリー	東京都	許可使用者
社会医療法人社団東京巨樹の会 東京品川病院	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立豊島病院	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩北部医療センター	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大久保病院	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立荏原病院	東京都	許可使用者
地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩南部地域病院	東京都	許可使用者
公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院	東京都	許可使用者
医療法人社団泰明会 神谷町脳神経外科クリニック	東京都	許可使用者
株式会社日立製作所中央研究所	東京都	届出使用者
東京理科大学 理学部	東京都	届出使用者
順天堂大学 医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター	東京都	届出使用者
早稲田大学各務記念材料技術研究所	東京都	届出使用者
東京工業大学 理学院	東京都	届出使用者
電気通信大学大学院 情報理工学研究所	東京都	届出使用者
一般財団法人健康医学協会 附属東都クリニック	東京都	届出使用者
医療法人財団 順和会 山王メディカルセンター	東京都	届出使用者
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院附属健康管理センター・画像診断センター	東京都	届出使用者
アルツククリニックP E T ラボ	東京都	届出使用者
セントラルクリニック世田谷	東京都	届出使用者
藤田医科大学 羽田クリニック	東京都	届出使用者
株式会社 サンヨー環境調査センター	東京都	届出使用者
株式会社 環境管理センター 環境基礎研究所	東京都	届出使用者
高千穂化学工業株式会社 町田計測ガス工場	東京都	届出使用者
株式会社 電測	東京都	届出使用者
王子ホールディングス株式会社 王子ホールディングス(東豊)	東京都	届出使用者
いであ株式会社 環境測定事業部 環境化学部	東京都	届出使用者
水研クワイエット株式会社	東京都	届出使用者
株式会社 オーテック環境 辰巳工場	東京都	届出使用者
株式会社 エス・ティ・ジャパン	東京都	届出使用者
丸文株式会社	東京都	届出使用者
アースニクス株式会社 東京事業所	東京都	届出使用者
東京ダイレック株式会社	東京都	届出使用者
アジレント・テクノロジー株式会社	東京都	届出使用者
日本電気株式会社 府中事業場	東京都	届出使用者
株式会社 I H I 瑞穂工場	東京都	届出使用者
東邦航空株式会社 調布事業所	東京都	届出使用者
朝日航空株式会社 航空事業本社	東京都	届出使用者
新日本ヘリコプター株式会社 東京基地	東京都	届出使用者
株式会社ヤクルト本社 中央研究所	東京都	届出使用者
品川グランドセントラルタワー・N B F品川タワー (品川スクエア)	東京都	届出使用者
新中央航空株式会社 調布事業所	東京都	届出使用者
株式会社 毎日新聞社 東京国際空港事務所	東京都	届出使用者
ホーチキ株式会社 町田事業所	東京都	届出使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
株式会社 J A L エンジニアリング 羽田地区事業所	東京都	届出使用者
アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社	東京都	届出使用者
アトナーブ株式会社 東京オフィス	東京都	届出使用者
スカイマーク株式会社 羽田事業所 部品庫	東京都	届出使用者
株式会社メディコン 羽田配送センター	東京都	届出使用者
アカギヘリコプター株式会社 東京基地	東京都	届出使用者
F A I M S t e c h J a p a n 株式会社	東京都	届出使用者
公益財団法人 日本食品油脂検査協会	東京都	届出使用者
中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	東京都	届出使用者
外務省 総合外交政策局軍縮不拡散・科学部 生物・化学兵器禁止条約室	東京都	届出使用者
一般財団法人 食品環境検査協会 東京事業所	東京都	届出使用者
東京消防庁整備部航空隊多摩航空センター	東京都	届出使用者
聖路加国際病院附属クリニック 聖路加メディロカス	東京都	届出使用者
警視庁 航空隊	東京都	届出使用者
陸上自衛隊 東部方面航空隊	東京都	届出使用者
海上保安庁 第三警区海上保安本部 羽田航空基地	東京都	届出使用者
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター飛行場分室	東京都	届出使用者
東京消防庁整備部航空隊江東航空センター	東京都	届出使用者
一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所	東京都	届出使用者
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター	東京都	届出使用者
東京大学 工学系・情報理工学系等	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京大学大学院農学生命科学研究科	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人 日本食品分析センター 多摩研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 L S I メディエンス 志村事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都市場衛生検査所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 伊藤公習調査研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 白洋舎 洗濯科学研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 環境技研 公害分析センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
早稲田大学環境保全センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
成蹊大学	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 化学分析コンサルタント	東京都	表示付認証機器届出使用者
環境未来株式会社 東京検査センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
ケー・エス環境研究所 株式会社 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
三洋テクノマリン株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 環境管理センター 環境基礎研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社日本シーシェル	東京都	表示付認証機器届出使用者
佐藤製菓株式会社 八王子工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 むさしの計測 分析センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
オーヤラックスクリンサービズ株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
環境保全株式会社 東京本社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 昭和メディカルサイエンス 本社	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益社団法人 日本食品衛生協会 食品衛生研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
第一建築サービス株式会社東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日新環境調査センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般社団法人東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都水道局水質センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
足立区衛生試験所	東京都	表示付認証機器届出使用者
気象庁 本庁	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人 日本乳業技術協会	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都水道局朝霞浄水管理事務所三園浄水場	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人東京顕微鏡院 食と環境の科学センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都水道局 金町浄水管理事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都市場衛生検査所 足立出張所	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
独立行政法人農林水産消費安全技術センター農業検査部	東京都	表示付認証機器届出使用者
特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター 作業環境分析室	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般社団法人 食内科学技術研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京 P C B 処理事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般社団法人 日本貨物検査協会 理化学分析センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 エス・ティ・ジャパン	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人 日本食品分析センター多摩研究所衛生科学センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人 日本油脂検査協会	東京都	表示付認証機器届出使用者
東急技術センター株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社ヒロデン工業	東京都	表示付認証機器届出使用者
ニッタン株式会社 保守事業部	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社システムエンジニアリング	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社北防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 R i c a テクノサービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社エス・ケー防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社エヌ・イーサポート 東京技術研究室	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人 食品環境検査協会 東京事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 奥島産業	東京都	表示付認証機器届出使用者
安全装備株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京農工大学 農学部	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社高遠道路総合技術研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
富士電機株式会社 東京工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本設備サービス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社初田製作所 メンテナンス事業部 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本化薬株式会社 医療事業本部 医薬研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
東洋メディック株式会社 関口テストラボ	東京都	表示付認証機器届出使用者
消防設備管理株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
駒澤大学 医療健康科学部	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 エース 設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ミズモリ 西東京営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 テクノ	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ノーツ エンジニアリング	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 伊藤電気	東京都	表示付認証機器届出使用者
前田建設工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社防災サービスセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
オリエンタル酵母工業株式会社 食品事業本部 研究開発部 食品研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
安西メディカル株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京防災設備 株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 サン・ブリッヂ	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 小西電業社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日本分析 本店事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都立大学 工学部 (世田谷キャンパス)	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社タイヨー設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
太平ビルサービス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東電フェエル株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益社団法人日本アイソトープ協会	東京都	表示付認証機器届出使用者
サントリー株式会社 武蔵野ビル工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本電子データ株式会社 分析室	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人 原子力安全技術センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
財団法人日本科学技術振興財団	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都健康安全研究センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社東邦興業	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社サン防災設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社フジ電気サービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
大東防災工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
アロカ株式会社 技術本部 計測技術部	東京都	表示付認証機器届出使用者
エコ防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社東新商会	東京都	表示付認証機器届出使用者
アイノ産業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 司測研	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京ダイレック株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京農工大学 工学部	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 スターション	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ヨシダ防災設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京学芸大学	東京都	表示付認証機器届出使用者
扇浦浄水場	東京都	表示付認証機器届出使用者
日伸管財株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 川瀬防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 東京第2ビル	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 明光設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ニッショウ	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京テクニカル・サービス株式会社 東京ラボ	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京女子医科大学病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
無添加食品販売協同組合	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 富士防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
トキワ防災電機株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
ユージーメンテナンクス株式会社 本社	東京都	表示付認証機器届出使用者
八重洲ビルメンテナンクス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
セコムテクノサービス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都立大学南大沢キャンパス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 菊水防災設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
緑水工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 三友設備工業	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都水道局 東村山浄水管理事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 エヌ・エス・シー	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 火報電業	東京都	表示付認証機器届出使用者
富士電機株式会社 バラエシシステム インダストリー事業本部 社会ソリューション事業部 放射線システム部	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 東部方面衛生隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 東部方面システム通信群	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 東部方面後方支援隊 第104全般支援大隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ビルテクノス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 東亜エージェンシー	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本非破壊検査株式会社 本社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ウィズエンジニアリング	東京都	表示付認証機器届出使用者
エステー株式会社 R&Dセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
三洋浜工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
三協電気工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 カナメ商事	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 坂田防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 昭栄エンジニアリング	東京都	表示付認証機器届出使用者
前出工機株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本ドライケミカル株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ADEKA 尾久中央開発研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
NECファシリティーズ株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
ホーチキ株式会社 東京支店メンテナンスセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 東京環境測定センター 5号館 分析所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 新和防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本電子株式会社 本社・昭島製作所	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 ボウサイワークス	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京工業大学 理学院	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日機テクニカルサービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 消防試験協会	東京都	表示付認証機器届出使用者
ノームシステム株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 中央防災サービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 マイセック	東京都	表示付認証機器届出使用者
武蔵工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京大学大学院総合文化研究科	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 鹿島防災設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人 日本穀物検定協会 東京分析センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 千代田防災設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ファイアーコントロール	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都消防設備協同組合	東京都	表示付認証機器届出使用者
早稲田大学 理工学術院総合研究所 西早稲田キャンパス	東京都	表示付認証機器届出使用者
警視庁 特科車部隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
帝國纖維株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 メンテック・エージェンシー	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京工業大学 科学技術創成研究院 ゼロカーボンエネルギー研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
太平ビルサービス株式会社 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社アイエス・フォーム	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 菊池	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京消防庁 第三消防方面本部救助機動課	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京消防庁 志村消防署志村坂上出張所	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京消防庁 千住消防署	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京消防庁 城東消防署大島出張所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 明光設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 トラス設備検査事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
国立極地研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
BSPAR株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日東防火	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 昭和防災設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
全日本空輸株式会社 東京空港支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
松永ジオサービス株式会社 調査部	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社近畿ヤマト商会 東京都内ハロン設備事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京国際エアカーゴターミナル株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 泉州エンジニアリング	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社山本防災設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
技研興業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
モニ一物探株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
ニチアス株式会社 基幹産産事業本部	東京都	表示付認証機器届出使用者
アジレント・テクノロジー株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
同防災工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
全日本空輸株式会社 貨物郵便部	東京都	表示付認証機器届出使用者
ヤマト運輸 グローバルSCM事業本部 国際戦略統括部 羽田国際小口支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
警視庁第一機動隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
警視庁警備部警備第二課	東京都	表示付認証機器届出使用者
警視庁 公安機動捜査隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
警視庁第八機動隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社日本航空インターナショナル 空港企画部	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊第1師団第1通信大隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊第1師団第1施設大隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 リカク 東京工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本大学理工学部(駿河台校舎)	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人日本食品油脂検査協会	東京都	表示付認証機器届出使用者
ヤナギダ防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
新日本防災 株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊東部方面後方支援隊第301通信直達支援隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 セイワ	東京都	表示付認証機器届出使用者
光栄テクノサービス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 本部	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 アスク	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 防災メンテナンス	東京都	表示付認証機器届出使用者
テクノビル株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊東部方面航空野整備隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
クリアバルス 株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京電設サービス株式会社 多摩川事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
中央理化学工業株式会社 東京北営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人 がん研究会	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 蔵王	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 衛生教導隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 輸送学校	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 丸三防災	東京都	表示付認証機器届出使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
株式会社 多摩ニッタンサービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 スエヒロ	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京大学 生産技術研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ワールドビルシステム	東京都	表示付認証機器届出使用者
テクノ株式会社 東京支社	東京都	表示付認証機器届出使用者
国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
サイバーテック株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社防災整美	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 第1師団第1師団司令部付隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社千代田テクノル アイントープ事業本部	東京都	表示付認証機器届出使用者
産業科学株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 エージービー 羽田支社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 桂防災工業	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 TFFフルーク社 特約店営業部	東京都	表示付認証機器届出使用者
Smiths Detection Germany GmbH	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京医科大学病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
アーガス工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 大東設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
三幸産業株式会社 ドラゴンスクエアIIビル	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社イーパル内 株式会社クアトロプラン 製品開発室	東京都	表示付認証機器届出使用者
スマタ防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京大学 理学部	東京都	表示付認証機器届出使用者
エフシー工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
エンヴィテック株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 フェスコ	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 プロテック	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ベガスグローバルエクスプレス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ティーエスエー防災設備 東京営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京電設サービス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社藤井ビルテクノス	東京都	表示付認証機器届出使用者
ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 東京ディストリビューションセンター/港サービスセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
防災設備サービス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
共同ネットワーク株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日本防災技術センター 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 サードウェブ 安全環境事業部	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 フジテックス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社システムトークス	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊東部方面後方支援本部付隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
アドバンスデザインテクノロジ株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
全日本空輸株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社清水商會 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社練馬ホゼン	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社トラストサービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
丸須建物株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 エヌテック	東京都	表示付認証機器届出使用者
学校法人 帝京大学	東京都	表示付認証機器届出使用者
応用光研工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
ユービーエス・ジャパン株式会社 新木場ハブ	東京都	表示付認証機器届出使用者
航空自衛隊 航空気象群	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社防災サービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社臨海テクノ	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 分析センター 第一技術研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本化薬株式会社東京工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
岩通計測株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 オガワ防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
全日本空輸株式会社 貨物郵便部 国内貨物	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本通運株式会社 東京航空支店 国際貨物オペレーション部 羽田センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 クレスト 計測器事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ナカボウ	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人 材料科学技術振興財団 6号棟	東京都	表示付認証機器届出使用者
旭防災設備株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本航空株式会社 羽田貨物支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京工業大学 環境・社会理工学院	東京都	表示付認証機器届出使用者
中村防災工業	東京都	表示付認証機器届出使用者
スカイビルサービス株式会社 羽田支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊 第1師団 第1特殊武器防護隊	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日間防災 東京支所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日水コン 環境事業部	東京都	表示付認証機器届出使用者
小沢消防設備管理株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 IH1検査計測 制御システム事業部 立川事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社共栄防災工業	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社協立防災工業	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社千代田防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 IH1 瑞穂工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
警視庁警備部警備部一課 (機動隊総合訓練所)	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ジオフィール	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京女子医科大学 医学部	東京都	表示付認証機器届出使用者
新日本防災設備株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
フェデラルエクスプレスジャパン合同会社	東京都	表示付認証機器届出使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
岩田地崎建設株式会社 東京支店 警視庁第二機動隊(11)建築工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
東豊サービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
高庄メンテナンス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都環境科学研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
オリックス・レンテック株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
中央理化学工業株式会社 本社設備部	東京都	表示付認証機器届出使用者
エムエス技研	東京都	表示付認証機器届出使用者
日立コンクリート株式会社 新砂工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
テクト株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社エクセル設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
国土交通省 東京航空局 東京空港事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
細谷コンクリート株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
ニッタ株式会社 クリーンエンジニアリング(株) モニタリング課サービスセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社スコア・ジャパン	東京都	表示付認証機器届出使用者
佐川急便株式会社 東京サービスセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
航空集配サービス株式会社 多摩ロジスティクスセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本医科大学 健診医療センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
ヤマトパッキングサービス株式会社 京浜島流通トリニティセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
中武防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社東邦電線	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本医科大学付属病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
富士電機株式会社 東京工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社グランド設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
特殊精機工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本大学病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
慶應義塾大学病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
フェリス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社神谷商会	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社三美テックス	東京都	表示付認証機器届出使用者
ジャストウィン東京株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
森下防災工業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都健康長寿医療センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社小石川管工	東京都	表示付認証機器届出使用者
陸上自衛隊衛生学校	東京都	表示付認証機器届出使用者
ワークメンテナンス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東邦大学医療センター大森病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社エアーズプロジェクト	東京都	表示付認証機器届出使用者
警視庁警備部警備第一課(東京国際空港テロ対処部隊)	東京都	表示付認証機器届出使用者
学校法人 帝京大学 中央R1教育・研究施設	東京都	表示付認証機器届出使用者
五洋建設株式会社 有明工事事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社セーブ防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ファーストメイン	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社南多摩防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社関東消防機材	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社アトムプロテック	東京都	表示付認証機器届出使用者
ユカイナダストリーズ株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
清水建設株式会社 清水・鴻池・大豊建設共同企業体 小田急代田地下化作業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社千代田テクノル 原子力事業本部	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社鬼塚硝子	東京都	表示付認証機器届出使用者
幸和防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
地熱技術開発株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
エア・ウォーター防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社TUBE	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社国際エキスプレス 東京航空支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ユニ商会 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社朝日メンテナンス	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社丸石産薬	東京都	表示付認証機器届出使用者
いであ株式会社 環境測定事業部 環境化学部	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社福永商会	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社富多已防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社十條合成化学研究所 本社工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社大塚建築設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都市大学世田谷キャンパス	東京都	表示付認証機器届出使用者
チョダ防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
サンコーコンサルタント株式会社 東日本支社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社コーレンス	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社鈴木建材店 旧江戸川(江戸川二丁目地区)築堤工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
新日本防災設備株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
合資会社 日晃	東京都	表示付認証機器届出使用者
成友興業株式会社 城南島第二事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人自警会 東京警察病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
電気通信大学大学院 情報理工学研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社トネクション	東京都	表示付認証機器届出使用者
モクダ防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本物理探線株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 千立設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都立大学法人東京都立大学 荒川キャンパス	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都済生会中央病院	東京都	表示付認証機器届出使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
株式会社ニチボウ	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ボーサイ	東京都	表示付認証機器届出使用者
学校法人 東海大学医学部付属八王子病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
医療法人社団あんしん会 四谷メディカルキューブ	東京都	表示付認証機器届出使用者
大成建設株式会社 東京支店 両山造成作業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
帝人エコ・サイエンス株式会社 羽村技術所	東京都	表示付認証機器届出使用者
アイ・アンド・アイ株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
五洋建設株式会社 新可燃ごみ処理施設建設工事 東京建築支店 建築工事事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
リオン株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社福岡防災システム	東京都	表示付認証機器届出使用者
マルヤマ防災設備株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
西台クリニック	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社グッド防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 日の丸	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ベストン	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京電機大学 工学部 機械工学科	東京都	表示付認証機器届出使用者
正和興業株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
東鉄工業株式会社 東北線外利用高架線その他耐震補強工事その1、2	東京都	表示付認証機器届出使用者
湘池運輸株式会社 大井物流営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社信和	東京都	表示付認証機器届出使用者
ユージーメンテナンス株式会社 町田営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社M・B・S	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社サイボウ 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 大成社 目黒営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 八昌ビルメンテナンス	東京都	表示付認証機器届出使用者
セリティエメンテナンス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
中央消防機材株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
戸田道路株式会社 日野バイパス作業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
中央理化学工業株式会社 東京西営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
工学院大学 八王子キャンパス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社SSC	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 セーフティワン 町田営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 パーンストップ	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 シーナ防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社サンワ	東京都	表示付認証機器届出使用者
国際医療福祉大学 三田病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 イワナガ	東京都	表示付認証機器届出使用者
日野自動車株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
広福防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社環境技術研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社関友防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
細川建材工業株式会社 K&H生コン若洲	東京都	表示付認証機器届出使用者
りんかい日産建設株式会社 土木事業部	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社消防技術サービス	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京消防庁 消防技術安全所	東京都	表示付認証機器届出使用者
前田防災管理有限会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
西松建設株式会社 東名高速道路大和地区付加車線工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人日本品質保証機構 計量計測センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社東陽土質技研 三門審判作業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
海上保安庁 海洋情報部	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京都立産業技術高等専門学校	東京都	表示付認証機器届出使用者
システムライフ株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社東横イン	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京海洋大学放射線同位元素管理センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社AOS	東京都	表示付認証機器届出使用者
産業テック株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人航空保安事業センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
八州防災設備株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社エステック 東京分室	東京都	表示付認証機器届出使用者
中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
羽田ディストリビューションセンター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社消防弘済会	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本インテグリス合同会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社奥山設備 立川青柳線電線共同溝整備事業に伴う配水管布設替工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人原子力安全研究協会	東京都	表示付認証機器届出使用者
医療法人財団健賢会 総合東京病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
消防大学校	東京都	表示付認証機器届出使用者
丸藤建設株式会社 川口土地区画整理事業 基盤整備工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
エム・オー・エル・エルエヌジー輸送株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人日本自動車研究所 野毛公園観測局舎	東京都	表示付認証機器届出使用者
一般財団法人日本自動車研究所 九段ビル観測局舎	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人日本建築衛生管理教育センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社ウチムラ	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社NWP	東京都	表示付認証機器届出使用者
新和防災有限会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
公益財団法人結核予防会 結核研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社COREPLUS	東京都	表示付認証機器届出使用者
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	東京都	表示付認証機器届出使用者
東京海洋大学放射線同位元素管理センター 越中島キャンパス	東京都	表示付認証機器届出使用者

事業所名	所在地域	許可・届出区分
有限会社 ジェンエイ 設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
菊村防災設備株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社大野防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 テック防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
A L S O K 昇日セキュリティサービス株式会社 西東京事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
ズーム防災株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社東建ゼネラル設備	東京都	表示付認証機器届出使用者
医療法人社団松原会 アルツクニックPETラボ	東京都	表示付認証機器届出使用者
テクノ防災サービス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社防災企業	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本通運株式会社 羽田空港支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
ヤマトエンジニアリング株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ソニック防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 フォリティー	東京都	表示付認証機器届出使用者
巴山建設株式会社 戸吹作業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 WAVE1	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ビルメン	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 アタイム 東京支店	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 日本管理	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 NS ONE	東京都	表示付認証機器届出使用者
一電機株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
Asiex株式会社 東海保税蔵置場	東京都	表示付認証機器届出使用者
清水・三井住友建設共同企業体 虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設整備等工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
M E A S U R E W O R K S 株式会社 石神井事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 サンコー環境調査センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
鹿島建設株式会社 技術研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
アロカ株式会社 サービス本部 計測サポート部	東京都	表示付認証機器届出使用者
総合警備保障株式会社 開発企画部	東京都	表示付認証機器届出使用者
有限会社 鈴木建材店 旗田川(新田一丁目北地区)築堤工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 エスアールエル セントラルラボラトリー	東京都	表示付認証機器届出使用者
川崎地質株式会社 関東支社シオラボ関東	東京都	表示付認証機器届出使用者
セコム株式会社 技術開発本部 開発センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 奥山組	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 森本組 UR 羽田道路作業所 羽田空港跡地基盤整備工事その4 他4件	東京都	表示付認証機器届出使用者
日鉄エンジニアリング株式会社 都市インフラセクター 営業本部 土壌環境修復推進部	東京都	表示付認証機器届出使用者
総合防災株式会社 麻布パーキング	東京都	表示付認証機器届出使用者
インフィニオン テクノロジーズ メモリーソリューションズ ジャパン合同会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
N A X J A P A N 株式会社 中央運送株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本国土開発株式会社 R3多摩川左岸二子玉川築堤護岸工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
西松建設株式会社 関東土木支社 大丸出張所	東京都	表示付認証機器届出使用者
Asiex株式会社 辰巳保税蔵置場	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 アシスト	東京都	表示付認証機器届出使用者
丸機建設株式会社 郡山西部第一工業団地(第2期)造成工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
学校法人立教学院 立教大学 理学部 物理学科	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 DNP エンジニアリング エンジニアリングサポート部 環境分析課	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本中央競馬会東京競馬場	東京都	表示付認証機器届出使用者
日本フェンオール株式会社 分室	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 KBシステム	東京都	表示付認証機器届出使用者
鹿島建設株式会社 鹿島・若田地崎・荒井・森川特定建設工事共同企業体 新幹線札幌トンネル設置JV工事事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
ヤマキメンテナンス株式会社	東京都	表示付認証機器届出使用者
清水建設株式会社 九州支店 新宮町下府造工事作業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 テクノ防災エンジ	東京都	表示付認証機器届出使用者
ティーエーサービス株式会社 東京営業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社放射線管理研究所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 ゼイマックス 防災テクニカ	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 AC 防災	東京都	表示付認証機器届出使用者
大林道路株式会社 米軍横田射撃訓練場建替え工事の内外構工事(外事務所)	東京都	表示付認証機器届出使用者
学校法人 東京農業大学	東京都	表示付認証機器届出使用者
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東京都	表示付認証機器届出使用者
MKB 防災株式会社 大島事業所	東京都	表示付認証機器届出使用者
学校法人 東京理科大学 東京理科大学 葛飾キャンパス放射線施設	東京都	表示付認証機器届出使用者
杏林大学の頭キャンパス	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 大林組 大林・フジタ・若田地崎特定建設工事共同企業体 外環中央BランプJV 工事事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
中村建設株式会社 R4多摩川右岸石田橋点整備工事	東京都	表示付認証機器届出使用者
関東宇部コンクリート工業株式会社 豊洲工場	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 NIPPO 3Bay Hanger 新築建設工事事務所	東京都	表示付認証機器届出使用者
株式会社 NIPPO 関東建築支店首都圏米軍建築工事事務所 スーパーインテリジェントオフィス新築工事作業所	東京都	表示付認証機器届出使用者

※原子力規制委員会ホームページから抜粋

罹災（罹災届出）証明願

新規・再調査・再交付

小平市長 あて

年 月 日

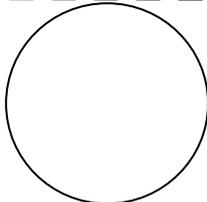
申請者	(フリガナ) 氏名			
	住所 TEL	TEL ()		
罹災者	(フリガナ) 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	住所 TEL	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ TEL ()		
罹災年月日	年 月 日	原因	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他	
罹災場所等	所在地：小平市			
	<input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 非住家（ <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 別荘/空家 <input type="checkbox"/> 事務所/店舗/倉庫 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 住家兼非住家（1階が店舗や倉庫、2階が住居等）			
	<input type="checkbox"/> 上記以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等） <small>※上記以外の不動産及び動産については罹災届出証明書の発行になります。</small>			
被害状況等	被害箇所	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 居室内浸水 <input type="checkbox"/> その他		
	(被害内容)			
証明書必要枚数	通			
<input type="checkbox"/> 自己判定方式を希望し、「準半壊に至らない（一部損壊）」（損害割合 10%未満）という結果に同意します。 <small>※自己判定方式は、写真等を基に現場調査を行わず、証明書を短期間で交付する方法です。 自己判定方式を用いない場合は、申請を受けた後に家屋調査の実施、罹災程度の判定を行うことから、罹災証明書発行に時間を要します。被害程度の例は裏面に参照。</small>				

罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請者の場合は、下記の委任状が必要です。

※委任状は、本人（委任者）が必ず自署してください。

委任状	
申請者を罹災者の代理人と認め、申請に関する権限を委任いたします。	
年 月 日	
委任者（罹災者等）	住所 _____
	氏 名 _____

上記に記載および、にチェックをお願いします（裏面も参照してください）

市 使用		受付者	発行者	現場調査員
		確認用 <input type="checkbox"/> 証明願 <input type="checkbox"/> 申請者本人確認 <input type="checkbox"/> 被害写真等		

※裏面

<罹災証明の確認事項について>

・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・住家以外の不動産・動産（カーポート、塀、物置、家具等）については、被災の事実（被災者からの届け出があったこと）を証明する罹災届出証明書の発行になります。また、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、罹災届出証明書の発行となります。

・集合住宅等の場合、一棟全体で判定する場合がありますので、各区画、各部屋によってはこの「罹災程度」と被害程度に差が生じる場合があります。

<申請・記入事項について>

・申請には、申請者の身分証（免許証等）および被害場所の写真の複写が必要です。

<被害程度の例（家屋全体に占める損害割合）>

全壊（損害割合 50%以上）

居住のための基本的機能の喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流出、埋没、または家屋の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。

大規模半壊（損害割合 40%以上 50%未満）

居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの。

中規模半壊（損害割合 30%以上 40%未満）

居住する住家が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難なもの。

半壊（損害割合 20%以上 30%未満）

住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。

準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）

住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。

準半壊に至らない（一部損壊）（損害割合 10%未満）

準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。

※住家の主要な構成要素は、外壁、内壁、床、基礎、柱、屋根、天井、建具、設備となります。

※半壊の例（以下はあくまで目安であって必ずしも半壊になるわけではありません。）

- ・台風にて屋根の半分が無くなり、家の半分以上の居室が浸水した。
- ・外部から来た水の水位が徐々に高くなり、玄関より上に浸水した。

資料第40

罹災証明書

第 年 月 日 号

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分：					
	世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

小平市長

資料第 4 1

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1 区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村(条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

*上記基準を原則とするが、災害の希望に応じてはこの限りではない。

※東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)
別冊資料から抜粋

資料第42

災害援護資金の貸付

【国制度】

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注)住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 区市町村(条例) 3 経費負担 国 2/3 都 1/3 4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%

【都制度】

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
国制度と同じ	1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 2 実施主体 区市町村(要綱) 3 経費負担 都 10/10 4 対象となる災害 国制度と同じ 5 適用条件 福祉局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 2 家財の1/3以上の損害 3 住居の半壊 4 住居の全壊 5 住居の全体が滅失又は流出	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 4 貸付利率 年1%以内(据え置き期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%

※東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)
別冊資料から抜粋

資料第43

生活福祉資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
福祉資金	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合： 無利子 連帯保証人を立てない場合： 年1.5%（据置期間中は無利子） 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
緊急小口資金	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1世帯 10万円以内	1 据置期間 貸付けの日から2ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

※東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）
別冊資料から抜粋

資料第44

被災者生活再建支援金の支給（東京都福祉局）

1 根拠法令	被災者生活再建支援法																								
2 実施主体	都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）																								
3 対象となる自然災害	<p>自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>(4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>(6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県または(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）</p>																								
4 制度の対象となる被災世帯	<p>3の自然災害により</p> <p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</p> <p>(5) (4)には至らないが、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</p>																								
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>4(1)に該当 100万円</td> <td>4(2)に該当 100万円</td> <td>4(3)に該当 100万円</td> <td>4(4)に該当 50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>4(1)～(4)の世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>4(5)の世帯</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	4(1)に該当 100万円	4(2)に該当 100万円	4(3)に該当 100万円	4(4)に該当 50万円	住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	4(1)～(4)の世帯	200万円	100万円	50万円	4(5)の世帯	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																					
支給額	4(1)に該当 100万円	4(2)に該当 100万円	4(3)に該当 100万円	4(4)に該当 50万円																					
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																					
支給額	4(1)～(4)の世帯	200万円	100万円	50万円																					
	4(5)の世帯	100万円	50万円	25万円																					

※東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）
別冊資料から抜粋

資料第45

中小企業への融資

機関名	区分	内容	
都産業労働局	災害復旧資金融資（災）	1 資金用途	運転資金、設備資金
		2 対象企業	都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
		3 対象災害	次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの (1) 災害救助法の適用があった災害 (2) (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
		4 限度額	一災害につき8,000万円
		5 利率	固定1.7%以内又は固定1.5%以内（令和6年12月2日現在）
		6 期間	運転資金、設備資金10年以内
		7 保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要
		8 担保	原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合には不要
		9 信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
		10 信用保証料	保証協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。
		11 返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内） ただし、融資期間が1年の場合は一括返済とすることができる。
	経営安定融資（経営セーフ）	1 資金用途	運転資金、設備資金
		2 対象企業	都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合でセーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けたもの
		3 限度額	2億8,000万円 組合4億8,000万円
		4 利率	融資期間に応じて固定1.5%以内～2.2%以内（令和6年12月2日現在）
		5 期間	運転資金、設備資金10年以内
		6 保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要
		7 担保	原則として信用保証合計残高が8,000万円以下の場合には不要
		8 信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
		9 信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。
		10 返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内） ただし、融資期間が1年の場合は一括返済とすることができる。

経営安定融資（経営一般）	1 資金用途	運転資金、設備資金	
	2 対象企業	<p>都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次のアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること</p> <p>イ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること</p> <p>ウ 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと</p> <p>エ 金融機関からの総借入金の前年同期比10%以上減少していること。</p> <p>オ 倒産等企業に事業上の債権を有していること</p> <p>カ 災害により事業活動に影響を受けており、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていること</p> <p>キ 東京都知事が指定するもの（アスベスト対策）</p>	
	3 限度額	1億円 組合2億円	
	4 利率	融資期間に応じて固定1.5%以内～2.2%以内（令和6年12月2日現在）	
	5 期間	運転資金、設備資金10年以内	
	6 保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要	
	7 担保	原則として信用保証合計残高が8,000万円以下の場合には不要	
	8 信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。	
	9 信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。	
	10 返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）ただし、融資期間が1年の場合は一括返済とすることができる。	
日本政策金融公庫	災害復旧貸付	1 資金用途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
		2 対象企業	公庫が当貸付の適用を認めた災害により直接の被害を受けた方、直接の被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方
		3 限度額	（直接貸付）一指定災害につき、1億5,000万円 （代理貸付）直接貸付の範囲内で別枠7,500万円
		4 利率	基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）
		5 期間	（設備資金）15年以内（うち据置期間2年以内） （運転資金）10年以内（うち据置期間2年以内）
		6 保証人・担保	必要に応じて（直接貸付において、一定の要件に該当する場合は、経営責任者の個人保証が必要）
		7 返済方法	分割返済

	災害貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金
		2 対象企業	公庫が当貸付の適用を認めた災害により直接の被害を受けた方、直接の被害を受けた方との取引に起因する売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方
		3 限度額	各貸付ごとの融資限度額に、1 災害あたり3,000万円を加えた額（特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。）
		4 利率	各貸付ごとの利率（特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。）
		5 期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
		6 保証人・担保	必要に応じて
		7 返済方法	割賦払（毎月、半年払など）又は一時払
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金
		2 対象企業	金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
		3 限度額	特に定めず
		4 利率	所定利率
		5 期間	設備資金20年以内（うち据置期間3年以内） 運転資金10年以内（うち据置期間3年以内）
		6 保証人・担保	必要に応じて提供
		7 返済方法	分割返済

資料第46

農林漁業関係者への融資（東京都産業労働局）

① 株式会社日本政策金融公庫による融資

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	災害 0.17～ 0.50%	25年以内	10年以内
農林漁業施設資金	<災害復旧> 農業施設等の復旧、果樹の改植又は捕植	農業を営む者	災害 0.17～ 0.50%	15年以内 (果樹の改植又は補植は25年以内)	3年以内 (果樹の改植又は補植は10年以内)
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金(原則として天災)	農林漁業者	災害 0.17～ 0.45%	15年以内	3年以内
農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.17%～ 0.50%	20年以内	3年以内

② 経営資金等の融通（貸付主体は金融機関。都は国の補助を得て利子補給する。）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金 (一般及び激甚)	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者 ※1 3.0%以内 3割被害者 ※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内～ 6年以内 激甚災害の場合は 4年以内～ 7年以内	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—

(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。
なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。

(貸付限度)

[経営資金]

- ・個人は、200万円以内(政令で定める資金500万円以内)
なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内)
- ・法人は、2,000万円以内(政令で定める資金2,500万円以内)

[事業資金]

- ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内。
なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会は7,500万円以内

(注) 1 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。

2 上記表の利率(年利)

※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者又は50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。

※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

注1 一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。

2 既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金等)については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

※東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)
別冊資料から抜粋

資料第47

災害報告の様式

災害報告様式

No. 1 被害概況速報

地区名 小平市

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の时限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名 小平市

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼 又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
人員								
災害発生日月日			年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名 小平市

被害別	世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼															
流失															
半壊・半焼															
床上浸水															

No. 4 災害救助費概算額調

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	戸			
		賃貸型応急住宅	戸			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用	戸			
		計	戸			
(3)	炊出しその他による食品給与費		延人			
(4)	飲料水供給費					
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費		人			
(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上	世帯			
		標準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の給与	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
計	人					
(11)	埋葬費	大	人	体		
		小	人	体		
		計	人	体		
(12)	死体の捜索費		体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)	障害物の除去費		世帯			
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2	実費弁償		人			
3	扶助金		件			
4	損失補償		件			
5	法第19条の補償					
II 救助事務に要した経費						
1	都道府県事務費					
2	市町村事務費					
3	法第20条第1項の求償に係る事務費					
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費					
(合計)						

別 表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊(焼)流出											世帯	円	円	円
半壊(焼) 床上浸水														

資料第 4 8

日毎の記録を整理するために必要な書類

No. 1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票					
救 助 の 種 類	避 難 所	炊出し等	飲料水	生活必需品	小 _____ 平 _____ 市 _____
	医療救護	助 産	仮設住宅	住宅修理	責任者氏名 _____ 印 _____
	救護班	学用品等	死体搜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸 送	
	労務供給				
NO. _____					_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
員 数 (世 帯)					
品 目 (数 量 ・ 金 額)					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

救助総括様式 No. 2 救助日報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)流失	世帯数 世帯数	() 世帯 点
		収容人員	人			半壊半焼 床上浸水	世帯数 世帯数	() 世帯 点
野外仮設	箇所数	箇所	翌日への繰越量		点			
	収容人員	人						
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数		ヶ班
		終了予定日	月 日			救助地区		
	炊出し箇所数	箇所				診療者数	医療	人
		箇所					助産	人
	救出人員	朝	人		医療機関	医療	施設数	ヶ所
		昼	人				診療人員	人
		夜	人			助産	施設数	ヶ所
		計	人				救助終了予定月日	
	供給人員		人		救出地区			
	供給水量		ℓ		救助した人員		人	
給水期間	開始月日	月 日	被災者救助		今後救出を要する人員		人	
	終了予定日	月 日			救出終了予定月日		月 日	
給水方法				救出の方法				

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体	
	小学生	全壊(焼)世帯	()人		死体処理	死体洗浄	体	体
		半壊(焼)世帯	()人			死体縫合	体	体
		床上浸水世帯	()人			死体消毒	体	体
	中学生	全壊(焼)世帯	()人		死体保存	既存建物用	ヶ所	
		半壊(焼)世帯	()人			仮設建物	ヶ所	
	高校生	全壊(焼)世帯	()人			死体処理機関		
		半壊(焼)世帯	()人			今後処理を要する死体	体	
翌日への繰越量			点	死体処理終了予定月日	月	日		
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸	
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	(計戸)	戸	
		小人	体		今後除去する戸数		戸	
		計	体		除去終了予定月日	月	日	
	翌日以降の要埋葬数		体	輸	公用車使用		台	
	埋葬終了予定月日		月		日	借上車使用		台
死体の搜索	搜索地区			送	救助の種類			
	死体	搜索を要する死体	体					
		本日発見死体	体					
		今後の要搜索死体	体					
	搜索の方法			人夫	人夫雇上げ数			
搜索終了予定月日		月	日		従事			
仮設住宅	着工月日	戸	月	日	備考	その他		
	竣工月日	戸	月	日				
住宅修理	着工月日	戸	月	日				
	竣工月日	戸	月	日				

資料第49

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

① 避難所の設置

救助の対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第4条第1項 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 2 法第4条第2項 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者
費用の限度額	基本額 避難所設置費 1日1人当たり：350円以内 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算
救助の期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第4条第1項第1号の避難所 災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり) 2 法第4条第2項の避難所 法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費 2 輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能

② 応急仮設住宅の供与

救助の対象	住宅が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
費用の限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設型応急住宅 1戸当たり 6,883,000円以内 2 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額
救助の期間	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設型応急住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 救助期間：2年以内 2 賃貸型応急住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

③ 炊出しその他による食品の給与

救助の対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
費用の限度額	1人1日当たり 1,330円以内
救助の期間	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備 考	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。

④ 飲料水の供給

救助の対象	現に飲料水を得ることができない者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備 考	輸送費、人件費は別途計上

⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

救助の対象	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。							
	2 下記の金額の範囲内							
	区分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1人増す 毎に加算	
	全壊 全焼 流失	夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円
		冬季	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円
	半壊 半焼 床上 浸水	夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円
冬季		10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円	
救助の期間	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)							
備 考	備蓄物資の価格は年度当初の評価額							

⑥ 医療

救助の対象	医療の途を失った者(応急的措置)
費用の限度額	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以内
救助の期間	災害発生の日から14日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備 考	患者等の移送費は別途計上

⑦ 助産

救助の対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
費用の限度額	1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の8割以内の額
救助の期間	分べんした日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備 考	妊婦等の移送費は別途計上

⑧ 被災者の救出

救助の対象	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	災害発生の日から3日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)
備考	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上

⑨ 被災した住宅の応急修理

救助の対象	1 災害のため住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者
費用の限度額	【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内
	【日常生活に必要な最小限度の部分の修理】 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり584,000円 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する費用(1世帯当たり) 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯717,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯348,000円以内
	【住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理】 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
救助の期間	【日常生活に必要な最小限度の部分の修理】 災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)

⑩ 学用品の給与

救助の対象	全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり5,200円以内 中学校生徒1人当たり5,500円以内 高等学校等生徒1人当たり6,000円以内

救助の期間	1 教科書：災害発生の日から1か月以内 2 文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内
備考	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外

⑪ 埋葬

救助の対象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬する者
費用の限度額	1 体当たり 大人（12歳以上）226,100円以内 小人（12歳未満）180,800円以内
救助の期間	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

⑫ 死体の搜索

救助の対象	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
備考	輸送費、人件費は別途計上

⑬ 死体の処理

救助の対象	災害の際死亡した者
費用の限度額	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理：1体当たり3,600円以内 2 死体の一時保存 ① 既存建物利用の場合：通常の実費 ② 既存建物利用でない場合：1体当たり5,700円以内 ※ドライアイスの購入費等の実費加算可 3 検案 救護班以外による場合は慣行料金
救助の期間	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）
備考	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上

⑭ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去

救助の対象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者
費用の限度額	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が140,000円以内
救助の期間	災害発生の日から10日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）

⑮ 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

救助の対象	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難（法第4条第2項の救助にあつては避難者） 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
救助の期間	救助の実施が認められる期間

資料第 5 1

被災者相談窓口の相談分野・相談内容

【市の相談窓口】

相談分野・相談内容	担当課
災害情報の提供	防災危機管理課
総合問い合わせ	市民課（市民サービス担当）
消費生活に関する相談	
「罹災証明書」の交付	税務課、収納課
市民税・都民税に関する相談（減免措置等）	税務課
固定資産税、都市計画税に関する相談（減免措置等）	
租税の徴収猶予に関する相談	収納課
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関する相談（減免措置等）	保険年金課
介護保険に関する相談（介護保険料・利用者負担額の減免等）	高齢者支援課
安否情報相談（行方不明者に関する相談）	市民課
応急仮設住宅等（都営住宅等）入居手続相談	
建築制限に関する相談	建築指導課
被災建築物応急危険度判定、被災住宅の応急修理	
小規模事業の資金の融資等についての相談	産業振興課
災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、被災者生活再建支援金の支給	生活支援課
災害援護資金の貸付	
義援金の受付	
生活支援相談（生活保護の受給）	子育て支援課
ひとり親家庭の相談	
こどもに関する手当・助成の相談 （児童手当・児童育成手当・こどもの医療費助成）	保育課
保育相談（保育再開予定、入園・転園手続き、保育料減免措置等）	
女性相談	市民協働・男女参画推進課
性的少数者相談	
障がい者相談	障がい者支援課
保健・医療相談（育児相談・健康相談）	健康推進課、こども家庭センター
災害ごみ、し尿、がれきの処理、公費解体等の相談	資源循環課
衛生相談（防疫）	環境政策課
飼養動物の保護、適正飼養・譲渡に関する相談	
学校教育に関する相談（被災に伴う児童・生徒の心理相談）	指導課
就学・転校手続き、学用品費等の就学援助費の支給等	学務課

【関係機関の窓口】

相談分野・相談内容	担当
外国人の相談窓口	小平市国際交流協会
ボランティアの受入・依頼	小平市社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付	
精神保健福祉相談	多摩小平保健所
所得税などに関する相談	東村山税務署

資料第52

気象庁震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

●人の体感・行動・屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料第 5 3

気象庁の火山観測・監視体制

各地方の活火山	火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山 (51火山)
北海道地方	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、倶多楽、恵山
東北地方	岩木山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、安達太良山、磐梯山、秋田焼山、岩手山、鳥海山、栗駒山、蔵王山、十和田、八甲田山
関東・中部地方	那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、富士山、箱根山、弥陀ヶ原、伊豆東部火山群、日光白根山、乗鞍岳、白山
伊豆・小笠原諸島	伊豆大島、三宅島、新島、神津島、八丈島、青ヶ島、硫黄島
中国地方	
四国地方	
九州地方	九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、中之島、諏訪之瀬島、鶴見岳・伽藍岳
沖縄	

※硫黄島及び中之島は、噴火警戒レベル未導入火山

資料第 5 5

各場面における震災シナリオ

小平市の地域特性を踏まえた小平市版震災シナリオ（対象者別、発災時間別、シーン別）を作成した。

東京都の震災シナリオを基に小平市の地域特性に合ったシナリオとして、下表のとおり、複数パターンの震災シナリオを作成した。

《表 震災シナリオの種類》

対象者	発災時間	シーン
市外への通勤者	夕方	都心の勤務先で被災し、帰宅困難となる
市外からの通学者（学生）	朝	通学時、市内の駅で被災し、帰宅困難となる
1人暮らしの高齢者	昼	在宅時に被災し、避難所へ避難する
市職員	夜	勤務時間外に震災が発生し、市役所に参集する
マンション居住者	朝	マンションで被災した場合 (断水、エレベーターの停止等が起こる)
木密地域居住者	夜	夕食準備中で火災が起こる場合
在宅避難者	昼	在宅避難の場合
避難所避難者	昼	避難所避難の場合
小・中学校の児童・生徒 (防災授業で使用できる一般的な震災シナリオ)	昼	授業中に被災した場合 (安全確認、校庭に避難し、保護者への引き渡しまでの流れ。保護者に連絡がつかない場合も想定する。)
1家族（両親・子ども）	夕方	家庭内で被災した場合

震災シナリオ(市外への通勤者)

発災直後

平日夕方、都心の会社で仕事中に被災した。駅に向かうも電中は運転見合わせとなっている。家族とも連絡がとれず、途方に暮れている。

▼通信の途絶等により家族の安否が確認できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする

▼余震による看板の落下等により、徒歩による帰宅が困難化

▼帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺が混乱

▼そもそも一時滞在施設の場所等がわからず、情報が混乱

▼「むやみに移動を開始しない」と呼びかけがあり、会社に戻り、会社で備蓄物資を受け取り夜を過ごす。

▼道路上が混雑し、救命救急、消火活動等に著しい支障



東武池袋線の駅（平成23年12月11日撮影）
（写真提供：池袋駅）

1日後

電力・通信

▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生

▼数少ない公衆電話に長蛇の列が発生



▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

▼スーパー・コンビニ等は、利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇



▼一時滞在施設等でも備蓄物資が枯渇

トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できない



▼一時滞在施設等でも水洗トイレが利用できない



▼備蓄品の簡易トイレを使用するも数に制限がある

1

震災シナリオ(市外への通勤者)

数日後

▼道路寸断や交通規制等により、勤務先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化

▼滞在期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化

▼運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到

▼ようやく帰宅。家族と避難所で再開する。



電力・通信

▼発電機の燃料が枯渇した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

▼首都地域全体でみると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

飲食・物資

▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない

▼避難所等で炊き出しなどが開始



トイレ・衛生

▼帰宅困難者が滞する職場・学校・一時滞在施設の水洗トイレで機能停止が継続



▼首都地域全体でみると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

震災シナリオ(市内への通学者)

発災直後

平日朝、市内小川駅で通学中に被災した。学校最寄り駅の鷹の台までは1駅分あるが電車は動かない。学校、家族とも連絡がとれず、途方に暮れている。

▼通信の途絶等により家族の安否が確認できず、多くの人々が徒歩や自転車等で移動しようとする

▼余震による看板の落下等により、徒歩による帰宅が困難化

▼帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺が混乱

▼そもそも一時滞在施設の場所等がわからず、情報が混乱

▼学校にたどり着き、学校の備蓄物資を受け取り夜を過ごす。

▼一部の学生は親が迎えに来て、学校で確認の上、帰宅している。

▼道路が混雑し、救命救急、消火活動等に著しい支障



東武東上線の駅 (平成23年3月11日撮影) 準備室の中様子

1日後

電力・通信

▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生

▼数少ない公衆電話に長蛇の列が発生



▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

▼スーパー・コンビニ等は、利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇



▼一時滞在施設等でも備蓄物資が枯渇

トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できない



▼一時滞在施設等でも水洗トイレが利用できない



▼備蓄品の簡易トイレを使用するも数に制限がある

1

震災シナリオ(市内への通学者)

数日後

▼道路寸断や交通規制等により、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化

▼滞在期間長期化に伴い、通学先における食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化

▼運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到

▼ようやく帰宅



電力・通信

▼発電機の燃料が枯渇した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

▼首都地域全体で見ると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

飲食・物資

▼物流が復活せず、食料、飲料等が入りできない

▼避難所等で炊き出しなどが開始



トイレ・衛生

▼帰宅困難者が滞在する職場・学校・一時滞在施設の水洗トイレで機能停止が継続



▼首都地域全体で見ると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

震災シナリオ(1人暮らしの高齢者)

発災直後

強い揺れが襲い、ライフラインも不通となった。自宅では生活できないため、避難所で過ごすことになる。

▼大きな揺れにより、未固定の本棚の転倒や、キャスター付きの家具等の移動で人に衝突する危険性
▼揺れがおさまったら、近所の自主防災組織等の人が、避難行動要支援者登録名簿をもとに、状況に応じて安否を確認しに来てくれる

▼避難所内では暑さ寒さ等の温度調整が上手くいかず、体調が悪くなる可能性
▼福祉避難所への移動を希望する旨を避難所管理者に伝える



▼余震の不安や慣れない環境で眠れず疲れが取れない

1日後

電力・通信

▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生



▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫が枯渇



▼毛布などが足りず、避難所の床が硬く落ち着けない
▼パーティション等が無い場所でプライバシーが無い



▼持参した非常食が無くなる(自宅には別途備蓄があるが戻れない)

トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できない



▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性



▼暗い中で屋外の仮設トイレに行くのに不安がある

1

震災シナリオ(1人暮らしの高齢者)

3日後

避難所に滞在して3日が経ち、疲労やストレスが溜まってくる。ようやく食料の配給が始まる。

▼常備薬の残りが少なくなる
▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加
▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加
▼ごみ・尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
▼過密やプライバシー欠如、良くない衛生環境等を回避し、屋外に避難する避難者が発生
▼避難者による運営組織が立ち上がる

▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する
▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加
▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加

▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める



▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅等に移り、避難者数が減少
▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大
▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化
▼自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性

▼1か月後、ようやく賃貸型応急仮設に移動する

1週間後

2週間後

電力・通信

▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

▼首都地域全体でみると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

▼計画停電が実施される場合もある

飲食・物資

▼在宅避難者の備蓄が無くなり、避難所に来るので物資が無くなる
▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない

▼避難所等で炊き出しなどが開始
▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足

▼道路や交通状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生
▼必要とする物資等が変化・多様化し、避難者のニーズに対応しきれなくなる

▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

トイレ・衛生

▼生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
▼トイレの衛生環境が悪化し、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が発生
▼自衛隊による入浴支援がようやく始まる

▼清掃が行き届かず、ほこり等で気管支炎を発症する人もいる



▼首都地域全体でみると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

震災シナリオ(市職員)

発災直後

日曜日の夜、家にいるときに発災。BCPIに基づき、徒歩等で市役所に参加する。所要想定時間は1時間。

- ▼夜の時間帯に地震が発生。家族、隣近所の安全を確認した後、市役所に参加する準備をする
- ▼職員安否確認・参集システムへの回答を行う
- ▼必要な荷物・食料を持ち徒歩等にて移動を開始する
- ▼移動中に周辺の被災状況を確認する
- ▼速くで火災が発生しているのが確認できる
- ▼通常の倍以上の時間をかけて市役所に参加

▼参集報告、被災状況の報告を行う

▼各課で定められた非常時優先業務・通常業務を実施する

※主なもの

- 災害対策の総合調整
- 市民の避難誘導
- 避難所の開設及び運営
- 帰宅困難者対策
- 災害に係る広報
- 車両の調達及び配車
- 被害状況等の調査
- 医療救護
- 下水道施設の防災対策、応急対策及び復旧対策
- 緊急道路障害除去等
- 道路、橋りょう及び交通安全施設等の防災対策、応急対策及び復旧対策
- 市有建物の応急危険度判定



想定被害の状況

- ▼耐震性の低い木造建物やビル・マンションの倒壊等が発生し、多数の閉じ込めが発生
- ▼住宅や事業所の火気・電気器具等から出火し、同時多発火災が発生。鎮火まで24時間以上必要(特に木造住宅密集地域では被害が顕著)
- ▼火災旋風や強風下での地震が発生した場合、飛び火等によりさらなる広域延焼が発生する可能性
- ▼落橋等により、列車や車の事故、転落等が発生する可能性



道路周辺状況等

▼橋梁等の被害、沿道建物や電柱等の倒壊、道路沿線での延焼火災等の被害が発生し、至る所で道路寸断が発生し、被害状況の確認や救出救助、消火活動等が困難化

▼電話通信が大量に発生し、通話の輻輳が生じるが、一般通話を制御することで、警察、消防や災害対策本部等の重要な通信は優先的に確保

▼停電に伴う信号機等の滅灯により、交通事故や渋滞が多発し、緊急通行車両の移動が困難化する可能性

▼施錠したまま放置された車両が、渋滞の助長や緊急通行車両の活動の妨げとなる可能性

▼道路啓開で生じた障害物を道路上に位置させるため、車線が限定され、救出救助活動等の遅延が発生

▼多くの基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

1日後

1

震災シナリオ(市職員)

3日後

BCPIに基づき業務を遂行するが、状況の変化により柔軟に対応する必要性が出てくる。

- ▼早めに応急危険度判定、雇証明等を受け取りたい人が市役所の窓口に殺到する
- ▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加し、避難所の対応が困難になる

1週間後

- ▼協定自治体等から応援職員が到着し、BCPIに基づき受援を受ける
- ▼ごみ・し尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず市内全体の衛生状態が悪化

2週間後

- ▼避難所にて高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化

- ▼避難所にてプライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加

- ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅等に移り、避難所避難者数が減少

想定被害の状況

- ▼強い余震により、本震で倒壊しなかった建物の倒壊など、被害拡大の可能性
- ▼復電時の電気機器のショートなど、通電火災等が発生する可能性
- ▼周辺道路の障害物が除去されていない場合、消火活動が妨げられ鎮火が遅れる可能性
- ▼強い余震や集中豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊等が発生し、被害が拡大する可能性

- ▼強い余震が発生した場合、本震では倒壊しなかった建物が倒壊するなど、さらなる被害拡大の可能性

- ▼地震後に豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊が発生し、被害が拡大する可能性

- ▼高齢者や既往症を持つ人などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例が増加(震災関連死)

道路周辺状況等

▼細街路が多い地域等では、障害物等の撤去が進まず、救出救助活動や物資や医療搬送等への影響が継続

▼道路被害や渋滞の影響により、燃料供給が遅滞した場合、災害対応車両等への燃料が不足する可能性



▼主要路線で段階的交通規制が解除

▼生活道路等において、道路管理者や周辺住民による道路啓開が徐々に進展

▼被害が多いと、重機等がすべての現場に行き渡らず、道路の啓開作業等が長期化

2

震災シナリオ(マンション居住者)

発災直後

自宅(マンション)で被災、ライフラインも不通になり、自宅では生活できないため、避難所へ避難する。

- ▼マンションは大丈夫だったが、ライフラインが不通になり、自宅では生活できないため、非常持ち出し品を持って近所の避難所に行く
- ▼マンションのエレベーターが停止し、歩いて階段を上り下りする必要がある
- ▼マンションのエレベーターが停止し、中に閉じ込められている住民がいたため、管理会社に連絡しようとするが電話が繋がらない

- ▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、混雑しており、なかなか入れない

- ▼通信の途絶等により家族の安否が確認できない



- ▼普段、近隣住民と付き合いが無いので、見知らぬ人ばかりで助け合いが進まず、避難所運営が混乱する

- ▼余震の不安や慣れない環境で眠れず疲れが取れない

- ▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性

1日後

電力・通信

- ▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生



- ▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

- ▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

- ▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫が枯渇



- ▼毛布などが足りず、避難所の床が硬く落ち着けない
- ▼パーティション等が無い場所でプライバシーが無い



- ▼持参した非常食が無くなる(自宅には別途備蓄があるが戻れない)

トイレ・衛生

- ▼停電や断水等により、トイレが利用できない
- ▼トイレを使用したら下水の配管が破損しており下層階で汚水が逆流する



- ▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性



- ▼暗い中で屋外の仮設トイレに行くのに不安がある

1

震災シナリオ(マンション居住者)

3日後

避難所に滞在して3日が経ち、疲労やストレスが溜まってくる。ようやく食料の配給が始まる。

- ▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加
- ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加
- ▼ごみ・し尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
- ▼過密やプライバシー欠如、良くない衛生環境等を回避し、屋外に避難する避難者が発生
- ▼避難者による運営組織が立ち上がる

- ▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する
- ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加

- ▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加
- ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める



- ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅等に移り、避難者数が減少
- ▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大
- ▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化
- ▼マンションの排水管の修繕には、多くの住民の合意が必要でありなかなか着手できず、トイレが使えない

- ▼1か月後、ようやく賃貸型応急仮設に移動する

1週間後

2週間後

電力・通信

- ▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

- ▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

- ▼首都地域全体でみると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

- ▼計画停電が実施される場合もある

飲食・物資

- ▼在宅避難者の備蓄が無くなり、避難所に来るので物資が無くなる
- ▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない
- ▼避難所等で炊き出しなどが開始
- ▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足
- ▼道路や交通状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生
- ▼必要とする物資等が変化・多様化し、避難者のニーズに対応しきれなくなる

- ▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

トイレ・衛生

- ▼生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
- ▼トイレの衛生環境が悪化し、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が発生
- ▼自衛隊による入浴支援がようやく始まる

- ▼清掃が行き届かず、ほこり等で気管支炎を発症する人もいる



- ▼首都地域全体でみると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

震災シナリオ(木密地域居住者)

発災直後

自宅が揺れに伴い損傷を受け、周辺で火災が発生。急いでいっとき避難場所へ避難する。

- ▼感震ブレーカーを設置していたため、自動的に電気が遮断された
- ▼夕食の準備中に地震が発生したため、急いでガスを止める
- ▼家は余震により倒壊の危険があるので(熊本地震の教訓)、非常持ち出し品を持って近所の避難所に行く
- ▼外に出ると遠くで火災が起きているのが見えたため急いでいっとき避難場所へ移動する
- ▼避難途中で倒壊した家屋から、閉じ込められている人を救助しているのを見つけ、手伝う
- ▼通信の途絶等によりなかなか消防に連絡がつかない
- ▼周辺道路は倒壊した家のがれき等でふさがれており、緊急車両が到着できない



- ▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、混雑しており、なかなか入れない
- ▼普段、近隣住民と付き合いが無い人も多く、助け合いが進まず、避難所運営が混乱する

- ▼急いで家を出てきたため、常備薬を忘れる

- ▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性

1日後

電力・通信

- ▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅延等が発生

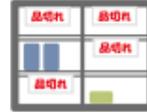


- ▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

- ▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

- ▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫が枯渇



- ▼毛布などが足りず、避難所の床が硬く落ち着けない
- ▼パーティション等が無い場所でプライバシーが無い



- ▼持参した非常食が無くなる(自宅には別途備蓄があるが戻れない)

トイレ・衛生

- ▼停電や断水等により、トイレが利用できない



- ▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性



- ▼暗い中で屋外の仮設トイレに行くのに不安がある

1

震災シナリオ(木密地域居住者)

3日後

避難所に滞在して3日が経ち、疲労やストレスが溜まってくる。ようやく食料の配給が始まる。

- ▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加
- ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加
- ▼ごみ・し尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
- ▼過密やプライバシー欠如、良くない衛生環境等を回避し、屋外に避難する避難者が発生
- ▼避難者による運営組織が立ち上がる

- ▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する
- ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加

- ▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加
- ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める



- ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅等に移り、避難者数が減少
- ▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大
- ▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化
- ▼自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性

- ▼1か月後、ようやく賃貸型応急仮設に移動する

1週間後

2週間後

電力・通信

- ▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

- ▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

- ▼首都地域全体でみると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

- ▼計画停電が実施される場合もある

飲食・物資

- ▼在宅避難者の備蓄が無くなり、避難所に来るので物資が無くなる
- ▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない
- ▼避難所等で炊き出しなどが開始
- ▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足
- ▼道路や交通状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生
- ▼必要とする物資等が変化・多様化し、避難者のニーズに対応しきれなくなる

- ▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

トイレ・衛生

- ▼生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
- ▼トイレの衛生環境が悪化し、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が発生
- ▼自衛隊による入浴支援がようやく始まる

- ▼清掃が行き届かず、ほこり等で気管支炎を発症する人もいる



- ▼首都地域全体でみると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

震災シナリオ(在宅避難)

発災直後

強い揺れが襲い、ライフラインも不通となったが、幸いにも自宅は大きな被害もなく、周囲も火災などの危険はない。また、備蓄もある程度していたため、在宅避難を開始することに。

- ▼大きな揺れにより、未固定の本棚の転倒や、キャスター付きの家具等の移動で人に衝突
- ▼マンションの中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合、在宅避難が困難化
- ▼通信の途絶等により家族の安否が確認できない



1日後

- ▼水道やガスは使えず、備蓄してあった食料や冷蔵庫の中身を食べる
- ▼余震の不安で眠れず疲れが取れない
- ▼大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性

電力・通信

▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅配等が発生



▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫が枯渇



▼家でローリングストックをした食料を使用



トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できない



▼マンション等の集合住宅では、水道が供給されていても、排水管等の修理が終了していない場合、トイレ利用が不可

▼携帯トイレを使用



1

震災シナリオ(在宅避難)

3日後

在宅避難を開始して3日が経ち、疲労やストレスが溜まってくる。

- ▼家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加
- ▼大きな余震が続く場合、在宅避難者が不安等を感じ、屋外に避難するが、冬季は体調悪化による被害の拡大が懸念
- ▼生活ごみや片付けごみが、回収されずに取り残されたり、不法に捨てられたりして、悪臭などの問題が発生



1週間後

- ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加
- ▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できず、復旧が長期化する可能性

2週間後

- ▼自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性



電力・通信

▼備蓄のバッテリーが枯渇し、充電ができなくなる

▼テレビやスマートフォンによる情報収集が困難になる

▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

▼首都地域全体で見ると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

▼計画停電が実施される場合もある

飲食・物資

▼避難所外避難者等が、飲食料を受け取りに来るため、避難所の物資が早期枯渇する可能性

▼応急給水拠点に、多数の住民が殺到し、長蛇の列となり、夏場などに炎天下で給水を待つ住民が熱中症などになる

▼道路啓開やサプライチェーン復旧の状況により、地域ごとに店舗での品ぞろえに偏りが生じる

▼余震等への不安などから過剰な購買行動が発生し、慢性的な品不足が継続する

▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

トイレ・衛生

▼家庭内備蓄をしていた携帯トイレが枯渇したり、トイレが使用できない期間が長期化した場合、在宅避難が困難

▼高架水槽を設置する住宅では、水道が供給されていても、停電や計画停電が継続した場合、揚水できず、水道が使えない状態が継続する

▼受水槽や給水管など、住宅内の給水設備が被害を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化する

▼首都地域全体で見ると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

震災シナリオ(避難所内)

発災直後

自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通になり、自宅では生活できないため、避難所へ避難する。

- ▼家は余震により倒壊の危険があるので(熊本地震の教訓)、非常持ち出し品を持って近所の避難所に行く
- ▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、混雑しており、なかなか入れない
- ▼通信の途絶等により家族の安否が確認できない



▼普段、近隣住民と付き合いが無いので、見知らぬ人ばかりで助け合いが進まず、避難所運営が混乱する

▼余震の不安や慣れない環境で眠れず疲れが取れない

▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性

1日後

電力・通信

▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅延等が発生



▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫が枯渇



▼毛布などが足りず、避難所の床が硬く落ち着けない
▼パーティション等が無い場所でプライバシーが無い



▼持参した非常食が無くなる(自宅には別途備蓄があるが戻れない)

トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できない



▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性



▼暗い中で屋外の仮設トイレに行くのに不安がある

1

震災シナリオ(避難所内)

3日後

避難所に滞在して3日が経ち、疲労やストレスが溜まってくる。ようやく食料の配給が始まる。

- ▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加
- ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加
- ▼ごみ・尿処理収集の遅れにより、生活ごみや尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
- ▼過密やプライバシー欠如、良くない衛生環境等を回避し、屋外に避難する避難者が発生
- ▼避難者による運営組織が立ち上がる

▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する

▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加

▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加

▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める



▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅等に移り、避難者数が減少

▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大

▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化

▼自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性

▼1か月後、ようやく賃貸型応急仮設に移動する

1週間後

2週間後

電力・通信

▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

▼首都地域全体でみると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

▼計画停電が実施される場合もある

飲食・物資

▼在宅避難者の備蓄が無くなり、避難所に来るので物資が無くなる

▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない

▼避難所等で炊き出しなどが開始

▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足

▼道路や交通状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生

▼必要とする物資等が変化・多様化し、避難者のニーズに対応しきれなくなる

▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

トイレ・衛生

▼生活ごみや尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化

▼トイレの衛生環境が悪化し、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が発生

▼自衛隊による入浴支援がようやく始まる

▼清掃が行き届かず、ほこり等で気管支炎を発症する人もいる



▼首都地域全体でみると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

震災シナリオ(児童・生徒用)

発災直後

学校で授業中に地震が発生。家族に迎えに来てもらってから、避難所へ避難するか、家で過ごす。

▼教室での授業中に地震が発生。まずは机の下にもぐって揺れがおさまるまで待つ
▼揺れがおさまったら、先生の先導で校庭に避難する
▼校庭に集まり、点呼を受け、全員の安全を確認する



▼先生が学校の中で崩れたものがないか、建物が安全に使えるかなどを確認するため、校庭で待つ
▼建物が安全だったので、教室に戻り、帰る準備をする

▼保護者が迎えに来た人から順番に帰宅する

▼学校の体育館が避難所になっているので、地域の人や知らない人がどンドン学校に集まる

▼保護者に連絡がつかず、迎えが来ないのでなかなか帰れない人も出てくる

▼都心で働いている両親は電車が動いていないので帰れなくなっている

▼夜になってようやく保護者が迎えに来てくれ、家に帰る

▼しばらくは学校で授業がなくなり、学校が再開されるまで待つ

1日後

電力・通信

▼携帯電話等がつかなくなくなります



▼メールやSNS等もなかなか送ったり受け取ったりできません

▼携帯電話も充電ができないのであまり使うと電池が減ってしまうので使えなくなります

▼少し暗くなってきたけれど、電気が使えないので懐中電灯等で明かりをつけます

飲食・物資

▼学校に備蓄されていたお水と非常食をもらえます

▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫がなくなるので買えなくなります



トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できなくなります



▼仮設トイレができるまでトイレが使えませんが携帯トイレや段ボールトイレを使います



▼暗い中で外の仮設トイレに行くのは怖くて不安になります

1

震災シナリオ(児童・生徒用:避難所に避難)

2日後

家に帰ったら、家の壁にひびが入っていて、危ないので避難所で過ごすことになった

▼見知らぬ大人ばかりで心細くなる
▼余震の不安や慣れない環境で眠れず疲れが取れない
▼毛布などが足りず、避難所の床が硬く落ち着けない

▼避難所への避難者が増加してきて、さらに混雑する
▼必要なスペースや物資が無くストレスになる
▼生活ごみや尿が回収されず避難所の衛生状態が急速に悪くなる

▼あまり動かなくなったりトイレを我慢したりするので、体調を崩す家族が出てくる

▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブルが増加する

▼自宅等へ戻れる人が出てきて避難所がすいてくる

1週間後

2週間後

▼自宅を直してもらうにも、大工さん等がみんな忙しく、なかなか自宅が治らない可能性がある



▼1か月後、ようやく仮の住居に移動する

電力・通信

▼備蓄していたバッテリーがなくなり、充電ができなくなったのでテレビやスマートフォンによる情報収集が難しくなります

▼停電により空調が利用できないので、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性があります



▼復旧完了は電力及び通信ともに約4日後です

▼計画停電が実施される場合もあります

飲食・物資

▼避難所の物資も早めになくなってしまいう可能性があります

▼炊き出しがはじまり、温かいご飯が食べられるようになります

▼交通状況の違い等により、支援物資やボランティアの数にばらつきが出ます

▼お店が開くようになっても不安なので大目に買ってもらう人が多く、ずっと品不足が続きます

▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安が悪くなる可能性があります

トイレ・衛生

▼水道が使えないので手を洗ったり、お風呂に入ることができません

▼トイレの衛生環境が悪くなり、インフルエンザ、や、ノロウイルス等の感染症が発生します

▼自衛隊により仮設のお風呂が避難所に作られ利用できるようになります

▼清掃が行き届かず、ほこり等で気管支炎を発症する人も出ます

▼復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後です

2

震災シナリオ(児童・生徒用:家で生活)

家に帰り、特に家に大きな被害が無いのでこのまま家で過ごすことになった

2日後

▼水道やガスは使えず、備蓄してあった食料や冷蔵庫の中身を食べる

▼家庭内の備蓄がなくなったら避難所へ食料を買いに行く

▼水は応急給水拠点に買いに行くが、重いものを運ぶ必要がある

▼マンションの場合、停電が続くためエレベーターが使用できず、全て階段を使う必要がある

▼大きな余震が続く場合、不安等を感じ、屋外に避難しますが、夏は暑く冬は寒くて、熱中症や風邪などで体調悪化が悪くなる可能性がある

▼トイレは避難所のものを使う場合もある

▼ごみが回収されずに取り残されたりして、悪臭などの問題が出てくる

▼あまり動かなくなったりトイレを我慢したりするので、体調を崩す家族が出てくる



▼自宅を直してもらっても、大工さん等がみんな忙しく、なかなか自宅が治らない可能性がある

1週間後

2週間後

電力・通信

▼備蓄していたバッテリーがなくなり、充電ができなくなったのでテレビやスマートフォンによる情報収集が難しくなります

▼停電により空調が利用できないので、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性があります



▼復旧完了は電力及び通信ともに約4日後です

▼計画停電が実施される場合もあります

飲食・物資

▼避難所の物資も早めになくなってしまいう可能性があります

▼応急給水拠点に、水を買いにいけますが、待つ列が長く、夏だと炎天下で熱中症などになります

▼避難所において炊き出しのご飯を買います



▼お店が開くようになっても不安なので大目を買ってしまう人が多く、ずっと品不足が続きます

▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安が悪くなる可能性があります

トイレ・衛生

▼停電や断水等により、トイレが利用できないので備蓄をしていた携帯トイレを使用します

▼水道が使えないので手を洗ったり、お風呂に入ることができません

▼自衛隊により仮設のお風呂が避難所に作られ利用できるようになります

▼復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後です

震災シナリオ(1家族の場合)

発災直後

平日の昼間に被災した。母親は家で被災、子どもは学校、父親は仕事で都心に出ている。自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通になり、自宅では生活できないため、避難所へ避難する。

- ▼家は余震により倒壊の危険があるので(熊本地震の教訓)、非常持ち出し品を持って近所の避難所に行く
- ▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、混雑しており、なかなか入れない
- ▼通信の途絶等により家族の安否が確認できない



- ▼子どもの学校に迎えに行き合流する

- ▼普段、近隣住民と付き合いが無いので、見知らぬ人ばかりで助け合いが進まず、避難所が混乱する

- ▼余震の不安や慣れない環境で眠れず疲れが取れない

- ▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性

1日後

電力・通信

- ▼携帯電話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅延等が発生



- ▼携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

- ▼携帯電話等のバッテリーが切れる

飲食・物資

- ▼近所のスーパー・コンビニ等は、利用できなかったり、早々に在庫が枯渇



- ▼毛布などが足りず、避難所の床が硬く落ち着けない
- ▼パーティション等が無い場所でプライバシーが無い



- ▼持参した非常食が無くなる(自宅には別途備蓄があるが戻れない)

トイレ・衛生

- ▼停電や断水等により、トイレが利用できない



- ▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性



- ▼暗い中で屋外の仮設トイレに行くのに不安がある

1

震災シナリオ(1家族の場合)

3日後

避難所に滞在して3日が経ち、疲労やストレスが溜まってくる。ようやく食料の配給が始まる。

- ▼帰宅困難者となっていた家族が避難所に到着する
- ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加
- ▼過密やプライバシー欠如、良くない衛生環境等を回避し、屋外に避難する避難者が発生
- ▼避難者による運営組織が立ち上がる

1週間後

- ▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する
- ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加
- ▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加



- ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める

- ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅等に移り、避難者数が減少

- ▼自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性

2週間後

- ▼1か月後、ようやく賃貸型応急仮設に移動する

電力・通信

- ▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

- ▼停電により空調が利用できず、熱中症、脱水症状、風邪をひく等、体調を崩す可能性

- ▼首都地域全体でみると、復旧完了は電力及び通信ともに約4日後

- ▼計画停電が実施される場合もある

飲食・物資

- ▼在宅避難者の備蓄が無くなり、避難所に来るので物資が無くなる
- ▼物流が復活せず、食料、飲料等が入手できない
- ▼避難所等で炊き出しなどが開始
- ▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足
- ▼道路や交通状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生
- ▼必要とする物資等が変化・多様化し、避難者のニーズに対応しきれなくなる

- ▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

- ▼首都地域全体でみると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

トイレ・衛生

- ▼生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
- ▼トイレの衛生環境が悪化し、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が発生
- ▼自衛隊による入浴支援がようやく始まる

- ▼清掃が行き届かず、ほこり等で気管支炎を発症する人もいる



- ▼首都地域全体でみると、復旧完了は、上水道は約17日後、下水道は約21日後

2

資料第56

用語集

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

【事業所防災計画】

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び市区町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画

第2章 市民と地域の防災力向上

【小平市災害ボランティアセンター】

災害発生時に市と災害協定を締結している小平市社会福祉協議会が連携し、被災者・被災地支援のために活動するボランティア活動を効果的・効率的に行うための、臨時のボランティアセンターをいう。

【地区防災計画】

一定の地区内の居住者及び事業者が共同して行う防災活動に関する計画。
自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力の向上を図るものであり、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。市地域防災計画の中に地区防災計画が規定されることによって、公助と共助による防災活動が連携し、地域における防災力を向上させることを目的としている。

第3章 安全な都市づくりの実現

【社会公共施設等】

都立施設、都立以外の公立施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の他、避難所に指定されている学校施設等、福祉避難所に指定されている社会福祉施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となりうる公的住宅等を総称していう。

【特定緊急輸送道路】

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36条）第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。

【RI（ラジオ・アイソトープ）】

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用される。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【S I 値】

S I 値 (Spectrum Intensity) は、「地震によって一般的な建物がどれだけ大きく揺れるか」を数値化したもので、単位はkine (カイン) である。S I 値が大きいほど、建物は大きく揺れることになり、被害が起こりやすくなる。

【細街路の閉塞】

道路の幅員が 13m未滿の狭い道路に揺れや液状化によって周辺の家屋等が倒壊し、当該区間が通行できなくなる状態をいう。

【緊急輸送ネットワーク】

震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設 (指定拠点) と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク

【道路啓開】

災害時に道路の損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置車両等の交通障害物により、通行不能となった道路において、それら障害物を撤去し、簡易な応急復旧の作業を行い、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。

【緊急通行車両等】

災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号) 第32条の2で定める次の車両をいう。

- ・道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第39条第1項の緊急自動車
- ・災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

【第一次緊急輸送ネットワーク】

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

【第二次緊急輸送ネットワーク】

第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

【第三次緊急輸送ネットワーク】

トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

【緊急自動車専用路】

発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線。

【緊急交通路】

災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

【緊急輸送道路】

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

【緊急道路障害物除去路線】

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線

【緊急通行車両等の種類】

- ・災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- ・道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- ・医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- ・医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- ・患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ・災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- ・災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- ・緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- ・歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- ・報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- ・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- ・交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

【広域応援の車両】

事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。

ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

【規制除外車両】

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

【BCP (Business Continuity Plan)】

大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（以下、「非常時優先業務」という。）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するもの。

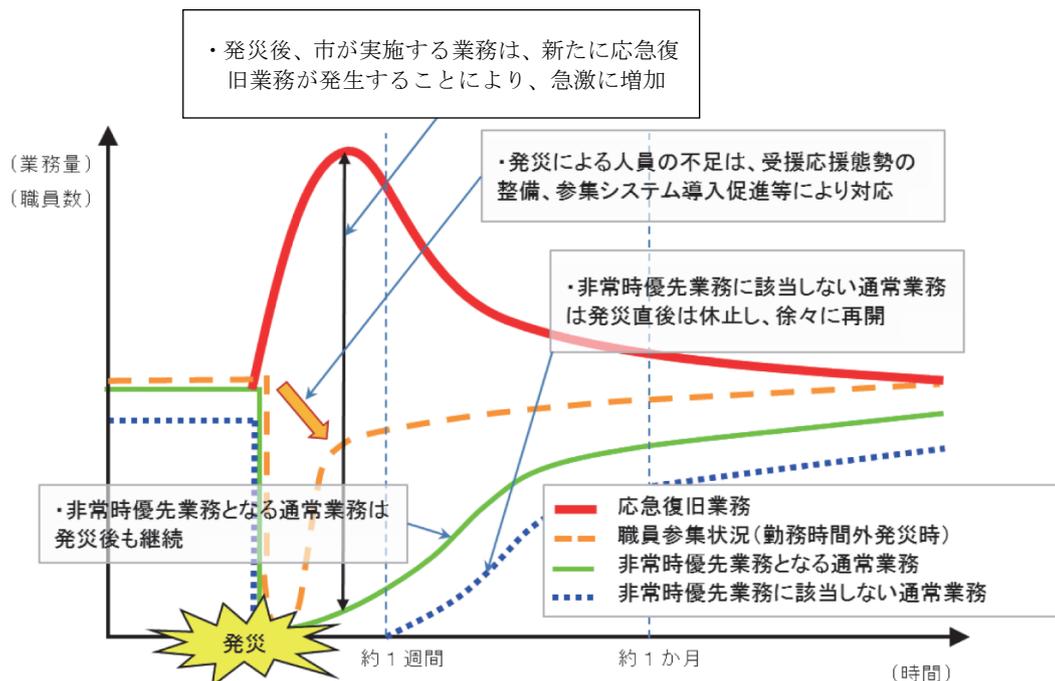
市のBCPの実効性確保するために、以下の3つの基本姿勢が重要である。

- ・全庁を挙げた災害対応態勢を直ちに確立する。
- ・非常時優先業務を確実に実施する。
- ・通常業務は原則として休止する。

◆事業継続の取組が持つ特徴

- ・災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
- ・非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
- ・非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1か月以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
- ・各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ・非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ・BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。

BCP策定による事業の確保と早期復旧のイメージ



第6章 情報通信の確保

【防災相互通信無線】

関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されている。

同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

【緊急地震速報】

緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）】

気象庁から送信される地震等の気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。

【緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）】

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・**確実**に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。

【Lアラート（災害情報共有システム）】

総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

第7章 医療救護・保健等対策

【災害医療コーディネーター】

災害時に、医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行うコーディネーター。市内の医療救護活動を対象として、市が指定する「市災害医療コーディネーター」のほか、都が指定する都内全域を対象とする「東京都災害医療コーディネーター」、各二次保健医療圏域を対象とする「東京都地域災害医療コーディネーター」がある。

【小平市災害医療コーディネーターの業務】

《役割》

- ・市内の医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。
- ・平常時から、市の医療連携体制に関する助言を行う。
- ・災害時に医療救護活動拠点における「小平市連絡調整会議」の中心的な役割を担うほか、

東京都地域災害医療コーディネーターや圏域内の市コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。

《具体的に取り組む内容》

小平市災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、市長の要請に基づき、小平市災害対策本部又は医療救護活動拠点に参集し、次の職務に関する統括・調整を行うための助言を行う。

- ・市の医療救護活動方針の策定に関すること
- ・医療チームの配分調整に関すること
- ・傷病者を受け入れる病院との連絡調整に関すること
- ・医療救護班の活動に関すること
- ・医療情報の収集提供に関すること
- ・収容先医療機関の確保に関すること
- ・東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
- ・その他医療救護に関すること

【二次保健医療圏医療対策拠点】

都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。

【医療救護所】

市が地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する場所。緊急医療救護所と避難所医療救護所がある。

【緊急医療救護所】

市が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所

【避難所医療救護所】

市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所

【医療救護活動拠点】

市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

【トリアージ】

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

【東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）】

大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。

【広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）】

Emergency Medical Information System の略。

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。

第8章 帰宅困難者対策

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第9章 避難者対策

【福祉避難所】

一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者のため特別な配慮がなされた避難所

【災害関連死】

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

【避難場所】

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

【避難指示等一覧】

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意する。
注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの行動を確認する。
高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等(※1)は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保(※2))する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

※2 自宅・施設等の上階への移動や高層階に留まること(待避)

出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)一部加工

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

【避難所開設準備委員会】

平常時から避難所運営について協議し、避難所運営マニュアルの作成や避難所開設訓練等を通じて避難所運営のルールを確認する、近隣自治会や自主防災組織等の代表者、施設関係者、施設管理者、市職員などで構成する組織。名称や構成員は、地区により異なることがある。

【避難所運営委員会】

発災後に設置され、避難所の運営を自主的に協議し決定するための組織であり、主に避難所を利用する者で構成する運営機関。

第12章 住民の生活の早期再建

【東京都義援金配分委員会】

義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため都本部に設置される委員会であり、委員会は都、市区町村、日本赤十字社東京都支部、その他防災関係機関の代表者による構成となる。